平成30年第2回定例会

九十九里町議会会議録

平成 30 年 6 月 6 日 開会 平成 30 年 6 月 8 日 閉会

九十九里町議会

平成30年九十九里町議会第2回定例会会議録

目 次

○招集告示
第 1 号 (6月6日)
○議事日程
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名3
○職務のため出席した者の職氏名 4
○開会及び開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程の報告
○会議録署名議員の指名
○会期決定の件
○諸般の報告
○行政報告····································
○一般質問
谷 川 優 子 君
古 川
荒 木 かすみ 君38
善 塔 道 代 君
髙 木 輝 一 君
○休会の件
○散会の宣告
第 2 号 (6月8日)
○議事日程85
○出席議員

○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名86
○職務のため出席した者の職氏名86
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程の報告88
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○一般質問
鑓 田 貴 俊 君
細 田 一 男 君
杉 原 正 一 君
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 1 2 4
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 1 2 5
·議案第2号 平成30年度九十九里町一般会計補正予算(第1号)
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決1 3 6
・議案第3号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決138
・議案第4号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決
・議案第5号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決140
・議案第6号 九十九里町重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
○報告第1号の上程、説明
・報告第1号 平成29年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい
T
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決141
・諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
○議員派遣の件

○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・143
・請願第1号 「国における平成31 (2019) 年度教育予算拡充に関する意見書」
採択に関する請願書
○請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
書
○請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・請願第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見
書の千葉県への提出を求める請願書
○日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決14€
・発議案第1号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書について
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決147
・発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決148
・発議案第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にするこ
とを求める意見書について
○陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決15(
・陳情第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めるとともに、世界の
国々に署名・批准を働きかけることを求める意見書提出を求める陳情
書
○動議の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○日程の追加
○閉会の宣告····································
○署名議員

九十九里町告示第53号

平成30年第2回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年5月23日

九十九里町長 大 矢 吉 明

- 1 期 日 平成30年6月6日
- 2 場 所 九十九里町議会議場

平成30年九十九里町議会第2回定例会会議録(第1号) 平成30年6月6日(水曜日)

平成30年第2回九十九里町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年6月6日(水)午前9時34分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 休会の件

出席議員 (16名)

1番	髙	木	輝	_	君		$2^{\frac{1}{2}}$	番	鑓	田	貴	俊	君
3番	中	村	義	則	君		4	番	古	Ш		徹	君
5番	浅	岡		厚	君		6	番	荒	木	かす	ーみ	君
7番	内	山	菊	敏	君		8	番	杉	原	正	_	君
9番	善	塔	道	代	君	1	L 0 =	番	細	田	_	男	君
11番	佐ク	人間	_	夫	君	1	1 2	番	谷	Ш	優	子	君
13番	髙	槗		功	君	1	4	番	鈴	木	征四	郎	君
15番	古	Ш		明	君	1	6	番	石	橋	和	雄	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大 矢 吉 明 君 副 町 長 佐 ϕ 木 悟 君 教 育 長 中 村 誠 一 君 総 務 課 長 秋 原 充 君 企画財政課長 木 原 正 幸 君 税 務 課 長 篠 崎 肇 君

住民課長 戸 田 佳 子 君 健康福祉課長 作田延保君 社会福祉課長 中川 チエリ 君 産業振興課長 南 部 雄 一 君 まちづくり 長 会計管理者 村 俊之君 古 Ш 富 康 君 戸 教育委員会事務局長 ガス課長 中 村 徳 君 義則君 吉 Щ 農業委員会事務局長 教育委員会事務局主幹 田洋一君 吉 内 山 茂 樹 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 篠﨑英行君 書 記 伊藤 さやか 君

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時34分

O議 長(浅岡 厚君) ただいまの出席議員数は全員です。これより平成30年第2回九十九 里町議会定例会を開会します。

◎議事日程の報告

○議 長(浅岡 厚君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長(浅岡 厚君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

1番 髙 木 輝 一 君

15番 古 川 明 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長(浅岡 厚君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より11日までの6日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より11日までの6日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長(浅岡 厚君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第6号、報告第1号、諮問第1号の 送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、去る5月24日に千葉県町村議会議長会会長より、議会議員として多年にわたり地方 自治の振興、発展に寄与した功績により、髙橋功君、並びに谷川優子君が表彰されましたの で、ここで表彰状を授与いたします。

髙橋功君と谷川優子君は前へお願いいたします。

表彰状。

山武郡九十九里町、髙槗功様。

あなたは、多年、町村議会議員として、地方自治の振興、発展に寄与され、その功績はま ことに顕著であります。

よって、特別表彰します。

平成30年5月24日。

千葉県町村議会議長会会長、市原重光。(拍手)

表彰状。

山武郡九十九里町、谷川優子様。

あなたは、多年、町村議会議員として、地方自治の振興、発展に貢献され、その功績はま ことに顕著であります。

よって、特別表彰します。

平成30年5月24日。

千葉県町村議会議長会会長、市原重光。(拍手)

それでは、一言。

(13番 髙橋 功君 登壇)

〇13番(髙橋 功君) 一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、このような表彰状をいただきまして、感謝にたえません。これもひとえに同 僚議員初め多くの皆様の御支援のおかげと深く感謝しております。

この表彰の名に恥じないように、これからも九十九里町議会の一員として町議会の品位を 汚さないように精進してまいりたい、このように思っております。どうぞよろしくお願いい たします。(拍手)

(12番 谷川優子君 登壇)

○12番(谷川優子君) 本日は表彰いただきましてありがとうございました。これも皆様の 温かい御支持、御支援、また私を支持していただいた大勢の方のおかげだと思っております。 私もこれからも勉強しながら、一生懸命頑張っていきたいと思います。よろしくお願いしま す。ありがとうございました。(拍手)

○議 長(浅岡 厚君) 本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は町長、大矢吉明君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨通知があった者は次のとおりです。

副町長、佐々木悟君。教育長、中村誠一君。総務課長、秋原充君。企画財政課長、木原正幸君。税務課長、篠崎肇君。住民課長、戸田佳子君。健康福祉課長、作田延保君。社会福祉課長、中川チエリ君。産業振興課長、南部雄一君。まちづくり課長、古川富康君。会計管理者、戸村俊之君。ガス課長、中村吉徳君。教育委員会事務局長、山口義則君。農業委員会事務局長、吉田洋一君。教育委員会事務局主幹、内山茂樹君であります。また、会議録調製のため、議会事務局前任者であります健康福祉課高齢者福祉係長、古川恵美君の出席を許可いたしました。

◎日程第4 行政報告

〇議 長(浅岡 厚君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 改めまして、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、これより平成30年九十九里町議会第2回定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますこと、厚く御礼申し上げます。 早いもので、平成30年度も3カ月目に入りました。本年度は第4次総合計画後期基本計画 及び九十九里町まち・ひと・しごと創生総合戦略がともに計画期間の折り返しとなることか ら、それぞれの目的を確実に達成するよう、各事業を展開してまいります。また、行政改革 推進プランの計画期間の2年目でもあります。

各事業の徹底した見直しを実施し、限りある財源を有効に活用することで、厳しい財政状況においても、町民ニーズに応える行政サービスの提供に努めてまいります。

さて、春の叙勲におきまして、本町から東金中学校長や千葉県中学校長会会長などを歴任された鈴木年雄様が瑞宝双光章を、元町消防団副団長の鈴木正市様が瑞宝単光章を受章されました。ここに、栄えある章を受章されましたお二方の御功績をたたえ、深く敬意を表する

ところでありますとともに、心からお喜びを申し上げます。

それでは、平成30年3月に開催された第1回定例会以降の主な事業について報告いたします。

初めに、本日までに実施した事業でございますが、3月20日に、大塚製薬株式会社と九十 九里町民の健康づくり等に関する連携協定を締結いたしました。大塚製薬の持つ健康づくり のノウハウを有効に活用させていただき、民間と行政の連携と協働による町民全体の健康づ くりに取り組んでまいります。

4月5日から4月10日にかけては、保育所及びこども園の入園式、小・中学校の入学式が行われました。

4月18日、千葉ロッテマリーンズ対オリックス・バファローズ戦を九十九里町スペシャルナイターとし、ZOZOマリンスタジアムにおいて町のPRイベントを開催いたしました。 観光パンフレットや移住・定住チラシなどを用いて、町の魅力を発信するとともに、焼きハマグリを無料配布するなど、これからの観光シーズンに、より多くの方々に来町していただけるよう、九十九里町の海の幸を紹介いたしました。

4月29日には、片貝中央海岸において、海の安全を祈願する海開き式が行われました。また、海の駅九十九里の指定管理者が5月1日から千葉県観光公社に変更になったことに伴い、5月5日まで開設3周年とリニューアルオープンを記念したイベントが開催され、連日盛況となっておりました。今後も海の駅九十九里を拠点として、地場産業の活性化及び交流人口の増加に努めてまいります。

5月26日には、豊海小学校の運動会が行われました。子供たちが、日ごろの練習の成果を 発揮しようと元気に活動する姿は、とても感慨深いものでした。

5月27日には、ごみゼロ運動を実施いたしました。引き続き町民の皆様の御協力をいただ きながら、環境美化運動を促進し、ごみのないクリーンなまちづくりに努めてまいります。

6月3日には、片貝中央海岸南側駐車場において、町消防ポンプ操法大会を開催いたしま した。消防団員が、その使命を果たすために習得した機敏な消防ポンプ操法技術を披露いた しました。

次に、これから予定している事業でございますが、6月24日には、蓮沼海浜公園で開催されます山武支部消防ポンプ操法大会に第7分団が出場いたします。連日の厳しい訓練の成果を発揮し、迅速かつ正確な操法技術により上位入賞を果たすことを期待しております。

7月には、海水浴場を開設いたします。夏期観光安全対策本部を設置し、海の安全対策に

万全を期してまいります。

8月には、ふるさとまつりの開催が予定されております。このまつりは今年で29回目を迎えます。海水浴場への来遊客などで一段とにぎわいを増す夏に開催されることから、より多くの集客につながればと期待を寄せるところでございます。

今後の各事業の実施に当たりましても、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上 げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、町税条例等の一部を改める必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日に九十九里町町税条例等の一部を改正する条例の制定を専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第2号 平成30年度九十九里町一般会計補正予算(第1号)についてでございますが、 既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,333万3,000円を追加し、予算の総額を54億533万3,000 円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、総務費で庁用車購入に係る経費123万8,000円、臨時職員1名 分に係る経費137万3,000円、民生費で臨時職員2名分に係る経費297万5,000円、かたかいこ ども園(旧片貝保育所)の除却のための設計監理業務委託料226万8,000円、商工費でいわし の交流センター脇に多目的広場を整備するための経費547万9,000円を増額計上いたします。

歳入の補正につきましては、財政調整基金から1,333万3,000円を繰り入れることといたします。

議案第3号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、 平成30年5月23日に生産性向上特別措置法が制定されたことに伴い、町税条例の一部を改正 するものでございます。

議案第4号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法施行令の改正及び国民健康保険広域化に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、放課後児童健全育成事業の設備及

び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号 九十九里町重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行及び千葉県の重度心身障害者(児)医療給付改善事業費補助金要綱の改正に伴い、重度心身障害者医療等の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

報告第1号 平成29年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、平成29年度に予算計上した土木費の橋りょう補修事業及び町営住宅管理費について、それぞれ平成29年度内に事業が完了せず、支出が終わらなかったため、その繰越額や財源内訳を一覧にして報告するものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、 町人権擁護委員の古川比呂子氏が平成30年9月30日をもって任期満了となりますが、古川比 呂子氏の再任について、議会の意見を求めるものでございます。

以上が議案及びその他の概要でございます。詳細につきましては、担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎日程第5 一般質問

○議 長(浅岡 厚君) 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により12番、谷川優子君。

(12番 谷川優子君 登壇)

〇12番(谷川優子君) 12番、谷川です。

住民の福祉と利益を守る立場に立ち、2018年6月議会一般質問を行います。

国民健康保険制度の負担軽減についてお伺いいたします。

これまで国民健康保険は、市町村の運営でしたが、今年度から市町村と都道府県が共同運営する制度になりました。これまで市町村ごとの独立採算制の国保財政が、都道府県による財政一括管理になり、運営に必要な費用は納付金として市町村に割り当てられます。納めら

れた納付金から医療給付費に必要な費用を市町村に分配するという流れになります。納付金の額は、都道府県から示された標準保険料率をもとに計算し、また都道府県は国保運営方針を決め、市町村国保行政を指導する。国は、都道府県や市町村が国の方針どおりに行われているかを採点し、成績がよいと見なされた自治体に保険者努力支援制度の中で予算の重点配分がされるという仕組みに変わりました。

今年度は、町の国保税は県から示された保険料率に基づいたものですが、厚生労働省は、標準保険料率はあくまでも理論値であり、現行の保険料とは算出が異なるため、法定外繰り入れの扱いも含め、激変緩和について対応するよう通達がされました。つまり新制度に変わっても国保税の額を決めることや徴収については、引き続き市町村の仕事となります。

お伺いいたします。

1点目は、新制度に移行する中で、町の国保加入者の負担についてお答えください。

2点目は、国保高騰の要因となっている均等割の負担軽減についてお伺いいたします。

均等割は、戦前の人頭割を引き継いだもので、収入に関係なく一定の税金を課すもので、これは1903年、明治36年に廃止されたものをまた引き継いだ制度です。均等割については、全国知事会からも国保の構造問題の一つとして出されました。同じ世帯構成でも協会けんぱや組合健保に比べ、国保税は2倍の負担という異常な高さです。よく住民に聞かれます。なぜ、国保税はこんなに高いの。国保税の高騰の要因は加入世帯の貧困化と高齢化、そして国の予算の削減です。まさに国保は社会的弱者の医療制度となっています。そこで、子育て世代の均等割の軽減が必要だと思われますが、いかがでしょうか。

3点目は、資格証、短期証の発行についてお伺いいたします。

新制度に移行しても、税額を決めることや税の徴収は引き続き町の仕事です。国保加入者の半数以上は低所得世帯です。全国的にも生活困窮者に追い打ちをかけるような差し押さえが横行しています。病気や貧困は個人の責任ではありません。国保法第77条では、市町村の判断で減免ができるとされています。この質問は、この後の4点目の条例減免を求めることにつながると思いますが、資格証や短期証の発行には住民の生活実態をよく調査し、そうした住民を救える条例の制定を求めますが、いかがでしょうか。

5点目は、法定外繰り入れについてです。

法定外繰り入れによる国保特別会計について、厚生労働省は、標準保険料率はあくまでも 理論値であり、現行の保険料とは異なる。18年度については法定外繰り入れも含め、丁寧な 対応をと自治体にありました。これは安定した国保会計には法定外繰り入れも必要だという ことだと思いますが、いかがでしょうか。

次は、給食費の無料化についてお伺いいたします。

文科省の2016年に行われた子供の学習費調査では、副教材費、実習教材費、部活動費、修 学旅行費など学校への納付金は、公立小学校で年間約10万円、公立中学校で年間約18万円で す。また、高い制服や体操着を購入しなければなりません。学校給食費は小学校で月平均 4,323円、中学校で月平均4,929円、これは全国的な平均です。憲法26条では、義務教育はこれを無償にとなっていますが、現実的に無料なのは授業料と教科書に限られていて、保護者の負担は大変大きなものがあります。

このような中で、給食費の無償化が求められています。近隣自治体では、大多喜町など無償化を実施していて、全国的にも半額補助や多子世帯補助など、全1,741市区町村のうち、少なくとも417市町村が実施しています。給食の無償化は子供への現物支給として大きな意義があります。どんな家庭でもどんな親の子であってもひとしく利益を得ることができる点では大変すぐれた制度と言われています。

お伺いします。

1点目、給食費の無償化あるいは減免について、町の考えをお答えください。

2点目、給食費滞納は、子供のシグナルと言われています。滞納世帯の実態の把握ができているのでしょうか。

3点目、就学援助制度の中で給食費の補助について、保護者への周知と申請方法はどのように対応しているのでしょうか。

最後に、庁舎建て替えについてお伺いいたします。

庁舎建て替えのための基金条例が可決されましたが、耐震診断の結果を踏まえ、基本設計 の策定はどのように考えているのでしょうか。

また、まちづくりを含めた庁舎建て替えが必要だと思います。住民に理解をいただくこと、 住民への周知を大切にしながら進むべきだと思いますが、町当局の考えをお聞かせください。 再質問は自席で行います。また、一問一答で行います。

○議 長(浅岡 厚君) 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

なお、給食費無料化についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろ

しくお願いいたします。

それでは、初めに、国保税の今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

1点目の広域化による全体的な税負担の御質問ですが、広域化に伴う平成30年度からの税率は、県から示された医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分の3つの区分の標準保険税率を基本として、本定例会に国民健康保険税条例の一部改正について上程しています。改正案では、医療分に係る税率等の下げ幅が大きいことから、被保険者の皆様の税負担が軽減されるものと考えております。

2点目の均等割の負担軽減との御質問ですが、国保税の均等割の軽減については、所得に 応じて7割、5割、2割の法定軽減が設けられております。

3点目の資格証、短期証の発行についての御質問ですが、交付に当たりましては、九十九 里町国民健康保険税滞納者対策取扱要綱に基づき、随時交付しております。

なお、今回の広域化により、交付についての条件や対応に変更はございません。

4点目の条例減免でとの御質問ですが、減免規定については、九十九里町国民健康保険税 条例第26条に定めております。また、九十九里町国民健康保険税減免取扱要綱を平成30年3 月に制定し、減免規定をより明確にしたところでございます。

5点目の法定外繰入による負担軽減との御質問ですが、今回の広域化では、法定外繰り入れを計画的に解消または削減することが求められております。法定外繰入による負担軽減は、被保険者以外の住民に負担を求めることになるとも考えられます。町としては、保険税の収納率の向上や医療費の適正化などに取り組むことで、被保険者の負担軽減を図り、国保財政の健全な運営に努めてまいります。

次に、庁舎建て替えについての御質問にお答えいたします。

1点目の耐震診断の結果についての御質問ですが、国が示している耐震診断の指針による 震度6強から7程度の大規模地震に対する安全性の3区分のうち、区分2の地震の震動及び 衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性があるという結果になり、耐震性が十分でない ことが判明いたしました。

2点目の基本計画の策定についてですが、基本計画は庁舎を新たに整備する際に、今後の 検討の前提となる条件や方向性を示すために策定するものと考えております。現時点では、 現庁舎を改修するのか、または庁舎を新たに整備するのかという方針について検討を始める 段階であるため、新築を前提とした基本計画の策定時期は未定となっております。

3点目の住民への周知との御質問ですが、庁舎整備に対する住民の皆様の理解を得るため

にも、今後、庁舎整備に対する検討を進める中で、周知する内容やタイミングについても検 討してまいります。

以上で谷川優子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

〇議 長(浅岡 厚君) 教育長、中村誠一君。

(教育長 中村誠一君 登壇)

○教育長(中村誠一君) 谷川優子議員からの御質問のうち、私からは給食費の無料化についてお答えいたします。

1点目の給食費の無料化・減免についてでございますが、学校給食費については、学校給食法により経費の負担区分が定められており、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費については町が、それ以外の経費については学校給食を受ける児童・生徒の保護者が負担すると規定されております。

給食費の無償化に当たっては、毎年、多額の費用を町が負担することとなりますので、現在の九十九里町の財政状況からみて、国、県等の補助金がない中で実施することは大変困難な状況でございます。今後も施設の維持管理及び運営に係る経費については町が負担し、食材料費の負担については保護者の皆様にお願いしてまいります。

2点目の滞納世帯の実態把握ができているのかとの御質問でございますが、平成29年度に おける現年度分収納率は98.2%でございます。滞納整理に当たっては、電話催告や臨戸徴収 等により保護者と接触し、生活実態を把握しております。

3点目の就学援助の中の周知・申請の方法でございますが、以前、平成28年6月、谷川議員からの御質問を受け、町ホームページの掲載内容を充実させたほか、提出先につきましても教育委員会事務局でも受付できるように変更いたしました。また、在校生については、学校だより等を通じて、新入学児童については就学時健康診断や新入学生説明会の際に、就学援助制度の説明を行い、漏れなく保護者へお知らせしているところでございます。特に、給食費につきましては、支払いが滞りがちな世帯に対し、個別に就学援助制度の内容や申請方法についての説明を行い、納付相談に応じております。

以上で谷川優子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- **〇12番(谷川優子君)** 12番、谷川です。再質問をさせていただきます。

住民の負担軽減の中で、今回は県に示された標準保険料率に基づいた国保税で、今までよ

り全体的に下がったと、というよりも、今までが余りにも高過ぎた。県でも高さは九十九里 町は1番か2番でしたよね、国保税の高さは。だから、下がったという、確かにそうなんで すけれども、ただ、現実的には国保税がやはり高いということは変わりないと思うんです。

住民の負担軽減の中で、保険者努力支援が今回示されておりますけれども、町の国保行政 のあり方を国が採点して、予算の重点配分をすると、こういった内容だと思うんですけれど も、具体的にそれはどのような保険者努力をするのか、具体的にお答えいただきたいと思い ます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 住民課長、戸田佳子君。
- **〇住民課長(戸田佳子君)** 谷川議員の質問にお答えいたします。

今回の標準保険税率につきましては、収納必要額を下げる要因といたしまして、谷川議員のほうから御指摘のありました保険者努力支援制度による町に対する、直接入ってくる交付金が限定されてきたというところでございます。この歳入が増えることによって、保険税率も下げていけるという要因の一つでございます。具体的にどのようなことをするのかという御質問でございますが、一番大きいのは、特定健診の実施率、あるいは、これは住民健診にもかかわるのですが、がん検診の実施率、そういったことがかなり大きなウエートを占めているかと思います。

そして、もう一つの要因は、収納率の向上でございます。健診と収納率の向上が両輪となって、この保険者努力支援制度を支えるものと思います。

もう一つは、包括支援の構築ということがございます。今後、問題になっております人口 問題からも、高齢者の割合が増えるということで、介護と保健は一緒になって連携していか なくてはならないという国の方針がございますので、これに対して連携していけるように努 力してまいります。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- **〇12番(谷川優子君)** 再質問を行います。

この特定健診、住民健診、確かに予防として必要なことだと私も思います。しかし、住民が受けやすくするためには、やはり負担をまず軽くする、健診の負担を軽くするということが前から私も何度か提案していると思うんですけれども、それに対して具体的なお考えはどうなのでしょうか。

〇議 長(浅岡 厚君) 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長(戸田佳子君) 特定健診につきましては、会場が大変混雑しますとか、会場までの足がないとか、いろいろ被保険者の皆さんに御負担をかけているところかと思います。今年度対策したことにおきましては、1日健診日を延ばしたりですとか、実施率を上げるために実は先ほどのがん検診の同時実施などを行っているところですが、皆さんの負担を軽くするという部分ではまだまだ努力が足らないのかなと思っています。

28年度の健診実施率が38%ちょっと、すみません、数字が今示せなくて申しわけないのですが、これがさらに国の示す40%あるいは50%、60%と伸びていきますと、会場の都合ですとか、それから来ていただく方への御負担を今後、健康福祉課とも共同しまして考えていかなくてはならない課題であると思っております。今のところまだ負担軽減についての特別な施策がなく、申しわけないと思っているところでございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- ○12番(谷川優子君) 努力支援ということで、保険者努力支援について今まで質問したのですけれども、御存じのように国保、今回、都道府県化によって6年を第1期として国は考えている。そうすると、6年後にどうなるかわからないという状況の中で、また国保税が上がると、そういった状況の中で上がるかもしれない、多分上がると思いますよね、高齢化になるし。

そういった中で、やはり国の責任、国民の健康を守るというのは国の責任なんだという立場に立って対処していただきたいと思います。つまり行政が、住民の負担をどこでどういうふうにすれば軽くなるのかということを、真剣に行政もこれから考えていただきたいと思います。

それと、均等割の負担についてなんですけれども、先ほど町長からお答えいただいた2割、5割、7割は、これは法定内減免の話だと思うんですね。私が言っているのは、均等割部分なんです。均等割部分というのは所得に関係のない部分で一律にかかってくる。例えば協会けんぽや組合健保の保険料を、モデル世帯で比べてみると、例えば給与所得年収400万円の4人家族、協会けんぽでは大体年間20万から21万円、そして国保税ではどうかというと、同じモデル世帯で41万円から42万円という国保税の高さなんです。例えば180万円で生活する単身フリーターの二十のモデルケースを調べると、国保税では12万円から15万円なんです。ところが、協会けんぽでは8万円から9万円と、こういう金額が出ているわけなんです。

その中で、例えば子育て世代の軽減がやっぱり今一番大事だと思うんですよね。子供が大勢いれば、それだけ均等割がかかると。その均等割を、例えば2人目、3人目を均等割を無

料にするとか、半分に軽減するとかという、そういったことも町がまだ徴収や何かをする、 税額をかけることは町でできるわけなので、そういったことも考えて、子育て支援というこ とで考えていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 住民課長、戸田佳子君。
- ○住民課長(戸田佳子君) 均等割の法定軽減につきまして法定軽減は、もともと均等割を軽減するものでございます。5割、2割の軽減につきましては、加入者が増えますと、その分拡大される、所得の割合が拡大されるというもので、低所得者対策になっているかと思います。町の負担といたしまして、確かに法定減免ではあるのですが、この減免をするためには必ず町が4分の1を負担するという制度でございますので、町からの負担もいただいているところでございます。

あと、子育て支援ということで、子供さんの均等割を下げたらどうかという御質問でございますが、現行の制度におきましては、子供さんの均等割を下げますと、その分をどこかに上乗せしないと全体の、先ほど御説明のありました納付金が支払えなくなるという制度でございますので、なかなかこの構造上の問題というところで、子供さんの均等割を下げるということが、今現在は難しい状態でございます。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- 〇12番(谷川優子君) 谷川です。

だから、先ほどから言っているように、一般財源からその分を補塡すればいいんじゃないですかということで、法定外繰り入れの話を私はずっとお願いしているわけなんです。

協会けんぽや組合健保と比べて、国保が倍以上高いということは、これは不公平の拡大ですよね。まして、国保というのは所得の低い、九十九里町は特に、先ほどから言っている法定減免が53%の対象だと。これだけ所得が低いということだと思うんです。半数以上が、要するに法定減免、2割、5割、7割の減免を受けないと大変なことになっているという、払えないと、そういう状況だということですよね。

そういう中で、公平さを考えても、結局、協会けんぽと組合健保と国保がこんなに違うということは、私はこれは保険者の、被保険者が、本来町長が対応するべきだと私は思っていますので、これをもう一度、子供たちの均等割部分を半減する、2人目、3人目の均等割部分を半減して、半減するとどのくらいの金額になるのかというのは、まだ数字としては出していないですよね。だから、まずそれを出していただいて、そして本当にそれが一般財源か

ら補塡できない金額なのかどうなのか。まず、そこをきちっと示していただきたいと思いますので、後で数字のほうは出してください。よろしくお願いします。

資格証、短期証の発行と減免について、また質問させていただきます。

先ほどから言っているように、国保加入世帯の半数以上が住民非課税あるいは法定減免の対象になっています。新制度に移行しても引き続き税額や徴収は町の責任でやるわけなので、滞納世帯への資格証、短期証の発行をどのように、先ほど変更はないと言って、町長の答弁ですけれども、滞納者を町としてはみんな悪質滞納と考えているのかどうなのか、お答えください。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 税務課長、篠崎肇君。
- ○税務課長(篠崎 肇君) お答えいたします。

全員を悪質滞納者と捉えているのかという御質問でございますが、そのような考えはございません。滞納されている方の所得内容とかそういったものを加味しながら、担税力に欠ける方につきましては、納税相談等々に応じながら対応しているところございます。また、悪質滞納者につきましては、差し押さえ等々を実施するということをしておりますので、全員を悪質滞納者というふうな認識ではおりません。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- **〇12番(谷川優子君)** 12番、谷川です。

全員が悪質滞納じゃないとしたら、九十九里町が今差し押さえしているもの、それに対してはどのような対応、考えを持っていらっしゃるのですか。

- ○議 長(浅岡 厚君) 税務課長、篠崎肇君。
- ○税務課長(篠崎 肇君) 現在、差し押さえ等をしているものにつきましては、預金調査等を行いまして、その中で担税力、支払い能力があると思われる方について差し押さえ等をしているということでございます。
- 〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- ○12番(谷川優子君) やはり住民の立場に立った国保行政、収納行政をしていただきたいと、本当に常日ごろ思っています。私も何度か過去において、そういった差し押されちゃった、全部、とりあえず通帳を押さえられちゃったと、そういう相談も幾つか受けています。ですから、対応に対しては十分に住民の状況、住民の話を聞きながら対応していただきたいと思います。

要は、なかなか納めることができない、そういう住民をどうやって救うのかというのは、これはもう国保法の第77条、被保険者に災害、病気、事業の休廃止などの特別の事情がある場合、市町村の判断で国保税の減免ができるというふうに国保法の第77条ではなっています。こういった特別な事情ですよね、特別な事情というのは、これは曖昧で、こういった国保法の第77条があるにもかかわらず、九十九里町はこういった77条の申請は過去において、災害は別ですよ、災害は、東日本大震災のときはこの77条でやった記憶が私もあります。国からの交付金も来たのだと思いますけれども、この77条の特別な事情の中に、この規定を活用しながら、先ほどから言っている多子家庭の支援あるいは高齢者のひとり暮らしあるいは障害者に対してのそういった活用ができないのかどうなのか。国保法の77条のこの減免規定を条例化、きちっとした条例化ができるかできないかお願いします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 税務課長、篠崎肇君。
- ○税務課長(篠崎 肇君) お答えいたします。

第77条関係ということで、先ほど町長答弁にもございましたとおり、国民健康保険税条例 第26条に減免規定がございます。このたび、30年3月に国民健康保険税減免取扱要綱のほう を設定させていただいたところでございます。その中で、特別な事情、失業ですとか、ある いは災害に遭ったですとか、そういった方に対する減免の規定を設けているところでござい ますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

- ○議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- ○12番(谷川優子君) 条例化にするのと要綱では、内容が違いますよね。まず第一に、住民がなかなかわかりづらい、要綱では。それから議会軽視になりやすい。条例化されているわけじゃないのでね。ですから、これはきちっと、先ほど課長が言ったように、被保険者に災害、病気、事業の休廃止というのは、今でもうたってあるのですよね。それ以外に、町長が特別に認めたものと。この特別に認めた、その特別の事情というのを今度の要綱で具体化できるのかどうなのか。どうなんでしょうか。
- 〇議 長(浅岡 厚君) 税務課長、篠崎肇君。
- ○税務課長(篠崎 肇君) お答えいたします。

町長が特別に認めるということで、今回の要綱の中には細分がございませんので、今後、 事務取扱要領等におきまして、具体的な内容等につきましては策定していきたいと考えてお ります。

〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。

○12番(谷川優子君) わかりました。とにかく、今までと同じ内容で要綱をつくりましたといっても、その要綱が本当に住民が使いやすい、あるいは住民がわかりやすいようなものになっているかどうかというのが、これが大事なことなんです。条例化するには、確かに議会を通さなきゃいけない。その要綱というのは、私が前回、LGBTのときにパートナーシップ条例をと言った、あれの中では確かに要綱で十分に男女の、申請書の中から消すことができるとか、そういったのは要綱で私は十分だと思うんです。ただ、これは、やっぱり国民健康保険税の場合は要綱じゃなくて、きちっとした条例の中でやっていただきたいと思いますので、強く要望いたします。

法定外繰入について質問しますけれども、国は新制度導入後も国保会計への交付、繰入は自治体で御判断いただくというような公式な政府回答がありました。やっぱりこの国民健康保険制度そのものが疲労して、もう今限界に来ていると。大幅な住民負担増を簡単に実行できないでいる。国も、先ほど言ったように、今回のこの都道府県化の目的は、法定外繰入を解消させること、それから医療費を削ることということが眼目になっていながらも、現実的には一般財源の繰入をしている自治体が、その法定外繰入をしないとかなり保険料が上がってしまうという現実があったので、国もそう簡単には法定外繰入はだめだと、解消しろということは言えないというのが現実なんですよね。

これは制度そのものがもう疲労していると、極限に来ているというところなんです。 県から示される標準保険料率は理論値であると言っている。 給付が上がれば、ダイレクトに保険税にはね返ってきますよという一つの、これはそういうことなんですよね。

安定した国保運営をしていくには、何度も私も言って、申しわけないのですけれども、一般財源からの繰入をしながら、安定した国保会計を希望しますけれども、どうでしょうか。

- ○議 長(浅岡 厚君) 住民課長、戸田佳子君。
- **〇住民課長(戸田佳子君)** 今回の広域化におきまして、標準保険税率を取り入れて、実際に下げる市町村というのは20市町村ほどにとどまっております。そのほかは、最初の年度だというところで様子を見ているというところがございます。

九十九里町におきましては、もともと法定外の繰入は行わず、国保会計の中で運営を実施してきたところでございます。今回の制度におきまして、被保険者割ですとか所得係数ですとか医療費係数において、九十九里町は理論値においてかなり低い数字を示されました。現実の税額につきましても、それに近い数字でございましたので、標準保険税率を取り入れた改正案を今回の定例会に上程したところでございます。ですので、千葉県全体で医療費の改

革に当たって、九十九里町は今回税率を引き下げられたところでございますので、今後、まず取り組むべきは収納率を上げて、まずは財源を確保するというのが第一義だと考えております。

また、先ほど御説明しました保険者努力制度による保険事業の推進を図って、皆様に健康についてどうか注目をしていただいて、そのことによって、国民健康保険税も支払わなければならない税金なんだという認識を持っていただくことが第一義であり、法定外繰入を安易に取り入れることが正しいという制度ではないと考えております。よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- ○12番(谷川優子君) 安易に取り入れろということではなくて、安定した国保財政を運営していくには、そういったことも必要なんじゃないですかという話なんです。結局、高くなれば滞納者が増える、悪循環の繰り返しになってしまうということで、今回、国保税が全体的に下がったということで、ちょっとまた今後様子を見ながら要望していきたいと思います。給食費無償化についての再質問をいたします。

2015年の調査では、7人に1人が子供の貧困状態だと言われています。やっぱり給食費の 無償化というのは、義務教育の無償化の中に当然入っていると考えて、私はしかるべきだと 思うんです。先ほど、教育長がお答えいただいた、学校給食法の第11条の2項のことを言っ たのだと思うんですけれども、施設費だとかそういった運営費に対しては政令で定めるもの は義務教育の設置者の負担にすると。前項に規定する以外の、経費以外の学校給食に要する 経費は児童・生徒のそういった保護者の責任だということだと思うんですけれども、でも、 現実的に無償化に踏み切っている自治体もあるわけです。

実際、私たちのほうで文科省のほうにこれを聞いたんですよ。学校給食法の保護者の負担とするというところは、法の規定であって、あくまでも負担のあり方を示したものであり、補助金を出すことに関しては実質それで無償にすることを禁止したものではないと。文科省の考え方はこういう考え方なんですね。本来、国が無償にするのは、これは当たり前の話。ただ、そうはいっても、国もなかなか踏み切ろうとしないという中で、やっぱり国の悪政の一番防波堤になるのは、こういった行政、身近な行政だと思うし、教育委員会はまず子供を守るという立場に立った物の考え方をしなきゃいけないと思うんです。

先ほど、多額の負担をとおっしゃいましたけれども、実際、給食費を見ると、大体5,000 万が賄い材料費だったと思うんです。でも、その中に、就学援助制度の中、あるいは生活保 護費の中の扶助も入っていると思うんですね。そういうのを引くと、大体4,700万から4,800万ぐらいかなというふうに計算されるわけです。じゃ、その中で、2番目、3番目の子供がどのくらい通っているのか。そういった試算はされたのかされないのか、どうなんでしょうか。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 教育委員会事務局長、山口義則君。
- ○教育委員会事務局長(山口義則君) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ただいま、2子以降の試算をされたかどうかという質問をされたかと思いますが、平成30年5月1日現在、児童・生徒の全てで921人おります。無償化した場合、先ほど、議員おっしゃられたとおり、4,700万と言いましたが、4,462万ほど行政負担が出るという形で試算しております。

また、給食の提供を同時に受けている2人目以降の児童・生徒をもし無償化した場合については、対象者が268人、試算すると1,324万円ほど毎年町が負担するという形が考えられます。また、3人目以降につきましては、該当が40人ほどでございます。この場合、約200万程度ということで試算しております。

いずれにいたしましても、継続して町は不足財源を補うこととなりますので、給食の負担 軽減措置は大変難しいものと考えております。引き続き近隣自治体の状況を確認しながら、 給食の無料化につきましては判断してまいりたいと考えております。

- ○議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- 〇12番(谷川優子君) 谷川です。

金額的に絶対無理だという考えではだめだと思うんです。一歩でも二歩でも、少しでも負担軽減をするために、自分たちができることは何なのか、まずそこを考えていただきたいと思います。

次に、周知に関してお伺いいたします。

私も議会で何度か就学援助の周知の徹底を求めて、確かに今ホームページ、本当によく、 わかりやすいホームページに掲載させていただきました。本当に助かっています。やっぱり 就学援助は保護者が申請しなければ利用できない。制度の周知・申請方法は、希望者に申請 書を配布するところだけもあれば、全員子供に持たせる、とりあえず申請書を渡すといった 対応をしている学校もあります。

経済的に困窮している家庭は、こうした重要な情報を入手することがなかなかできない情報弱者と言われる人もいる状態なんですね。ホームページ以外の周知として、先ほど言った

ように、各学期末ごと説明はしていただいてはいるのですけれども、でも、なかなか申請し づらいということで、例えば子供たちに全部申請書と内容をとりあえず持たせるとか、そう いった周知の仕方を希望します。やっていただきたいと思います。

2017年、文科省が就学援助実施状況調査を行ったところ、現在の日本では生活保護の捕捉率は2割程度とされていて、生活保護基準に達しているが利用していない人が8割もいると、日本の今の状況の中で。貧困でありながら生活保護を受けていない人、あるいは就学援助は全国で149万人が利用して、この就学援助率は15.43%なんです。約15%、こういった状況なんです。生活保護に準ずる準要保護が生活保護基準の1.0の自治体もあれば、1.5倍の自治体もあって、制度自体に大きな格差があるということが、今回、私もいろいろ調べてわかりました。就学援助制度の周知徹底も今後、こういった状況なので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、庁舎建て替えについての質問を行います。

先日、全協の中で構造耐震指標の I s 値が出たという報告はいただきました。いろいろ私 も調べてみましたら、耐震診断レベルは第一次から第三次までというふうになっているよう ですが、基本的に災害時の拠点としての機能はどうなんでしょうか。一番大事なことだと思 うんですけれども。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- ○企画財政課長(木原正幸君) ただいまの質問にお答えいたします。

まず、地震等に対します強度については、国の基準でございますと、通常0.6というところの1.5倍の0.9というものが望ましいという国の基準は出ておりますが、これを必ず各自治体がそのとおりにしなきゃいけないというふうに決まりとして求めているものではないということでございます。その上で、現状のIs値でいいますと0.45ということで、こちらを耐震診断の方法、構造耐力上、主要な部分の地震に対する安全性ということで見ていった場合に、区分の2ということでございまして、これについては震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれが少なく、倒壊するおそれはないということになっているということでございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- **〇12番(谷川優子君)** 12番、谷川です。

やっぱり役場の庁舎は、災害時の拠点としているわけですよね。これで、役場として、町 としてはどのくらい、ずっとどうするのか。一番、やっぱり大事なことで、それが全然計画 がない、わからないでは、ちょっとしようがないなと思うんですけれども、どうなんですか。

- ○議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- ○企画財政課長(木原正幸君) お答えさせていただきます。

今回、診断の結果を見ながら、それでは仮に、先ほど申し上げました通常の1.5倍の強度を、この既存の庁舎に対して求めた場合に、どれぐらいの費用が概算として見積もられるのかというようなところは、今回委託の中で回答をもらっておるところでございます。金額だけで申し上げますと、約6億1,500万程度の費用がかかるということが出ています。以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- ○12番(谷川優子君) 私は、今後、どうもいろいろ調べると、基本方針から基本計画へというふうにやっていくと思うんですけれども、住民へのやっぱり周知をその都度細かくきちっとしてほしいと。住民の意見が生きたまちづくりの一環としての計画を希望したいと思います。時間がないので、これ以上いろいろ聞いても、まだ先が見えないということなので。ただ、災害の拠点と、こういう役場がね、2階が災害の拠点になっているというところで、もう少し、きちっと詰めていかないとだめじゃないかなという、大変不安を感じています。

最後にまとめますけれども、先ほどの給食費の無償のことなんですけれども、子どもの権利条約第3条では、子供に関する全ての措置をとるに当たっては、行政当局によって行われるべきものであって、子供の最善の利益を考慮されるべきであると、このように書かれております。子供は親とは別の人格を持っていると、またそれで尊重されるべきだということが、子どもの権利条約の第3条でありますので、教育委員会の方々にはそれは十分認識していただきたいと思います。

終わります。

〇議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩いたします。

再開は11時10分とします。

(午前10時55分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

〇議 長(浅岡 厚君) 順次発言を許します。

通告順により、4番、古川徹君。

(4番 古川 徹君 登壇)

○4番(古川 徹君) 議長の御承認をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回も早速質問に入りたいと思います。

今議会の質問は、大きく大項目2点でございます。

- 1点目、本庁舎役場耐震診断の結果と新庁舎建設について。
- 1、耐震診断の結果を前回の定例議会にてお伺いしたが、診断結果がおくれたため、この 点を再度お聞きしたい。

耐震診断については、この間全員協議会において資料をいただいたわけでございますけれ ども、いまだに概算見積もりが出せないような状況だと私は感じております。その辺をお伺 いしたいと思います。

- 2、新庁舎建設の建て替え場所や時期の基本計画となっておりますけれども、今現在は基本構想だと思います。及び、それらにかかわる総費用額どうお考えなのか。この辺の、今言ったように総費用額がいまだに出ていないと思いますので、その辺についてお聞きしたいと思います。
 - 3、新庁舎建設に対する補助金について。

これは、以前まで私もこの新庁舎建設、各公共施設の維持管理について質問をしているわけではございますけれども、新庁舎建設をするに当たっては、100%町の出資だと、補助金は一切使わないよということをお聞きしております。

しかしながら、前の全協で担当課の課長から、企画財政課長から、ここ数年間の間、3年 ぐらいの間はその補助金が活用できる特例補助金のようなものがあるというお話を聞きまし たので、その辺を再度確認したいと思います。

2点目、町内道路の横断歩道・停止線・路面標示等の管理について。

- 1、町内の横断歩道や一時停止線などの白線の色がかなり薄くなっていて危険ですけれども、県、警察本部(公安委員会)への管理依頼状況、また実施計画、これを直していくよという実施計画はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。
- 2、学校通学路、不特定多数施設、病院やスーパー、コンビニ等周辺は優先的に依頼すべきと思いますが、道路管理者である町の管理も含めてお聞きしたい。

これは、担当課総務課に、これも私は常に前から御相談をしております。警察本部、公安委員会からはこれに値する財源が乏しく一気にやることは不可能ということで、優先順位みたいなものをつけて行っていくとはお聞きしておりますけれども、今言ったように、もし優先順位をつけるのであれば、やはり人が多く集まる、また子供たちが安全に通学できる通学路や病院、スーパー、コンビニ等を優先して行うべきだと思いますが、町のお考えをお聞きしたいと思います。

以上、大項目2点についてお伺いしてまいります。よろしくお願いいたします。

〇議 長(浅岡 厚君) 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 古川徹議員の御質問にお答えします。

初めに、本庁舎役場耐震診断の結果と新庁舎建設についての御質問にお答えします。

1点目の耐震診断の結果についての御質問ですが、震度6強から7の大規模地震に対する 安全性について、国は3つの区分を示しています。今回の庁舎耐震診断では、このうち区分 2に該当する、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性があるという結 果になりました。

なお、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれが少なく、また倒壊する おそれはありませんので御理解をいただければと思います。

2点目の新庁舎建設の建て替え場所や時期の基本計画及び、それらにかかわる総費用額についての御質問ですが、現時点で庁舎の建て替え場所や時期は未定でございますが、今回の耐震診断にあわせて、現在の役場敷地内に新たに庁舎を整備した場合の概算費用についても委託業者に試算をさせた結果、委託業者が積算に当たって採用した間取り等の仕様による参考金額は約31億円となっております。

3点目の新庁舎建設に対する補助金についての御質問ですが、現時点で考えられる補助金としては国庫補助金の社会資本整備総合交付金があり、その他の財源としては地方債が考えられます。

社会資本総合整備交付金は、道路、港湾、河川など、いわゆる社会インフラなどの整備に際し活用できる交付金で、建築物の耐震改修及び新庁舎整備に対する交付が規定されています。

地方債につきましては、建て替えを想定した場合、平成32年度まではその償還に交付税措

置のある地方債を活用することが可能です。

また、その他の財源といたしまして、庁舎建設基金の活用が想定されるところでございますが、行財政運営に支障を来さないよう財源の活用を検討してまいりたいと考えております。 大きな2番目として、次に、町内道路の横断歩道・停止線・路面標識等の管理についての御質問にお答えいたします。

1点目の町内の横断歩道や一時停止線などの白線の色が薄くなり危険だが、県、警察本部への管理依頼と実施計画はどのようになっているかとの御質問ですが、町内の横断歩道及び一時停止の白線は交通事故を未然に防止する上で必要不可欠なものと認識しております。

白線の管轄は警察署となりますので、これらの補修については東金警察署へ速やかに依頼 をしているところでございます。

東金警察署では、詳細な実施計画は策定していないとのことですが、県警本部規制課にて 危険性や消耗頻度を踏まえ、優先度を確認し補修を行っているとのことでございます。

2点目の通学路や不特定施設周辺は優先的に依頼すべきの御質問ですが、町としては、補 修の要望等を踏まえた中でより一層きめ細かくその実態を把握し、優先性のある箇所につい て迅速に補修するよう強く依頼をしているところです。

なお、通学路については町教育委員会事務局が策定する九十九里町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携を図りながら毎年点検を実施し、危険箇所の安全対策を講じておるところでございます。

以上で、古川徹議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 4番、古川徹君。
- **〇4番(古川 徹君)** 4番、古川です。

それでは、まず最初に本庁舎役場耐震診断の結果と新庁舎建設について、再質問をさせて いただきます。

まず、耐震度を示す I s 値は0.45ということでございますね。では、耐震診断の結果とその後に行った第三者機関、第三者評価認定だと思いますけれども、診断結果に誤差があったのかお聞きしたいと思います。

- **○議 長(浅岡 厚君)** 企画財政課長、木原正幸君。
- ○企画財政課長(木原正幸君) お答えいたします。

これにつきましては、委託先の業者の出した数値をもとに、その次の第三者のほうがその

数値をもとに評価をしまして、双方の話がきちんとまとまって一つの結果としてこの0.45という Is 値の報告書ということになっておりますので、内容としますと点検をした業者と見たところとが、もしおかしいところがあればそこを確認をしながらの結果として0.45というものを最終的に数値として報告で上がってきているということでございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 4番、古川徹君。
- ○4番(古川 徹君) 4番、古川です。

私が聞きたいのは、課長、まず耐震診断をやっていただきました。それだけの診断では不 十分であるから第三者機関に見てもらうと。そういったことで、結果がおくれたため年内で は報告できなかったと聞いているんです。

だから、私が今聞いているのは、第一次診断といいますか、一次診断をやったときのIs 値と第三者機関がやったときのIs値が違うのかというその誤差を聞いている。

- ○議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- **〇企画財政課長(木原正幸君)** お答えします。

ちょっと今、私のほうで手持ちの資料では双方が幾つのIs値で出してきたかというのが、 ちょっと私手持ちにないので、それは後で確認をして報告をしたいと思いますが、まずは委 託先が設計の位置図、それからコア抜きをしたりということをやって数値を全部出して、そ れを次の検査機関のほうにも出してその数字からも評価をしてもらっているということでご ざいますので、方法についてはそういうことで了解いただきたいと思います。

- ○議 長(浅岡 厚君) 4番、古川徹君。
- ○4番(古川 徹君) 4番、古川です。

ちょっと数字がはっきり出ないということで、では後でよろしくお願いいたします。

なぜこれを聞くかというのは、私はそんなに誤差が出るわけがないと私は課長補佐にも言ったんですよ。耐震診断、ちゃんとした業者がやっているわけですから。やらなきゃいけないことはわかっていますよ、第三者機関でね、それはわかります。後で教えてください。

いずれにしても、耐震基準を町長も言われていたようにクリアしていない建物の中で、町にとって貴重な職員が仕事をされている、また来庁者の方にも何かあってからでは大変なのは言うまでもありません。国が示している震度6強から7の大規模地震には耐えられないわけで、先日の全員協議会でいただいた資料を見ても区分2の、町長も言われていたように、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性があるということの結果ですよね。

ただし、違法建築や劣化が放置されたままのものでなければ震度5程度の揺れにはCT・SD値が庁舎全体で指標値の0.3を上回っていて、区分3の倒壊や崩壊のおそれがないとのことで聞いております。

それでは、お聞きしますけれども、巨大地震が予測される中、町がこの問題をどうお考えなのかお聞かせください。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- ○企画財政課長(木原正幸君) それでは、お答えさせていただきます。

今回、一連の診断の結果の中で、庁舎の建て替え、それから現有の庁舎の耐震改修をした場合に、それぞれどれぐらいの費用がかかるのかということをお願いをしたところでございます。

その結果としまして、仮に国が、先ほどもちょっとお話ししたのですが、通常こういう建物の I s 値0.6というところを1.5倍の0.9というようなものを国のほうが一つの指標として示していると。その数字に合致するために耐震補強を行った場合には約6億1,500万円というものが本庁舎の耐震のためにかかる費用、これには一時的に仮設の建物も必要になりますので、そういうものが入っているというところです。

それから、一連の国の基準に従って本庁舎を建て替えるとした場合には、本庁舎そのものの建て替えで21億、それから附帯工事等あるいは駐車場であるとか、いろいろやっていきますと、総体では31億というようなものが数字で出ております。

今後、人口が推計の中で減っていくと、特に2045年ころには半数、半分以下ぐらいになるのではないかという推計が出ている中で、どのように本庁舎を維持管理していくのがいいのかというのは、非常に難しい課題であるというふうに思っておりますので、現時点ですぐに建て替えであるとか改修をすぐやりますという結論にはちょっとまだ至っておりませんので、できるだけ速やかにこのあたりの方向性は示していかなければいけないというふうには思っておりますので、今後また議員の皆様方に意見を聞くこともあろうかと思いますし、役場の中でもどういうような形で進めていくのがいいのかというところを検討を進めてまいるということでございますので、現時点での報告は、申しわけございませんがまだ出ていないということです。

以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 4番、古川徹君。
- **〇4番(古川 徹君)** 4番、古川です。

それでは、今課長が現庁舎の耐震改修のお話を今されておりましたけれども、現庁舎の耐震改修の場合には防災拠点に望ましい Is 値0.9となるわけでありまして、その耐震改修後はどれだけの使用、利用が可能なのか、それと耐震改修には概算見積もりが約6億1,430万4,000円で、引っ越しやコンピューター関係の経費、長寿命化に必要な設備の改修費などは含まれておりませんという資料をいただきました。

耐震診断とその後に依頼した第三者機関に耐震改修をした場合と新庁舎建設をした場合に、 先ほど課長も言われていたように概算費用額がどのぐらいかかるのか。その判断をするため に結果がおくれたんじゃないですか。

私も早急にでもこの計画を進めなければいけないことだと思いますから、前々からの一般質問もしているわけで、ですから担当課にもなぜ昨年内までに結果が出ると言われていたものになぜおくれるのかと聞いたところ、全ての結果とそれに対応する総費用額を算定するために時間を要すると言われておりました。

この資料や説明では概算総費用額がいまだにわからないじゃないですか。だから私は言うんですよ。耐震診断とその結果に対応できる対応策を一日も早く打ち出して、できれば今年度の当初予算あたりに耐震改修にしても新庁舎建設にしても、予算組みをしていかなければまた後手後手になるから言うんです。今申したように耐震改修補強の場合には、資料では一部の費用額が含まれておりませんがその辺も含めてわかるのであればあわせて御答弁をいただきたいと思います。

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

(午前11時30分)

〇議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時31分)

○議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。

〇企画財政課長(木原正幸君) それでは、費用の件につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回概算で見積もりいただきましたのは、繰り返しになりますが、庁舎の耐震補強というところで、ここには仮設庁舎の建設費用までは入っているということでございます。

ただ、あと内部のパソコン等のOA機器の移設というようなものについては、これは業者に頼まなければできない場合と、職員等が日々の中でも機械の移動の場合は配線を回したりということもありますので、やれる範囲というものが実際にその工事の規模が決まりませんと詳細は出てこないのではないかというところでございます。

また、庁舎の改修といった場合に、水回りであるだとか外壁の傷みぐあいであるだとか、 耐震とは直接関係のない部分も出てきますので、今回はそこについては一緒にはしていない ということで、委託で出てきたものについては耐震改修補強をするために必要な費用の部分 が出ているというふうに理解をいただければと思います。

以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 4番、古川徹君。
- ○4番(古川 徹君) それでは、今議長のほうから一言ありましたので、新庁舎建設建て替えに当たっての場所や時期、また基本計画、基本構想、その辺を含めて全ての質問をしたいと思います。

では、耐震改修工事費と新庁舎建設工事費の比較を見ますと、電気設備工事と機器設備工事費を見ると、2億8,180万8,000円の差額についてお聞きします。

仮庁舎の場合の工事費は9,979万2,000円で、新庁舎の場合には3億8,160万円で、今言ったように2億8,180万8,000円の差額になります。その差異、理由はどういうことなのかお聞きしたいのと、仮庁舎の場合には家具工事費、議場執務室の費用額が入っておりませんが、仮設工事費の中に含まれているのかお聞きします。

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩いたします。

(午前11時34分)

○議 長(浅岡 厚君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時35分)

- **〇議 長(浅岡 厚君)** 企画財政課長、木原正幸君。
- **〇企画財政課長(木原正幸君)** 大変失礼しました。ちょっと今資料を探していまして。

先日、全協の際にも示してございますが、これについては詳細な設計等これから進めた中で出てくるものでございますので、現時点では本当に概算として示しただけでございますので、この中身について比較検討ということでの説明はちょっと今の時点では控えさせていた

だきたいと思います。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 4番、古川徹君。
- ○4番(古川 徹君) 4番、古川です。

できない、できないと言われていますけれども、では何のために概算見積もりやったんですか。これを示さないと何も先に進めないじゃないですか。いつまでこうやって概算、概算とやっていて、まだいまだにわからないとやっていたら、さっきも言ったように一日も早く取り組まなきゃいけないことじゃないですか。

危ない危険な庁舎の中で皆さんが仕事をされているということですよ。だから、先送り、 先送りじゃだめだということを言うんですよ。

いいです。次に進みます。

新庁舎に係る総費用額は概算で31億円となっておりますけれども、いいですよ、これは基本計画、基本構想はちょっとどういうふうになっているのかとお聞きしたかったんですけれども、資料をいただいていますので。

本当は本来ならばこれもお示ししてもらいたい、というのはやはりこれは住民周知にもつながることなので、そういった細かい細部のことはぜひやはり広報等で周知してもらいたいという思いがあります。

新庁舎建設に当たっては、現在の概算費用額で31億円という大規模な、この莫大な費用、これもすぐ取り組めるようであればよいのですが、正式な基本計画、基本設計、それと実施計画や建設が完了するまで最低でも5年の時間が必要であり、時期がおくれれば建設費もさらに膨大する可能性があるわけですよね。

それでは、課長、単刀直入にお聞きしますけれども、先ほどまで何か未定と言っていました。また未定という言葉なのか、この厳しい財政状況の中で町はどちらの方向性を考えているのか御答弁をください。

〇議 長(浅岡 厚君) 古川徹議員に申します。

今のここでもってもう3回過ぎていますから、次の質問に移ってください。新庁舎に対する補助金の。

暫時休憩します。

(午前11時38分)

○議 長(浅岡 厚君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 4番、古川徹君。
- ○4番(古川 徹君) 4番、古川です。

それでは、今からもっと細かく小項目を打っていきたいと思います。含めて聞こうと思っていますから、こういう通告書を出しております。

今言ったように、新庁舎建設をするのであれば、これは質問じゃないですよ、行政、議会が考えるだけではなく、広く住民の意思や意見などをいただきながら、住民が便利に利用できる施設にしていかなければなりませんので、ぜひこの際には、新庁舎建設をする際にはパブリックコメント等を早期に取り組んでいただきたいと思います。

次に、新庁舎建設に対する補助金についてお伺いします。

本庁舎建設に当たっては、先ほども言いましたように、国や県の補助金がなく100%町の 出資になるという、単独事業と今までお聞きしてきました。前の全員協議会のときに、課長 から数年の間、たしか3年ぐらいの間と聞いたと思うんですけれども、自治体の本庁舎建設 を行うには、国の取り組みによる特例の補助金のようなものがあるとお聞きしましたが、そ の点について再度教えていただきたいことと、耐震改修には全く補助金が求められないのか、 御答弁ください。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- ○企画財政課長(木原正幸君) それではお答えいたします。

現時点で支援策が何があるかということで御説明をしたいと思います。

まず1つ、国の支援策としましては、社会資本整備総合交付金による支援、それと起債に よる支援、この2種類があるというふうに思います。

1つ目の社会資本整備総合交付金による支援につきましては、道路、港湾、河川など、いわゆる社会インフラなどの整備に際し活用できる交付金で、このうち建築物の耐震改修に対する交付金が規定をされているところでございます。補助率は国が設定している㎡当たり単価に対する11.5%とされております。本町の庁舎を防災拠点とし、耐震改修をした場合は、試算としますと1,720万というものが出てまいります。

この交付金につきましては、新たに庁舎を建築した場合、整備した場合にも、耐震改修に要する費用部分として交付の対象にはなるものでございます。ただ、この額も予算の範囲内ということで動くようでございますので、ここ数年の実績ですと、先ほど申し上げた1,720

万の約7割というところが、交付金として入ってくるのかなというところでございます。

それから2つ目、起債としますと、これについては防災対策事業、それから緊急防災・減災事業、それとこれが先ほど議員がおっしゃられたところになるんですが、公共施設等適正管理推進事業と、それから公共施設等適正管理推進事業の除却事業、一般単独事業債と、これは単純な借入金、こういうような除却も入れますと5つ、除却を除くと建てるに当たっては4つの起債の制度があるということでございます。

ただ、この中で緊急防災・減災事業と公共施設等適正管理推進事業については、今の時点では32年までという期限が切られたものでございますので、準備をして建築というふうな場合には、先ほど議員のほうからもありましたが、どんなに早くても5年、6年というような時間が必要になろうかと思いますので、制度が延長されない限りは、ここにはちょっと適用は無理かなと。そうしますと、防災対策事業、あるいは一般単独の事業債というようなものでございます。

防災債対策事業ですと、起債充当率が90%で交付税措置も50%あると。一般単独事業債ですと、充当率は75%ですが、交付税措置はないというようなものになります。さらに、これは建築費用全てに起債が充てられるというものではございませんので、実際に起債対象となるものは、事業が決まった場合にはっきりしてくるかと思いますけれども、かなり額的には少ないものになってしまうのではないかということでございます。

こういうことから、単なる借金に近いような形での建築なり、補強工事、耐震改修の工事 というような形になってしまうのではないかというふうに考えております。

以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 4番、古川徹君。
- **〇4番(古川 徹君)** 4番、古川です。

期限も限られているということでございまして、大変厳しい状況だと思います。できる限り補助金を活用した新庁舎建設をしたいわけですけれども、これはみんな一緒です。先程述べたように、今すぐ動いても最低5年の時間を要するということもありますので、まだ未定じゃなく、なるべく早くこのことを進めていただけるよう、財源確保も大変厳しいところではございますけれども、一日も早く基本計画、実施計画を示していただけるよう、よろしくお願いいたします。これでこの質問は終わります。

次に、町内道路、横断歩道・停止線・路線標示等の管理について再質問をします。

前々から横断歩道や一時停止線、または路面標示等が薄くなり、危険な状態だと担当課に

お願いしていたことですけれども、横断歩道や一時停止線などの管理は、先ほど町長も言われたように、私も承知ですけれども、警察本部、公安委員会が行うもので、町では管理を依頼するお願いをしてくれているのは重々承知しております。

公安委員会からは、十分な管理ができる財源が少なく、危険度の高い場所から優先的に行っていくとのことですけれども、しかしながら、皆さんもお気づきであるとは思いますけれども、都市部に行かれた場合のときに、横断歩道や一時停止線などの色が薄くなっている箇所というのはほとんど見受けられなくはないでしょうか。確かに交通量や人口が多く危険度があるとは思いますけれども、逆に町村部のほうの交通量が少ないほうが、見通しがよく走りやすいため、スピードが出ていて危険な状況だと思うんですよね。

お聞きしますけれども、道路交通法に基づき、県、警察本部、公安委員会への管理依頼状況と、できれば実施計画が立てられているのか。先ほど町長は計画はまだ進んでいないということでございましたけれども、どの辺まで進んでいるのかお聞きしたいと思います。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 総務課長、秋原充君。
- ○総務課長(秋原 充君) ただいまの御質問の実施計画、それから管理依頼についての御質問にお答えいたします。

まず、町長の答弁の繰り返しになりますけれども、標識それから警戒標識等の白線部分については、今議員のおっしゃられたとおり、所管はそれぞれの警察署、公安委員会が抱えているということになります。ただ、この設置、補修に関しては県警本部の規制課、ここが設置、補修をし、その管理はそれぞれの警察署が管理をするという形になっています。

そこで、今議員から御質問があったんですけれども、町とのかかわりなんでございますけれども、この補修に対する計画を、これは町がつくることはあり得ません。これは町が実施するものではないので、町が計画をすること自体は厳しいものになります。ただ、議員からふだんからも教えていただいております危険箇所については、町村のほうがそれは負うのは、そのとおりだと思っております。

そのため、常に情報が入った場合については、その補修箇所について、私ども確認をし、 書面にまとめて当該の署へ速やかな補修依頼を行っておるというのが活動の事実でございま す。よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 4番、古川徹君。
- ○4番(古川 徹君) 4番、古川です。

課長、私は町がきちきちに計画を立てているのかじゃなく、警察署のほうはそのような計

画は立てられておるのかということを聞いているんです。聞いたんですよ。いいですよ、もうわかっていますから、答えは。そういうことを聞いたんですからね。

計画そのものというものは、実施計画がまだ立てられていないという状況ですよね、はっきり言って。先ほども言ったように、町村部のほうが危険度は高いんですよ。そのように課長、お願いをしていただきたいと思うんです。

予算が乏しく、実施計画も立てられない状況ということでございますけれども、管理依頼 方法として、町は優先的に行ってもらう場所は考えているのか、また、そのようなお願いは しているのか、再度お聞きしたいと思います。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 総務課長、秋原充君。
- ○総務課長(秋原 充君) ただいまの御質問でございますけれども、町といたしましても、 例えば学校の周辺、それから病院等の周辺、これらやはり交通弱者が利用する地域におきま しては、今のような白線の消滅等の情報があった場合には、特に優先が高い旨の指示をつけ た中で、当該の警察署へ依頼をしておるのが現状でございます。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 4番、古川徹君。
- ○4番(古川 徹君) 4番、古川です。

やっていただいているということでよろしいですね。

やはり優先順位を行うことであれば、今課長が言ったように、子供たちが安全に通える通 学路、また、不特定多数の施設である病院やスーパー、コンビニ等周辺から行っていただけ るようと私も考えます。それをやってくれているということでありますので、結構です。

くどくど言いますけれども、お話ししたように、田舎の道は、田舎の道ほど車はスピードを出しているケースが見受けられます。例えば、歩行者などが横断歩道にいたら優先して横断歩道をさせる、交通ルール、マナーがあるわけですが、色が薄く見えにくくなっており、とまるどころか徐行すらしなく、危険な場所もあるわけです。

先般私が町を、町内を見回っているときに、産業道路の横断歩道でも、横断歩道の色が薄く事故が起きたと、近隣住民から相談があり、ほかにも町内道路の白線が全体的に薄く危険だと、町は事故が起きたら責任をとれるのかと。私も一部を除き道路の白線などは町じゃなく警察管轄なんですと、理解を求めていますが、じゃあ警察に早くやってもらえばいいんじゃないですかと、そういうことですね。ですから、優先順位はあるとの説明もする、私も優先順位があると、今課長が言われているように説明をするんですけれども、納得をいただけ

ない状況です。

これにつきましては、担当課の課長補佐、県、交通防災係長には、予算がないと言われる中で、一部の横断歩道の引き直しやいろいろとしてくれているので、このようなことは私からは申したくもないところですけれども、事故はいつ起きるかわからないわけですし、最近では町民からの苦情や相談がやけに多いんです。場所によっては交通違反の取り締まりも、これじゃできないんじゃないかくらい色が薄くなっている箇所もあると思います。

先ほど課長は標識だ何だと言いましたけれども、幾ら標識があるとはいえ、その標識看板ですから汚れや老朽で見えにくくなっている場所もあるわけです。町民であるならばある程度危険な場所はわかることですが、仕事や観光で来られた方々は、なおさらわかりにくいこともありますし、何よりも人命にかかわることなので、警察本部、公安委員会には、道路交通法第105号に基づき、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する傷害の防止に努めるという法律があることですから、迅速に実施計画を示していただけるよう、重ねてお願いをしていただきたいと思います。

では、最後に路面標示についてお伺いします。

これは道路法に基づき、これは管理者である町が管理責任がありますね。交差点ありだとか、通学路ありだとか、横断歩道ありなどの路面標示、これもかなり薄くなっているところが見受けられます。

町では、先ほど町長からもありましたけれども、教育委員会を初め、まちづくり課と各学校、またPTAなどと合同点検を年1回行って、危険な場所があればやっていただいていることなんですけれども、その後の管理、今まで引かれてきた色がもう大分剝げちゃっていると。これは管理できていない状況ですよね。予算のこともあるんでしょうけれども、路面標示の引き直しは検討されているのか、お聞きしたいと思います。

- **〇議 長(浅岡 厚君)** まちづくり課長、古川富康君。
- **○まちづくり課長(古川富康君)** お答えさせていただきます。

今議員おっしゃったとおり、通学路に関しましては、通学路点検で毎年各小学校区ごとに 点検が実施されていまして、各小学校単位にある幹線道路を中心に、路面標示の欠落や薄れ た箇所の把握をし、危険性の消耗程度等を踏まえて、修理をしているところでございます。

それ以外の部分につきましては、町のほうで職員が現場に出た際に、また、月1回程度道路パトロールを実施し、危険箇所の把握を行い、修理の実施につきましては、費用面の関係もございますので、合同点検とあわせて補修を実施しているところでございます。そして、

確かに御指摘のとおり薄れた箇所がたくさんありますので、今後につきましては、小学校単位の合同点検にあわせて、その学区ごとに点検をしながら修理をしていければと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 4番、古川徹君。
- 〇4番(古川 徹君) 4番、古川です。

今現在はそういう引き直しの検討はされていないということですよね。

だから本当にその年度年度で危険な場所をやってもらっているんですよ。やってもらっているけれども、今までそこまでやってきたものがだめになっちゃっている、通学路にしても。そういう状況がありますので、だから町内道路については、本当に道路自体が管理できていないと言ってもいいほど、本当に、笑っちゃ失礼ですけれども、町内道路でさえ管理ができていない状況もありますので、全て今回の質問に上げましたことをぜひ推進していただき、町民や本町を訪れた方々が安心・安全に過ごせるまちづくりを進めていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

再開は13時です。

(午前11時56分)

○議 長(浅岡 厚君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時59分)

〇議 長(浅岡 厚君) 順次発言を許します。

通告順により、6番、荒木かすみ君。

(6番 荒木かすみ君 登壇)

〇6番(荒木かすみ君) 6番、荒木です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、平成30年第2回定例議会において一般 質問を行います。

皆様のお声を直接お伺いして、町政に反映をさせたいとの思いから、地域の課題を具体的にお尋ねしてまいります。町長並びに御担当のわかりやすい答弁を望みます。再質問に関しましては、小項目に分けてお伺いをいたします。

災害時の対応についてお伺いいたします。

小学校、こども園の災害時避難の決まり、児童の引き取り訓練についてお伺いいたします。 小学校、こども園災害時避難は、時々に形を変えながら決まり、マニュアル等があると思 います。現在の避難の状況をお尋ねします。

3.11の反省から、徒歩で逃げるのか、車を使うのか、どこへどのタイミングで避難をするのかなど、保護者から寄せられるさまざまな疑問に対し、学校またはこども園の保護者に、どのように説明をされておられるのかをお伺いいたします。

次に、避難訓練災害時の保護者の引き取りですが、指定された方の引き取りができない場合に、混乱を防ぐため、数名が引き取れるような登録方法がされているのかお伺いいたします。

もし、緊急時に何らかの理由で引き取りに来られない方がいて、子供を渡せないとなれば、 保護者も先生も大変な思いをされることでしょう。連絡先に両親以外の指定ができるような 方法があればと思います。緊急避難時に連絡がつかないなど、親御さん、祖父母さんの心配 を酌んでいただける避難方法をとっていただけるよう、お願いしたいと思いますが、うまく 連携がとれているのか、その方法をお伺いいたします。

次に、高齢者、障害者など、要支援者の把握と連携についてお伺いいたします。

先日、高齢者、障害者など、要支援者に名簿の記載を希望しますかとの、町からの封書での問い合わせが高齢者等にあったそうですが、町においては、高齢者、障害者の全員名簿に記載し、把握をしていただきたい。安全を確認して、各部署で連携をしていただきたいというふうに思いますが、どうして希望者だけなのか。どういった趣旨の名簿であるのかをお伺いいたします。

次に、不動堂丘地区(小学校から丸万産業付近)の冠水対策についてお伺いいたします。 近年の水害では、不動堂丘ばかりではありませんが、特にこの地域の被害が大きかったの でお伺いをいたします。

避難指示、避難勧告など、どの時点で判断をされるのでしょうか。この数年、自主避難の 放送を聞き、避難を進めております。既にその時点でも自主避難のときに、丸万産業さん付 近では入ることもできないような状態でした。行政や消防も個々の被害状況は把握をされて いると思いますが、腰まで水につかり、小舟でなければ行き来もできないところでした。雨 が上がっても水が引かないような場所もあり、冠水対策について、今後どのように対応され るのかをお伺いいたします。 次に、空き家バンクについてをお伺いいたします。

空き家バンクの登録状況と周知方法についてお伺いします。

空き家にも状況がさまざまで、大きく手を入れなければならないような空き家、また少しの手直しで使えるというところもあります。登録者については、前回もお尋ねしたところです。その時点では余り進んでいないようでしたが、登録に関してどのような工夫がされているのか。また、不在地主については、行政しか連絡がとれないので、周知の方法など御配慮いただけないか等、以前にも不在地主の方へ、空き家バンクの利用呼びかけをお願いしたところでございます。進捗をお伺いいたします。

次に、職員の働き方についてお伺いいたします。

就労時間、残業時間の管理の実態について。

以前にもお伺いしております残業時間は、規定の時間内であるように聞いておりますけれども、一日のうちで見れば長時間になり、帰宅が遅くなっているようです。間に合わない場合でも持ち帰り仕事ができないという、今の状況では長時間になることでしょう。管理者は実態を把握されておられるでしょうか。休み等で調節し、全体の労働時間は超過していないということではないでしょうか。その点をお伺いいたします。

次に、各課の繁忙期の違いについて。

仕事の性質上、繁忙期にむらがあり、その期間だけ人を増やすことはできないというような事情もあると思いますが、特に若い方に無理がいっていると思います。そういった時期に議会との折衝、住民相談などが続いたりすると、御迷惑もかかりますので、各課の忙しい時期を知っておく、またはそういう時期には応援要請がお互いにできるような働き方になっているのかをお伺いいたします。

次に、資格保持の実態と能力向上の推進について。

保健師や栄養士など、行政の仕事は多岐にわたりますが、資格保持者の実態をお聞かせください。おやめになる方もいるので、今後それらの資格取得にかかわる取り組みをお伺いいたします。

次に、魅力ある職場としての取り組みについてお伺いします。

地域間格差というのでしょうか、給与体系も近隣市とではかなり差があるようです。また、 首都圏との賃金格差があれば、ますます若手の流出に歯どめがかからないという状況にあり ます。働き方改革という点では、効率よく生産性を上げるという目的もあり、地域をよく知 っている方が、近くで仕事をしてもらい、地域発展に寄与していただくというのが効率のよ い働き方ではないでしょうか。

首都圏の入居費や生活経費を考えれば、九十九里町で働くことの魅力は大きいと思われます。きちんとした職場管理で価値を高める取り組みをお願いしたいと思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

最後に、交通弱者対策についてお伺いいたします。

今後の見通しとして、交通不便なことは本町の弱点とも言える重大な問題です。せっかく 風光明媚で爽やかな地域でありながら、交通手段がないばかりで生活のクオリティーが半減 してしまいます。特に、高齢者で運転しない方や学生さんにとっては大きな問題です。そこ で再三の質問になりますが、交通弱者対策について、今後の見通しをお伺いいたします。

買い物支援の拡充についてお伺いいたします。

この買い物支援は、いつも感謝の声とともに拡充の要望があります。町独自のボランティ ア活動でもある買い物支援は、ほかの市町村からも問い合わせいただくようになりました。 コミュニティバスのある市町でも、九十九里町の取り組みを参考にしたいとのお声をいただ いております。

買い物ばかりでなく、公民館活動、役場の手続、通院などでも支援の手があればうれしい と要望をいただいております。拡充について、当局のお考えをお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議 長(浅岡 厚君) 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。 町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 荒木かすみ議員の御質問にお答えいたします。

なお、災害対策の対応についてのうち、小学校、こども園の災害時避難の決まり、児童の 引き取り訓練についての、小学校に関する御質問については、後ほど、教育長から答弁いた させますのでよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、災害対策の対応についての御質問にお答えします。

1点目の、小学校、こども園の災害時の避難の決まり、児童の引き取り訓練についての御質問ですが、こども園の避難方法については、年度当初に保護者へ文書にて周知をしており、避難訓練を実施しております。また、園児の引き渡しについては、年度当初に「緊急時引渡しカード」に、両親だけではなく、引き渡し可能な親族等の情報を記入していただいております。訓練の際は、このカードの情報と突き合わせながら、安全な引き渡しを実施しており

ます。

2点目の、高齢者、障害者など要支援者の把握と連携についての御質問ですが、町では、 災害時に、要支援者への避難支援等が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿を作成す るとともに、更新作業を行い、要支援者の把握に努めております。今後は、災害時の迅速か つ的確な取り組みを実施するための課題と方策について、避難支援等関係者と連携を図りな がら検討してまいりたいと考えております。

3点目の、不動堂丘地区(小学校から丸万産業付近)の冠水対策についての御質問ですが、この地区では、満潮時等で河川水位が高い場合は自然排水ができず、設置しているポンプでは排水が追いつかず、冠水被害が発生しているのが現状でございます。このため、異常降雨等で被害が予想される場合は、排水機場の運転や流末部への仮設ポンプ設置により、被害の防止に努めているところでございます。今後も関係機関と協議しながら、この地区の冠水被害の防止対策に努めてまいります。

次に、空き家バンクについての御質問にお答えいたします。

1点目の、空き家の登録状況と周知方法についての御質問ですが、現在、空き家バンクへの登録まで実施された物件はございません。昨年度は登録申請が5件あり、物件の現地調査等を実施しましたが、登録には至りませんでした。

そこで今年度は、町外に住所を置いている不動産所有者に対し、固定資産税の納付書発送時に「空き家バンクに関するお知らせ」を同封し、本制度の周知を図ったところでございます。今後も、空き家所有者に対し、本制度の効果的な周知が図れるよう、さまざまな手法を検討してまいりたいと考えております。

次に、本町の職員の働き方についての御質問にお答えいたします。

1点目の、就労時間、残業時間の管理の実態についての御質問ですが、職員の就業時間は、 始業・終業時間が定められており、それを超えた時間外の勤務については、所属長において 時間外勤務命令書や、職員が退庁する際に当直に届け出された記録により管理しております。

2点目の、各課の繁忙期の違いについての御質問ですが、町の業務は多種多様であり、それぞれの部署において季節的、一時的に業務量が増大する繁忙期があります。税の申告期間など、業務が一時的に増加する繁忙期における応援体制は、所管課長の裁量により、業務の進行状況等を見ながら、課内において係の枠を超えて対応に当たっております。

3点目の、資格保持の実態と能力向上の推進についての御質問ですが、資格免許職の職員数は、平成30年4月1日現在、保育士が26人、保健師が3人、管理栄養士が1人でございま

す。これら専門職員の能力資質の向上につきましては、所管課において、職種ごとの専門研 修や勉強会に参加し、スキルアップを図っております。

4点目の、魅力ある職場としての取り組みについての御質問ですが、職員がやりがいを感じ、持てる能力を最大限に発揮できる魅力ある職場になるよう、各職員の適性に応じた人事配置や、職位に応じた人材育成及びメンタルも含めた健康管理等に努めております。

今後におきましても、これらの点に留意しながら、職員にとって働きがいのある職場づく りに努めていきたいと考えております。

次に、交通弱者対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、今後の見通しの御質問でございますが、今年の3月に国立社会保障・人口問題研究所が将来の日本の人口推計を発表したことを受け、数十年後に町が置かれる超高齢社会への対応が求められております。このような社会情勢を踏まえ、関係課が横断的に協議できる場である、公共交通庁内検討会議を月に1回のペースで開催し、交通弱者対策の検討を進めているところでございます。

2点目の、買い物支援の拡充についての御質問ですが、現在、社会福祉協議会では高齢者 外出支援サービスを実施しており、利用者の皆様からは好評をいただいているところでござ います。今後の拡充につきましては、ボランティア運転手の確保が困難な状況であり、現状 での利用回数を増やすことは難しいと聞いております。

いずれにいたしましても、高齢者への対策が急務であるとの共通認識のもと、関係課が連携し、既存の支援策の見直しや高齢者のニーズ把握に努め、本町の実情に合った移動支援策などの構築に努めてまいりたいと考えております。

以上で、荒木かすみ議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

〇議 長(浅岡 厚君) 教育長、中村誠一君。

(教育長 中村誠一君 登壇)

○教育長(中村誠一君) 私からは、災害時の対応について、質問の1番目、小学校、こども 園の災害時避難の決まり、児童の引き取り訓練についての御質問のうち、小学校の対応につ いてお答えをいたします。

文部科学省では、平成24年3月に、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波が発生した場合の具体的な対応について参考となるような、共通的な留意事項を取りまとめた「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」が作成されております。これを受けまして、

町で整備した「学校防災計画マニュアル」にも詳細を記載し、各学校に周知、説明をしております。

また、各学校においては、児童・生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた、「危機管理マニュアル」を作成しており、児童の引き渡し方法を決めております。学校では毎年、年度当初に保護者へ、「緊急時引渡しカード」を配布し、保護者だけでなく親族等の情報をも記入していただき、授業参観や避難訓練時に各小学校で引き渡し訓練を実施しております。

今後も児童の安全確保のため、引き続き訓練等の実施とマニュアルの見直しを行っていく とともに、避難者の安否確認方法等についても周知していきたいと考えておりますので、御 理解をお願いいたします。

以上で、荒木かすみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

- ○議 長(浅岡 厚君) 6番、荒木かすみ君。
- ○6番(荒木かすみ君) 6番、荒木です。

今教育長、町長より答弁がありました。小学校、こども園の対応について、マニュアル等 しっかりと対応されているようには思いますけれども、避難時の保護者への手順が伝え切れ ておらないようで、いろいろ質問を受けるんですね。迎えに行ったけれども引き取れなかっ たとか、そういうようなことを時々聞きますので、どうか保護者様にわかりやすい方法で連 携をしていただくように、進めていただくようにお願いしたいと思いますけれども、この点 担当課の御対応について、再度お伺いいたします。

- ○議 長(浅岡 厚君) 社会福祉課長、中川チエリ君。
- **〇社会福祉課長(中川チエリ君)** ただいまの質問につきまして、こども園の関係でお答えさせていただきたいと思います。

保護者への手順が伝え切れていないかもしれない、わかりやすい方法で保護者の方と連携をということでございますけれども、年度初めに、各園から保護者の皆様へ、地震・津波の対応について通知してございます。訓練時のみならず、園行事等で保護者がおそろいになる機会等も多々ございますので、そういう機会を利用しまして、さらに連携を図れるようにしたいと思いますので、御理解、御協力をお願いいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 教育委員会事務局長、山口義則君。
- ○教育委員会事務局長(山口義則君) 教育委員会といたしましても、学校現場のほうと連携を保ちながら、保護者のほうへ漏れなく情報が伝わるように、対応を継続して実施してまい

りたいと思っております。

以上でございます。

- ○議 長(浅岡 厚君) 6番、荒木かすみ君。
- ○6番(荒木かすみ君) 保護者会などに欠席されたりとか、中でお一人しか見えていないということもありますので、やはりわかりやすいお伝え方法を示していただかないといけないかなというふうに思います。

それでは、2番の高齢者、障害者などの要支援の把握のところで、名簿記載について問い合わせがあったということなんですね。この辺のことをちょっと詳しくお聞きしたいと思いますので、担当、よろしくお願いいたします。

- ○議 長(浅岡 厚君) 健康福祉課長、作田延保君。
- ○健康福祉課長(作田延保君) それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。 避難行動要支援者名簿についての御質問だと思いますけれども、この名簿につきましては、 災害対策基本法に基づきまして、災害が発生あるいは災害が発生するおそれがある場合に、 みずから避難することが困難な方を把握するために、町が作成する名簿でございます。

高齢者の分野からお答えをさせていただきますと、対象といたしましたのは要支援者といたしまして、独居あるいは高齢者のみで介護度は要支援の1から要介護2までの方、それから在宅で要介護3以上の方を対象に御案内をいたしました。対象者数で申し上げますと231名、そのうち回答があった方は124名でございます。

現在の対応といたしましては、名簿の趣旨を御理解していただくために、地域包括支援センターそれから民生委員、ケアマネジャーの方々の御協力をいただきながら、介護認定の取得、それから変更のときに改めて御案内をしているところでございます。

以上です。

- ○議 長(浅岡 厚君) 6番、荒木かすみ君。
- **○6番(荒木かすみ君)** 封書の記載ということで返信をいただいたという数はよくわかりました。

ですが、この封書の記載、返信の難しい方をどう見守っていくのか。また、この趣旨さえ よくわからなかったという方もおいでだったんですね。こういう方が課題であると思われま すが、こういう方にどのように手を打っていくのかというのをお伺いいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 健康福祉課長、作田延保君。
- **〇健康福祉課長(作田延保君)** 高齢者に対する配慮ということでございますけれども、私ど

もは見やすくわかりやすくということで、常に心がけているところではございますが、議員 御指摘のとおり配慮が行き届いていないところもあろうかと思いますので、文字のサイズで あるとか、わかりやすい文章表現を心がけるとともに、先ほど申し上げました関係者の方々 の御意見を伺いながら、改善に努めてまいりたいというふう考えてございます。

以上でございます。

- ○議 長(浅岡 厚君) 社会福祉課長、中川チエリ君。
- **〇社会福祉課長(中川チエリ君)** では、私からは障害者のほうについてお答えさせていただきます。

障害者のほうは、名簿作成当時、一斉に通知をしたわけでございますけれども、数年たちまして、こちらは毎年更新、4月1日には名簿更新を迎えておるわけですけれども、障害者の場合は対象の方が手帳をお持ちの方等でございますので、手帳の交付の際に、このことにつきましては御説明させていただき、その場で回答されていく方もいらっしゃいますし、家庭に持ち帰って相談してまいりますということで提出をいただいたりしております。

フェース・ツー・フェースで御説明させていただいておりますので、障害者の方につきましては理解をいただけているのではないかと思っております。

今後も細心の注意を払いながら、よく御理解いただけるように、丁寧な説明に努めてまい りたいと思います。

- ○議 長(浅岡 厚君) 6番、荒木かすみ君。
- ○6番(荒木かすみ君) わかりました。

封書が返ってきても返ってこなくてもやっぱり見守っていただきたいというような気持ちがあるんですね。ですから、その点ちょっと細かいことで申しわけなかったですけれども、 お伺いいたしました。

次に、避難指示、避難勧告など、どの時点で判断をされるのでしょうかということでお聞き きしておりますが、ちょっと回答が来なかったと思いますので、もう一度お聞きします。

長い、細かい防災関係書類を、高齢者、障害者に理解していただくのは大変難しいことですので、どの時点でどんな避難をという具体策を示して、町は皆さんに避難状況をどんなふうに把握をして、助けていくんですよというような、概要、図解入りの手順などをお伝えいただくように要望いたしますが、この点についてのお考えを御担当にお願いいたします。

- ○議 長(浅岡 厚君) 総務課長、秋原充君。
- 〇総務課長(秋原 充君) 防災総括の総務課から、まずは避難指示、避難勧告の発令基準、

それから判断の方法について御説明をさせていただきたいと思います。これは一般論で規定 論でございますのでお聞きいただきたいと思います。

避難勧告等の発令の法的根拠は、災害対策基本法に、これは規定されております。災対法の第60条では、災害により人の生命または身体が被害を受けることから保護する必要がある。 それが特に必要があると認めるときに、市町村長が発令することができるとされております。

この法の趣旨からすれば、まず、その災害の状況を判断し、その状況から人の身体、生命に被害をもたらすおそれがあるとすれば、昨今の状況からすれば、遅滞なく速やかに情報を伝達し、避難を促すようにしなければならないというのが、行政における避難勧告等の考えでございます。

一般論は以上でございます。

- ○議 長(浅岡 厚君) 6番、荒木かすみ君。
- ○6番(荒木かすみ君) 前町長のときでございましたけれども、この丸万産業付近では、本当に小舟を出さなければいけないほどであったにもかかわらず、自主避難というだけでありました。ですので、この避難指示、避難勧告はどういうときに出されるんだろうかなというふうに、不審に思いましたので、一般論ではわかりましたけれども、なぜ出なかったのかということが、ちょっと不思議だなというふうに思いましたので質問させていただきました。

冠水対策、現時点でできる限りの対応というふうなことであるかと思いますけれども、まだまだ危険な状況が多いということです。台風シーズンを前に自主避難、避難勧告の呼びかけ、早目に対応をお願いしたいところでございます。

海に近いということで、町中が一番低い流末にある地域ですので、国、県にも御理解いただき、今後できる限りの対策を要望いたしますが、これについての御意見、ありましたらお願いいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 総務課長、秋原充君。
- ○総務課長(秋原 充君) 議員の質問にお答えいたします。

ここ数年でございますけれども、やはり夏場の異常気象に基づく豪雨であったり、それから台風の進路が大分変わってきたと。かなりの普通水害が本町にも被害をもたらしている状況が多くなってきております。

総務課といたしましても、こういう状況を踏まえた中で、今年もそれこそ台風等の時期が 近づいてくる中で、住民の災害に対する意識を高め、さらにはそれに対する知識を身につけ ていただくためにも、災害時の対応、これについて特に広報ですとかホームページを使って、 臨時に、これからシーズンに向けて流していこうと、今取り組んでおるところですので、そういうことを踏まえて、住民の皆様に災害への防御に対する理解を深めていただけるよう、 行政としても努めてまいりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。
- ○産業振興課長(南部雄一君) 私のほうからは、当該地区が農業用排水路の流末となっておって、現在そこには湛水防除でつくったポンプ等設置してございます。冠水時等、ポンプを回して排水に努めてはおりますが、しかしながら現時点でもなかなか水の引かない状況にございます。

そこで、本年できる対策の一つとして、集水枡を1つ設置をする予定でございます。その 設置をした集水枡に冠水が予想されるようなときには、仮設ポンプを設置して、排水に努め てまいるというふうに考えております。また、この集水枡の設置については、現在設置工事 の発注準備をしておりますので、準備が整い次第、設置に向けて努めてまいりたいと思いま すので、御理解のほどお願いいたします。

- ○議 長(浅岡 厚君) 6番、荒木かすみ君。
- ○6番(荒木かすみ君) この丸万の付近のことですけれども、本当に空がきれいに晴れているのに水浸しで何日も引かなかったというのは、大変に悲しい状況でした。農業者の中にも、塩が入ってしまって、その後の農作物もなかなかいいものがとれないというようなことも聞いておりますので、ぜひ手厚い手当てをお願いしたいというふうに思います。

災害に向けての準備は個人差もあり、近くに頼る人もいないなど、不安な思いをされている方も多い状況です。自助・共助を生かすために、実のある避難訓練等、防災教育の強化推進を要望いたします。

次に、空き家バンクについてお伺いをいたします。

通告の時点で空き家バンクの周知の対策、封書に入れていただいているのを知らなかった ものですから、この点については対応いただき、本当にありがとうございました。町外とい うことでしたけれども、うちの固定資産税の中にも入っていたので、町内にも入っているの かなというふうに思います。

実績が上がっているようですので、その後の状況をお伺いできればというふうに思います。

- ○議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- **○企画財政課長(木原正幸君)** それではお答えさせていただきます。

今回、固定資産税の納付書を5月15日に発行させていただきました。その中に、九十九里

町が空き家バンクをやっていますよということの周知を、紙1枚の裏面なんですけれども、 周知をさせていただきました。それにより、15日から6月5日までの間で24件、問い合わせ がございました。

そのうち9件が物件の登録を検討しますということで話をいただいております。また、その中の1件については、既に現地調査、これは5月30日なんですが、までを実施しまして、 今登録に向けて調整を図っているという段階でございます。

同様な時期に、昨年ですと5件程度の問い合わせというところからしますと、一定の効果 はあったかなとは思いますが、今後も引き続き周知を図りながら、1件でも多く登録できる ように事業のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

- ○議 長(浅岡 厚君) 6番、荒木かすみ君。
- 〇6番(荒木かすみ君) 荒木です。

さらなる空き家解消と定住促進に向けて、この質問を終わります。

職員の働き方について質問させていただきます。

実際、帰宅時間は先ほども言っていましたけれども、守衛室に問い合わせればわかるよということでしたけれども、常態的に何人かの長時間労働者がいらっしゃるようです。頑張っている方を責めるということではないのですが、国の働き方改革でも残業時間の上限を規定するとのこともありましたので、仕事の効率の上からも、夜遅くは生産性が上がらないのではないかと思われます。この点についての改善策の、もう一度回答を求めます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 総務課長、秋原充君。
- 〇総務課長(秋原 充君) 御質問にお答えいたします。

長時間労働となっている職員の把握と、それに対する管理の状況ということだと思いますが、職員の休暇や勤務時間など、これは全て服務というくくりになりますけれども、この服務の管理につきましては、課全体の業務内容を掌握し、職員のそれぞれの職務遂行能力、それから業務の進行状況を的確に把握することができる、それぞれの所管課長に全ての権限が担われております。

形式的にはそれぞれの課において、それぞれの各課長の裁量により、課員の業務の割り振りの見直しや、休暇の取得を促すなどし、規定の就業時間を超えた勤務時間を縮減するよう努めてはおるところでございます。それから、人事の総括である総務課といたしましても、毎日の退庁時間を記録した警備日誌、これを毎日次の日の朝に確認をしてございます。

時間外をしている全ての人間の記録を、これちょっと表に出せないですが、とっておりまして、例えばある特定の個人がある特定の期間とか、長い時間時間外をするようであれば、私のほうから庶務係長、もしくは所管の担当者から、担当課の係長もしくは課長宛てに、勤務体制が今こうなっておるけれども、職員の管理について配慮していただけるよう、総務課からの指示も続けて行っておると。そういうことで、体調を考えた、俗に言うワークライフバランスではございませんけれども、ワークライフバランスを整えるよう、職員の健康管理にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議 長(浅岡 厚君) 6番、荒木かすみ君。
- ○6番(荒木かすみ君) 6番、荒木です。

残業時間、余り厳しく何時までというふうにいうと、隠してしまったりということもありましょうから、その点は注意をして見ていただきたい、目配りをしていただきたいというふうに思っております。

次に、申告期間、年度変わりに引き継ぎなど、仕事が集中する方への気遣い、この心配りが必要であると思いますけれども、現在こういった時期の状況などをお知らせください。

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

(午後 1時39分)

○議 長(浅岡 厚君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時40分)

- ○議 長(浅岡 厚君) 総務課長、秋原充君。
- ○総務課長(秋原 充君) 各課の繁忙期の状況についての御質問ですが、役場各課において、 当然のことでございますけれども、業務上で特定の時期に忙しくなるということは、ごくま れにあることでございます。例を挙げて言えば、税務課の申告時期、この申告時期につきま しては、2月16日から3月16日の申告期間だけではなく、前年の12月以降から申告の準備等 始まりまして、申告が終了するまで、やはりある程度の期間、業務が多忙になると。それか ら企画財政課におきましては予算・決算の時期、これは当然のごとく課を挙げて予算調整、 決算調整を行うがためにかなりの繁忙期と。それから、年に何回かの補正予算の策定時にお きましても、当然のごとく議会に提案すべき事案があることから業務量が増加するなど、こ

のような例がございます。

ただ、これらの職員に対する心配りではございませんけれども、人的配置のフォローとかという話がよくございますけれども、今例に挙げた税務課につきましても企画財政課につきましても、その行っている業務はある限られた専門的な特殊な業務でございまして、かなりの専門知識が必要であります。これがゆえに他からの応援がなかなか難しいという事態を招いていることにもなります。

そういう中で、私ども総務課として人事配置を考える上で、一時的に他の部署からの応援が可能であれば構わないのですけれども、なかなかさっき言った専門性等がございます。その辺を考慮し、職場ごとの全体の1年間の業務量を踏まえた中で、どの程度の定員が妥当であるのかを踏まえ、適正化に努めた人員確保を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議 長(浅岡 厚君) 6番、荒木かすみ君。
- ○6番(荒木かすみ君) 6番、荒木です。

資格保持の実態と能力向上の推進について再質問をいたします。

定住促進の観点からも、保育士等についても、途中入所希望などに応えられるような配置がされているのかお伺いいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 社会福祉課長、中川チエリ君。
- **〇社会福祉課長(中川チェリ君)** 年度途中からの入所に応えられるような配置がされている のかという質問にお答えさせていただきます。

保育士の配置につきましては、例年11月末から12月初めに入園申し込みを受けまして、各年齢の人数を把握し、配置基準に必要な保育士を確保いたしまして4月を迎えておるところです。

年度途中の入園を見込んでの配置はしていないところでございます。ですので、途中入園につきましては、配置基準に余裕があれば御入園いただくことができるのですが、特に未満児につきましては、すぐにお預かりできないという場合もございまして、一時保育を御利用いただくというケースがございます。

以上です。

- ○議 長(浅岡 厚君) 6番、荒木かすみ君。
- **〇6番(荒木かすみ君)** 定住促進の観点から、ぜひ素早い対応ができるようにお願いしたい

というふうに思います。

では、次の魅力ある職場としての取り組みについて。

地域間格差の原因が何であるのか、地域の優秀な人材に地域で就労していただけるよう、 さらなる取り組みを要望したいのですが、この点について当局のお考えをお聞かせください。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 総務課長、秋原充君。
- ○総務課長(秋原 充君) 魅力ある職場としての取り組みについてという御質問のことから、 地域間の格差がないという、その辺の御質問だと思うんですけれども、実際に、公務員は、 本来は地域間格差はあり得ないものかと思われるんですが、唯一、給料面に関してだけは、 必ずの地域間格差が発生します。

これは、給与の本俸ですね、給与の月額給料額というのはそんなには変化しないんですけれども、その昔は調整手当と呼ばれ、今は地域手当と呼ばれる手当がございます。この手当は、地域地域による物価の格差等を補うため、調整するために支給する手当でございますけれども、この手当の支給が、まずあるところとないところ、あと、支給があるところでも、パーセンテージがそれこそ3%から十何%まで、そういう形であります。

私ども九十九里町と隣の東金市と比べても、我が町には地域手当の支給は、法的に認められておりません。東金市は6%の支給が認められています。この支給の6%は、本給に対する6%だけではなく、扶養手当にも加算され、さらには賞与のときにも加算されるということで、ざっと計算してみたところで、初任給で年間20万、40代の係長で下手すれば40万ぐらいの、何も業務はかわらないんですけれども、地域間格差が生じているのが実情でございます。

そういう中ではありますが、荒木議員の冒頭の質問にありましたとおり、この九十九里での生活のしやすさですとか、この気候ですとか、かなり他の地域から比べても恵まれた自然環境を持っている市町村だと考えております。そういう中で、なるべく優秀な人材が集まるような採用形態ですとか、職場環境を整えるとか、そういう面では取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

- ○議 長(浅岡 厚君) 6番、荒木かすみ君。
- ○6番(荒木かすみ君) この地域間格差が何なのかなというふうに私わからなかったものですから、大体概略はわかりました。現場の声をよく聞いて対応をお願いしたいと思います。
 本当に魅力あるところを前面に出して、この発信をしていただきたいというふうに思います。

さらなる取り組みを期待します。

交通弱者についてお伺いいたします。

ここは各課横断して月1回取り組んでいただいているということなので、ぜひぜひ、前に 進めていただくよう強く要望いたします。

それから、車が不備であるとか、運転手の問題があるとか、そういうことを再三申し上げ ておりますけれども、この点、善処をしていただきたいというふうに思っております。

本町、名前のとおり九十九里町ということで、長い雄大な浜を見て心も解放され、緑豊かな風景に癒され、大きな夕焼けにまたあしたも頑張るぞという、勇気を与えられるような、 そんな居場所になれたらというふうに思っております。

以上で私からの質問を終わります。

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

再開は14時です。

(午後 1時48分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時59分)

〇議 長(浅岡 厚君) 順次発言を許します。

通告順により、9番、善塔道代君。

(9番 善塔道代君 登壇)

○9番(善塔道代君) 9番、善塔です。

平成30年6月定例議会において、質問をさせていただきます。

6月5日は世界環境デー。1972年のこの日に開かれた国連人間環境会議が淵源であり、日本では6月5日を環境の日、6月を環境月間として環境の保全に関するさまざまな行事を各地で行っております。環境保全といってもどこか遠い世界の話ではありません。省エネに取り組む、ごみを減らす、買い物袋を持参する。こうした身近な行動から変革は始まります。緑輝く6月、みずからの生活を見つめ直す機会としたいと思います。

それでは、町民からいただいたお声をもとに質問してまいりますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、空き家等対策についてお伺いいたします。

公明党は、全国約3,000名の所属議員がそれぞれの地域で、介護、子育て、中小企業の事業継承、そして、防災・減災の4テーマのアンケート調査、100万人訪問対話運動を行っております。

中でも多いのが、空き家対策関係の訴えです。特に個人の住宅は、相続をきっかけに放置され、空き家となる数が急増しております。平成27年5月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法では、固定資産税の税情報が活用可能となり、その実把握が求められ、空き家等対策計画の策定も447の自治体が昨年10月1日時点で行っており、多くの自治体が危機感を持っていることが伺えます。

そこで、本町の空き家対策の状況についてお伺いいたします。

1点目に、昨年3月議会で質問いたしました、空き家等の実態把握とデータベース化の進捗状況をお聞かせください。

2点目に、九十九里町空き家等対策計画の策定はいつごろの予定になるのか。

3点目に、市町村長が法の規定に基づき勧告した特定空家は、固定資産税等の住宅用地特例から外れ、6分の1減額がなくなりますが、町の現状についてお聞かせください。

2項目めに、公共施設の利活用についてお伺いいたします。

現在使われていない、子育て支援施設についてお伺いいたします。

作田保育所は、27年4月から東保育所と統合し、現在休園となっております。作田保育所は、平成21年度に国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用しているため、目的外の活用については補助金の返還を求められることがある。短期的な利用あるいは集いの場等、一時的な活用であれば容認されると伺っております。

現在はどのような状況なのか、また、今後どうするのかお聞かせください。旧豊海保育所は、昨年モデル事業を行いましたが、今年度はどうするのか。また、片貝幼稚園は建物を壊すと聞いておりますが、今後の予定をお伺いいたします。

3項目めに、いじめ対策についてお伺いいたします。

通報アプリ「STOPit」は、2014年に米国で開発されたスマートフォン用アプリです。 周囲で発生したいじめを被害者や第三者が匿名で報告・相談できるのが特徴で、文章や画像 などを送り、匿名のまま送信先とやりとりができる。パソコンでの利用も可能で、緊急時に は、アプリ内に表示された相談窓口の電話番号表示につなげることもできる。販売元のスト ップイットジャパンによると、米国では約6,000校の332万人が利用し、実際にいじめの減少 が報告されていると言われています。

公立中学校の中で昨年初めて導入した柏市で、相談件数が急増し効果を上げており、いじめの相談件数は、前年度の電話とメールでの相談に比べて約5倍となる133件に急増、4割56件は、いじめやネットトラブルに関する相談であり、いじめ認知件数が最も多かったのが中学1年生、アプリによる相談も3分の2以上が1年生から寄せられ、教員とのかかわりに悩みを抱えた相談などもあったそうです。

そこで、本町でも中学生を対象に、いじめが深刻になる前に対応できるスマートフォン用のいじめ通報アプリ「STOPit」の導入をするべきと思いますが、当局の御見解をお伺いします。

4項目めに、中小企業の設備投資を促す制度についてお伺いします。

国では今の通常国会で、生産性向上特別措置法案を5月17日に成立させ、今後3年間で中 小企業の設備投資を促し、生産性向上を図ることを目指すことになりました。

具体的には、1番目の条件として、その市町村が、市町村内の中小企業が、年率3%以上の労働生産性の向上を見込む新規の設備投資をするときは、新規取得設備の固定資産税を3年間ゼロにするということを盛り込む導入促進基本計画をつくり、その計画への経済産業大臣の同意を得ること。

2番目の条件として、その市町村にある中小企業が、年率3%以上の労働生産性の向上を 見込む先端設備等導入計画をつくり市町村の認定を受けること。

この2つの条件を満たした場合に、ものづくり・サービス補助金及び持続化補助金、サポイン補助金、大学と連携した研究開発、試作品開発、販路開拓を支援するもの、IT導入補助金という4つの補助金が優先的に受けられるという制度となっています。

そこでお伺いします。

1点目に、固定資産税をゼロにした場合、想定する企業数は何件ぐらいか。

2点目に、ものづくり・サービス補助金は4月27日が申請の締め切り、持続化補助金は5月18日が締め切りでした。また、サポイン補助金は5月22日、IT導入補助金は6月4日となっていました。それぞれの補助金についていかがお考えでしょうか。御見解をお聞かせください。

3点目に、中小・小規模事業者は、年率3%以上の労働生産の向上を見込む先端設備等導入計画をつくることになっていますが、その誘導をどのように考えているのか御見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議 長(浅岡 厚君) 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、公共施設の利活用についての作田保育所、旧豊海保育所、旧片貝幼稚園の今後の活用及び取り壊しについての旧片貝幼稚園に関する御質問と、いじめ対策についての御質問については、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、空き家等対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、空き家等の実態把握とデータベース化の進捗状況についてとの御質問ですが、 昨年度に、各自治区長から情報提供をいただいた空き家等と思われる建物について、外観で の目視による構造や状態等の調査を実施し、所在地、建物種別などを確認し、データベース を構築したところでございます。

2点目の、九十九里町空き家等対策計画の策定状況についての御質問ですが、空き家等対策計画は、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画であり、その作成は、空家等対策の推進に関する特別措置法に市町村の責務として規定されております。

今後、データベース化した空き家等の情報をもとに各調査を実施するとともに、空き家等 対策協議会を設置し、計画の作成及び実施に関する協議を進めてまいりたいと考えておりま す。

3点目の、固定資産税等の住宅用地の特例に伴う現状についての御質問ですが、現在、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空家等がないため、九十九里町町税条例に定められた、税負担を軽減するための特例措置の適用除外となる住宅用地はございません。

次に、公共施設の利活用についての御質問にお答えいたします。

作田保育所、旧豊海保育所、旧片貝幼稚園の今後の活用及び取り壊しについての御質問ですが、昨年11月、社会福祉課と教育委員会事務局が、こども園、保育所、そして旧幼稚園施設を対象とした子育で支援施設個別施設計画を策定しております。

この計画の中で、各施設の今後の活用方針を定めており、作田保育所と旧豊海保育所については、除却だけではなく、民間事業者などへの譲渡や貸し付けなどを含めた利活用を検討することとしております。

次に、中小企業の設備投資を促す制度についての御質問にお答えいたします。

1点目の、固定資産税をゼロにした場合の想定する企業数について。2点目の、ものづくり・サービス補助金、持続化補助金、サポイン補助金、IT導入補助金について並びに3点目の、中小・小規模事業者の先端設備等導入計画についての御質問は、関連いたしますので、一括して答弁させていただきます。

今国会で成立した生産性向上特別措置法では、まず、市町村が導入促進基本計画を策定し、 国の同意を受けた後、この計画にのっとり、中小企業等が設備投資を通じて労働生産性の向 上を図ることを内容とした先端設備等導入計画を作成し、市町村の認定を受けます。

次に、認定を受けた計画に基づく設備投資に対して、固定資産税の課税標準を、市町村の条例により、3年間ゼロから2分の1に軽減する仕組みとなっており、町では3年間ゼロとする町税条例の一部改正を、本定例会に上程しております。この町税条例の一部改正により、この制度を活用し、税負担の軽減を受けようとする企業数を推計することは困難ですが、現行制度の中小企業経営強化法に基づく特例措置を受けている中小企業者数は、償却資産を申告している557件のうち7件でございます。

また、上記の税負担の軽減にあわせて、国では、ものづくり・サービス補助金など4つの 補助金について予算措置を拡充するとともに、税負担の軽減の対象となる事業者等に対して 優先採択を行うことで、国、市町村が一体となって、中小企業等の生産性の向上を強力に後 押しすることとしております。

町では本制度の周知を図り、中小企業等の整備投資を促し、生産性が向上するよう努めて まいります。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお 願い申し上げます。

〇議 長(浅岡 厚君) 教育長、中村誠一君。

(教育長 中村誠一君 登壇)

○教育長(中村誠一君) 私からは、善塔道代議員の、公共施設の利活用についての作田保育 所、旧豊海保育所、旧片貝幼稚園の今後の活用及び取り壊しについての質問のうち、旧片貝 幼稚園の今後の活用及び取り壊しについてお答えをいたします。

旧片貝幼稚園の今後の利用につきましては、老朽化の進行とあわせ、耐震強度が不明なため、今後利用することは考えておりません。このことから、今年10月ごろまでに地権者と返却に関する協議を行い、その後、建物を取り壊し、土地を返す方向で考えておりますので、

御理解をお願いいたします。

次に、いじめ対策についての御質問に対してお答えをいたします。

中学校を対象にしたスマートフォン用のいじめ通報アプリ「STOPit」の導入についての御質問ですが、近隣の山武市が本年度から試験的に導入し、現在、検証中であります。 本町といたしましては、その検証結果をも注視し、効果が期待できるようであれば導入について関係課と協議していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 9番、善塔道代君。
- ○9番(善塔道代君) 9番、善塔です。

再質問は、小項目ずつ質問させていただきます。

初めに、空き家等の実態把握とデータベースについてですが、昨年3月議会で、データベース化の完成目標を決めるよう質問いたしました。そのときに、29年度中に実態把握と意見調査を行うと答弁があり、先ほど町長から、昨年度にデータベースの構築を行ったと答弁がありました。

今後は、各種調査の実施ということが今ありましたけれども、多分これはアンケートの実施とか、また、立入調査とかという実施を行うのではないかと思いますが、いつまでに行う 予定なのか、また、データベース化された件数は何件くらいなのか、答弁お願いします。

- ○議 長(浅岡 厚君) まちづくり課長、古川富康君。
- **○まちづくり課長(古川富康君)** お答えさせていただきます。

今年度中にデータベース化した空き家等について、空き家等の所有者を特定し、建物の管理状況や利用者に関する意向調査、意向等についてのアンケート調査を実施する予定でございます。

また、意向調査アンケートを実施した後、そのまま放置すれば倒壊等の保安上危険となる おそれのある特定空家等を判定するために、現地立入調査を実施いたします。

また、データベース化した件数という御質問ですけれども、昨年度データベース化した件数につきましては、329件でございます。

以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 9番、善塔道代君。
- ○9番(善塔道代君) 今、空き家等のデータベース化されたのが329件とのことですけれど も、平成25年度の統計調査では、実質の空き家は600件ほどという数字が出ていると、前回

の質問をしたときに答弁いただきましたけれども、残りの約300件はどうなっているのかお 聞かせください。

- 〇議 長(浅岡 厚君) まちづくり課長、古川富康君。
- **○まちづくり課長(古川富康君)** お答えいたします。

データベース化した空き家等329件は、同一敷地内に空き家が何棟建っておりましても1件とカウントしております。統計調査の空き家等の件数は、建物の件数となりますので、数え方の違いで件数が大きく異なっておると考えております。

また、データベース化した空き家等につきましては、各自治区長様からの情報提供に基づいて構築した件数でございますので、空き家等の調査漏れ等があることも考えられますことから、再度現地調査の実施や住民等の情報提供などがございましたら、随時データベースに追加をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 9番、善塔道代君。
- ○9番(善塔道代君) それでは、同一敷地内に何軒建っていても1件と数えるということで、前回の統計調査はそこが一緒に数を数えてしまったということですかね。でも、こっちから見ると1つの建物で1件という感じがするんですけれども、基本的にはそうじゃないというふうになるんですかね。

3回質問しているので質問はないんですけれども、やっぱり統計調査というのと私たちが見た目では、建物の1軒は1件というふうに思いますので、それが敷地内に例えば3軒あって3軒ともあいていれば3件あいているということになるふうに数えちゃうんですけれども、そこのところをまた詳しく教えていただきたいと思います。やっぱり1軒は1件だと思いますので、敷地内に1軒何度もあっても、それはちょっとどうかなと個人的には思いますので、また詳しく教えてください。

次に、空き家等対策計画の策定について。

これも30年度中に計画をつくる目標と伺っております。調査が終わらないと空き家等対策 計画ができないと思いますけれども、空き家等対策計画の策定に国の補助金が出るはずです。 各種調査の実施を早急に行い、その後、空き家等対策計画に着手していただきたいと思いま すが、目標どおり今年度中に計画ができるのか、答弁をお願いします。

- ○議 長(浅岡 厚君) まちづくり課長、古川富康君。
- **○まちづくり課長(古川富康君)** お答えさせていただきます。

今年度より、意向調査及び現地立入調査を実施しますので、今年度中の計画作成は難しい 状況でございます。今後としまして、各種調査の実施の後、調査結果を分析してから計画を 作成することになりますが、今後設立予定の空き家等対策協議会において協議を重ねまして 計画案を作成いたします。計画案につきましては、パブリックコメントの実施後に計画が決 定となります。目標としましては、来年度中に作成をしたいと考えております。

以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 9番、善塔道代君。
- ○9番(善塔道代君) 9番、善塔です。

目標には難しいということですよね。ちょっといろいろと調べたんですけれども、酒々井町では、空家等対策計画を作成するために空家等対策協議会を何度も行い、空家等対策計画 策定スケジュールができております。

課長も答弁いただきましたけれども、協議会を行うということで、本町も協議会の設置を 予定しているとのことですが、この策定をするために協議会を行って、そのスケジュールが 必要となると思いますけれども、いつごろからどのようなメンバーで協議会を開催していく 予定なのか、計画は来年度中と今答弁いただきましたけれども、これは本当にできるのかど うか、再度聞かせていただきます。

- ○議 長(浅岡 厚君) まちづくり課長、古川富康君。
- **○まちづくり課長(古川富康君)** お答えさせていただきます。

協議会の設置時期につきましては、各種調査の進捗状況を確認しながら、来年度早々に協議会を設置したいと考えております。

また、協議会のメンバー構成ですけれども、特別措置法第7条第2項の規定により、協議会は、市町村長のほか地域住民、市町村の議会議員、ホーム、不動産、建築、福祉、文化等に関する学歴経験者、その他市町村長が必要と認める者をもって構成するとなっております。本町のメンバー構成の状況ですが、近隣市町村のメンバーの構成等を考慮しながら、今後検討してまいりたいと思います。

進捗状況がおくれて大変申しわけないんですけれども、先ほど申したように、31年度まで に計画を策定したいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 9番、善塔道代君。
- ○9番(善塔道代君) 9番、善塔です。

この計画ができなければ、特定空家というものがはっきりしないんですよね。ですので、

その特定空家というものを出さなければ固定資産税の関係も出てこないということですよね。 やっぱり延びれば延びるほど、また空き家は増えると思うんです。大変だと思うんですけれ ども、しっかりと目標を定めてスケジュールを組んで行っていただかなければ、先々のこと がまた詰まってしまう。詰まるは言葉悪いんですけれども、できない状況だと思います。

年々空き家が増加する中で、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、防犯、衛生、 景観などさまざまな面において、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしております。これらの問題を解決するための対策を総合的かつ計画的に実施するため、九十九里町空き家等対策計画 の策定が急務です。スケジュールを立て、目標どおり進めていただきたいと思います。よろ しくお願いします。

それでは次に、公共施設の利活用についてお伺いします。

作田保育所の、国の地域活性化経済危機対策臨時交付金は、いつ終わるのでしょうか。

また、作田保育所、旧豊海保育所は、以前ちょっと聞いたんですけれども、子育て支援施設は終わっているとかということで聞いたんですけれども、今後、先ほど利活用をしていきたいというふうに答弁もいただきましたけれども、どのような明確さがあるのか、また、取り壊しを考えているのかお聞かせください。

- ○議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- **○企画財政課長(木原正幸君)** それでは、私のほうからは、旧豊海保育所の件でお話をさせていただきたいと思います。

昨年度、空き公共施設をどのような利活用ができるか可能性を検証するために、モデル事業を実施したところでございます。具体的には、着地型観光の拠点として、モニターツアーの実施や地域住民を対象としたワークショップの開催など、参加者からは好評の声をいただいたところでございます。

本年度につきましては、今の時点ではまだ計画等、こちらのほうには出ておりませんが、 昨年と同様のことがもし計画として上がってきたとするならば、あの施設でほかからもやり たいというようなことが重複しない限りは、検討はできるかなというふうに思っております。 ただ、昨年やった結果としまして、施設の老朽化等も激しく、正式に施設を利活用する場 合には、用途にもよるわけですけれども、改修などの再投資をしなければいけないという部

分もあるということがわかったというところです。 これらの検証結果と、敷地が借地であるということを踏まえ、取り壊しまでの間に民間事

業者からの活用提案を募集するなど、有効かつ効果的な利活用の方法を見出すということは

考えております。

昨年、一時的に使った団体のほうからは、このような形でというような提案は、今、いただいてはございますので、それについて検討・検証をしながら、まず、広く公募をかけながら、最終的には、利活用する際には方向性を定めていきたいというふうなところで、旧豊海保育所については、今、動いているところでございます。

以上です。

- ○議 長(浅岡 厚君) 社会福祉課長、中川チエリ君。
- ○社会福祉課長(中川チェリ君) それでは、作田保育所についてお答えさせていただきます。 まず先に、交付金の制限についてのお問い合わせがあったと思いますが、こちらは、その 制度を利用し、施設の供用を開始してから10年ということになります。21年度利用しており まして、22年度の4月からということになりますので、こちらが期間を満了して動きがとれ るというのは平成32年度からということになります。

休園になっている施設につきましては、議員も御存じのとおり制限がございまして、現在 は、産業振興課のほうで一時的に使用しているという状況でございます。

今後につきましては、公共施設のマネジメント推進委員会ですとか、推進本部等に諮りながら、どのようにしていくかということは協議を進めていくことになろうかと思います。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 9番、善塔道代君。
- **〇9番(善塔道代君)** 9番、善塔です。

今、作田保育所は産業振興課のほうでということで、地域の人が使用されていることは聞いているんですけれども、やはり全体的に何をしているのかは見えていない、ただそのまま行っているという状況だけなので、やはり見えるようにしていただきたいと思うんです。

今、臨時交付金が32年度で終わるということで、今30年度、2年後先はどうするのかも今から本当に真剣に考えていかなければ、あっという間に1年はたってしまうので、そこもしっかりと決めていただきたいと思います。今使っている状況とかも、地域の皆さんにわかるようにお示ししていただきたいと思います。

旧豊海保育所は、昨年、モデル事業等をしていただいたということもありますけれども、 今、何件か提案いただいていて検証していくということで、また広く公募をと、今課長から 答弁があったんですけれども、これはいつごろするのか、去年は夏休みにやっていたような こともあるんですけれども、今から公募していたっていつのことなのかわからないし、この 提案していただいている人たちに、いつごろやるのかというのも決めていかなければいけな いのかなという。いっときのことなのか、1年かけてやっていくのか、そういうことも考えなきゃいけないと思いますので、そこをもう少し教えていただきたいと思います。

それと、旧片貝幼稚園ですが、こども園になるときに取り壊すということを、当時の保護者の方にも説明されていました。しかし、2年たっているのにいまだにあのままになっているけれども、どうなっているのかとよく聞かれます。先ほど、10月ごろまでに地権者と協議を行うとのことでしたが、こういうことは、取り壊すと決めた時点または園が移動したときにできたはずではないでしょうか。協議した後、いつごろ取り壊しの準備に入るのか、答弁お願いします。

- **〇議 長(浅岡 厚君)** 企画財政課長、木原正幸君。
- **〇企画財政課長(木原正幸君)** それでは、ちょっと私、2つのことを1つにまとめて先ほど お話ししてしまいましたので、1つずつに分けてお話をしたいと思います。

まず一つは、昨年利用したところとのお話なんですけれども、確かに、現時点で去年のような活動をしたいというような提案がまだ出てはきていない、私のところまでは届いていないんですね。ただ、あそこの施設を全部じゃないんですけれども一部を使って、このような地域での産業を、6次産業化であるとか、そういう施設として使っていきたいんだというような提案は受けております。それがまず第1点です。

そうした場合に、じゃそこだけに貸し付けしていいのかと、公共施設ですから。そういう 部分でその先に行ったときには、やはり公募をして、ほかに希望する方がいますか、いませ んでしょうかというようなところの確認作業も必要になるのではないかというところで、そ ういう意味での公募をして、ほかの利用者の方との競争といいますか、そこだけ何で知らな い間にやったのということのないように、周知を図っていきたいという意味での公募をしな がらというところでございますので、今のところは、今年の利用についての話が今後出てく れば、一時的な利用についてはまた可能なのかなと。

あと、今提案の出ているものについて、1対1の中では検討をしている段階であるという ことでございます。

- **〇議 長(浅岡 厚君)** 教育委員会事務局長、山口義則君。
- ○教育委員会事務局長(山口義則君) 質問なんですが、取り壊しまでの計画ということでよるしいでしょうか。

今現在ですが、先ほど教育長答弁の中で、10月ごろまでに地権者と接触してというお話ですが、10月に限らず早い段階で接触できれば接触させていただいて、土地の返却条件を整理

させていただいた後、それに係る経費の関係の算定をした後、予算がつき次第速やかに取り 壊しに移りたいというふうに教育委員会では考えております。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 9番、善塔道代君。
- ○9番(善塔道代君) 9番、善塔です。

旧豊海保育所の件はわかりました。でも、早目に行動を起こさなければ、今あいている状態で、またあけ閉めしておかなければ、あのままの状態だと古くなっていくことであって、 公募をかけているうちに、さっきも言ったようにあっという間に日にちたってしまいますので、利活用するのであれば行動をお願いいたします。

また、旧片貝幼稚園、予算等のことも確かにあります。でもやっぱり、計画を立てていかなければ予算計上できないわけですよね。それをだらだら、言葉悪いんですけれども、延びれば延びるほど、やっぱりそのままの状況になっているわけですから、何事にも計画は必要だと思います。空き家対策と同じように、計画を立て行動しなければ、いつまでたっても公共施設の空き家のままです。利活用するのか壊すのか、町民がわかるように示していただきたいと思います。

それでは次に、いじめ対策について。

柏市では、アプリを導入する際、生徒がより理解しやすいよう、いじめ対策の授業も行っており、授業で使う動画などの教材は、千葉大や柏市教育委員会などが、産学官で連携して開発したもの、教材の動画は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、SNSに悪口を書き込まれていじめられている生徒を、その様子を見ている別の生徒の視点から描いたドラマ仕立てで、ストップイットジャパンがDVD3,000枚を、全国の教育関係者らに無料配布し普及を努めたと。千葉大によると、県内では、野田市と山武市がアプリと授業を導入したとのことです。

本町の教育関係者は、このストップイットジャパンのDVDを確認されたのか。また、アプリと授業の導入をいかに考えているのか、御答弁お願いします。

- ○議 長(浅岡 厚君) 教育委員会事務局長、山口義則君。
- **〇教育委員会事務局長(山口義則君)** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

善塔議員おっしゃるとおり、新聞記事等で3,000枚のDVDを無料で教育関係者らに配布 したこととなっておりましたが、配布については無作為に行われているということで、本町 の教育委員会への送付はなかったと記憶しております。

しかしながら、中学校の初任教職員研修会において資料として配布されていることがわか

りましたので、その研修に参加していた中学校の教職員を通じ、一部、中学校のほうに保持 されておりました。

それで、内容を確認させていただきましたが、このDVDは、「脱いじめ傍観者プログラム」という冊子とDVDが一体となっており、児童・生徒等への指導案などは冊子に記載され、DVDについては、中学生を例にとった事例を具現化した内容の映像となっておりました。

町といたしまして、アプリの利活用については、教育長の答弁もありましたが、近隣で試験導入している山武市の状況を確認し、その効果を判断した後、導入の検討をしてまいりたいと考えております。

なお、配布された冊子、DVDについては、いじめの情報提供を主にしたものではなく、 いじめがあった場合、傍観者にならず、自分たちでいじめをなくす雰囲気をつくっていこう という教材でありました。同じような教材が複数あるようですので、教職員の意見を聞きな がら、使用については考えていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 9番、善塔道代君。
- ○9番(善塔道代君) 9番、善塔です。

文部科学省の全国調査によると、16年度の小・中・高校と、特別支援学校でのいじめ認知件数は、前年度比9万8,676件増の32万3,808件と過去最多を更新。千葉県内に限っても3万1,617件と、3年連続で全国最多となっております。

SNSが子供たちのいじめのツールになっており、その状況から、インターネット上で行われるいじめについて、千葉県では、ネットパトロールというものがありますが、その評価をお伺いします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 教育委員会事務局長、山口義則君。
- ○教育委員会事務局長(山口義則君) ただいまの、ネットパトロールというものの評価ということでよろしいでしょうか。

ネットパトロールにつきましてですが、千葉県では平成23年度から、青少年がインターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防止するため、青少年ネット被害防止対策事業として、通称ネットパトロールを実施しております。

具体的には、ネット監視員を2名配置し、県内の原則全ての中学校、義務教育学校、高校、 特別支援学校など、約630校の生徒が行っているSNSなどについて監視をしております。 これまでも、学校や個人が特定された場合、市町村養育委員会に情報が提供されており、 本町においても、年間1件くらいの情報が寄せられております。

また、情報を受けた教育委員会につきましては、学校と連携、情報を共有し、学校現場においては、児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、対象児童・生徒への対応を図っております。

このように、不特定多数のものが閲覧可能な書き込みについて、ネットパトロールは大変 効果があるものと評価しております。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 9番、善塔道代君。
- ○9番(善塔道代君) 9番、善塔です。

学校でのいじめによって、子供たちが深刻な事態に追い込まれるケースが後を絶ちません。 いじめによる悲劇を未然に防ぐためには、子供たちからのSOSをいかに早くキャッチし、 適切に対処するかが大切です。

現在、文部科学省が実現を目指しているのは、LINEなどに代表されるSNSを通じたいじめの相談体制の構築です。先ほど来、山武市の検証結果や効果を見て導入というふうに言われていますけれども、本町の子供たちを守るためには、山武市の効果は関係ないと思うんです。やはり、うちの町の子供のために、いち早くこのいじめ通報アプリを導入することを望みます。

それでは次に、中小企業の関係で、固定資産税ゼロにした場合の想定する企業数、これは ちょっと出てこないようなことも言われていましたけれども、今後、町が導入促進基本計画 を策定する上で想定する企業数というのは把握できるのでしょうか。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。
- **○産業振興課長(南部雄一君)** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

明確な件数については把握できておりません。ただ、平成26年の経済センサスに基づく統計数値になりますが、本町の事業者数は729件と。今回の対象は中小企業者と事業を営む個人ということですから、そういった事業者が対象には含まれると認識しております。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 9番、善塔道代君。
- ○9番(善塔道代君) 次に、ものづくり・サービス補助金、持続化補助金、サポイン補助金、 I T導入補助金についての質問をします。

生産性向上特別措置法案の成立を受けて、国では、追加の申請受け付けがあると思います。

積極的に制度の活用推進を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、町の導入促進基本計画はいつまでに策定するのかお聞かせください。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。
- ○産業振興課長(南部雄一君) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

導入の推進を図るべきということでございますが、議員御指摘のとおり、中小企業者が補助金を活用するためには、先端設備等導入計画、これを申請して、認定を受ける必要がございます。先ほど町長答弁にもございましたが、この申請を受けるためには、まず、市町村が導入促進基本計画、これを国から同意を得ることが条件になるものでございまして、本町でもこの基本計画の策定に向けましては、この制度から早急につくることが必要不可欠であると思っておりまして、7月末をめどには基本計画を策定していきたいと考えております。

それと、普及については、中小企業者が計画する先端設備等導入計画、この計画の事前承認という部分では、認定経営革新等支援機関、商工会等がなると思われますが、そういった商工会等を通じて普及に連携を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 9番、善塔道代君。
- ○9番(善塔道代君) 9番、善塔です。

今、全部答弁いただきましたけれども、各種補助金の追加申請と先端設備等導入計画、これは町内で対象となる中小企業に対してどのような情報提供をしていくかという質問をしようと思ったんですけれども、それは商工会等の連携をとっていくということですね。わかりました。じゃ、まとめます。

導入促進基本計画と先端設備等導入計画の2つの条件で補助金が受けられる制度です。先 ほど答弁いただきましたように、導入促進基本計画が7月までに策定するということですの で、間違いなくお願いします。

また、本町の中小企業、小規模事業者が、知らなかった、聞いていないなどのことがないよう、商工会としっかり連携を図り、支援をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

再開は15時5分とします。

(午後 2時49分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時02分)

〇議 長(浅岡 厚君) 順次発言を許します。

通告順により、1番、髙木輝一君。

(1番 髙木輝一君 登壇)

〇1番(髙木輝一君) 1番、髙木です。

平成30年第2回定例会において、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

まず、大項目として1番目、東千葉メディカルセンターの運営状況について質問をさせて いただきます。

そのうちの3項目、1つ目が平成26年度から29年度、4年間の第2期中期計画の決算状況 についてお尋ねします。

2番目として、平成30年から33年度、今年度から4年間の第3期中期計画の運営計画についてお尋ねします。

3番目として、医療機器の購入における東千葉メディカルセンターの入札状況、これがどのようになっているのかお尋ねをいたします。

以上3点が、東千葉メディカルセンターの件です。

そして先般、平成30年4月15日に東金市長選挙と山武市長選挙、これが行われましたけれ ども、東千葉メディカルセンターに対する考え方について、東金市長と山武市長の考え方、 方向性が若干、相違しているんではないかなと感じました。

東金市長は、当初、周辺自治体へ負担金を求めるという考え方から、今回、とりあえず山 武郡で協議を行い、めどがついたら周辺へ広げたいとしました。そして、千葉県が表明して いる追加財政支援については、根拠と裏づけが希薄だと、県と精査する必要があると発言を されております。

平成30年度から9年間、県の追加財政支援29億9,600万、これについての根拠と裏づけが 私も必要ではないかなと思います。それで、この東千葉メディカルセンターの立ち上げのと きに、平成22年3月31日、東金市長、九十九里町町長宛てに千葉県健康福祉部長から東金九 十九里地域医療センター事業にかかわる県の財政支援についてという回答をもらっています。 その中身としては、総体の財政支援額が85億6,000万円、そのうち建設時に13億7,700万、そ の後の開院後10年間で71億8,300万という文書を県から受け取っております。そういったことをきちんとこれから確実にやっていただきたいということです。

しかし、山武市長は当選時に従来と同様に、東金市、九十九里町、県の枠組みを維持するべきだという考え方を明らかにされています。負担金についても、東金市、九十九里町、県がやると聞いていると。その範囲でやってほしいと否定的な見解を示されております。さんむ医療センターとの医療連携については、全て求めてくるというのは違うと思うと。経営をしっかりもう一度やってもらい、お互い頑張っていきたいと。これは東千葉メディカルセンターのことを指しているかと思いますけれども、そういうことの発言がされております。

そして、山武長生夷隅、この医療圏において地域医療連携、これは非常に私は大事だと思っています。しかしながら、東金市長と山武市長の考え方の相違によって、本当の意味での協力体制というものが整うかどうか、私は不安に感じております。さんむ医療センターのやはり移転新築というような問題も今、推進がされようとしております。東千葉メディカルセンターも旧県立東金病院の廃止に伴い、独立行政法人として東千葉メディカルセンターの移転新築ということになりましたけれども、やはり予想以上の費用負担の増加、これが今までとは違って厳しい病院経営が続いております。

そういった中で、山武郡市の中で、このさんむ医療センターが移転新築ということになりますと、やはり規模を大きくすることによって赤字体質に転落してしまうんではないかなと 私は感じております。そういった中で、山武郡市の中に赤字病院は、私は2つ要らないと思っております。

近隣の大網白里市においても、山武郡市の考え方からすれば地域医療連携ということを再 検討せざるを得ない、そういった状況になろうかと思います。まとまりが本当につくのかど うか、私は不安でなりません。そういったことの中で質問をさせていただきます。

続きまして、大項目2番として、入札工事発注における現状と課題について質問をさせて いただきます。

1番目としては、入札工事発注における事故未然防止について、ここに来て、箱物設備投資が非常にとようみこども園、かたかいこども園、それから防災無線工事、もろもろ出ておりますけれども、そういった中でこれに伴って2番目として、設備投資におけるこの地域活性化、これがどういう状況にあるのか、その点もお尋ねをいたします。

3番目として、地域内におけるインフラ整備、この状況について道路補修状況、29年度は 予算がつきましたけれども、1件の道路補修工事と、30年のやはり予算化の中で確実に執行 をしていただきたいと。それとガス事業における現状と課題ということで、計画についても お尋ねをしていきたいと思います。

大項目3番目、海の駅九十九里について、これについても現状と課題についてということで質問をさせていただきますけれども、1番目として指定管理者の変更に至った経緯、これについてお尋ねします。

2番目として、過去3年間、平成27年度から29年度の3年間、その収益の返還請求について、どのように考えているのかお尋ねをします。

3番目として、出店者、出品者への対応状況、これは今年に入って、要は指定管理の変更ということが表立って出てまいりましたけれども、それまでこの2月、3月になるまで出品者、出店者、この方々についてはほとんど知らされていない状況があったかと思います。これについてお尋ねしていきます。

最後に4番目、大きな項目として行政運営における現状と課題について質問をさせていた だきます。

1番目が、やはり人口減少対策、これに基づく移住定住対策、どのように考えているのか。 また、空き家対策についてということで書きましたけれども、空き家バンク、先ほどからも 再々回答はいただいておりますけれども、5月14日の千葉日報の記事によりますと、登録が なければ話にならないと記載がされていました。制度の周知や、改良が必要だということも うたわれておりました。

ですから、この移住定住対策と空き家対策に対して、対策としてはやっているよという構図は結構とられると思いますけれども、それに伴う実績、効果、そういったものが余りにもやはり希薄ではないのかなと思って質問に入れさせていただきました。

2番目として、観光事業について。この九十九里町のメーンとする観光事業は何なのか。 魅力ある観光事業として何を本当に取り組むべきなのか、その辺をお尋ねしてまいります。

3番目として、地域交通アクセスについて。地域内、九十九里町の地域内、それと最寄り駅、東千葉メディカルセンターへの交通アクセス、こういった問題を捉えた中で、どのようにこの地域内の交通アクセスを本当に考えていかなくちゃいけないのか。

それで、東金市、山武市、巡回バスが結構走っております。しかしながら、日中を見ますと空気を乗せているバスということが結構見受けられます。しかしながら、ここの地域は駅もない、国道もない、ないない地域です。

ですから、町として財政負担にはなろうかと思いますけれども、この交通アクセスの問題

については、やはり近々の問題としてぜひ、捉えていっていただきたいと思いまして、質問 に上げさせていただきました。

4番目として、側溝清掃車の導入について。これも1年前に質問させていただきましたけれども、余り行政側としても関心を持っていない事項だと思います。しかしながら、ここの地域の人口の高齢化といったものに踏まえて、町独自で側溝清掃車を導入するのか、あるいは行政組合として、この側溝清掃車の導入を検討してもらうのか、いろんな方法があると思います。

それに伴う人の問題も出てまいります。そういったことをひっくるめて、この地域に私は どうしても側溝清掃車が、導入が私は必要だと思っておりますので、これを再度質問をさせ ていただきます。

最後に、危機管理並びにコンプライアンスについてということで、危機管理については、 現在における町当局の対応方法と今の現状について説明をしていただきたいと思います。

コンプライアンスについては、公務員による酒気帯び運転とか、あとは公共工事における 業者との癒着問題、官製談合事件、そういったものが新聞紙上に大きく結構出るようになっ ております。そういった中でこの地域として、この町として、年度別でそういった事件の発 生が把握されているのか、あるのか、ないのか、そういった状況も踏まえて教えていただき たいと思います。

あと、再質問につきましては、自席にて対応させていただきます。よろしくお願いします。 ありがとうございました。

○議 長(浅岡 厚君) 髙木輝一議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 髙木輝一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、東千葉メディカルセンターの運営状況についての御質問にお答えいたします。

1点目の平成26年度から29年度の4年間の決算状況についての御質問ですが、平成26年度の開院以降、医師、看護師が十分確保できず、計画どおりにフルオープンできなかったことなどにより、今のところ平成29年度の決算が未確定ではありますが、損益計算上の4年間の損失累計見込みでは、56億8,200万円となっております。

2点目の平成30年度から33年度の4年間の運営計画についての御質問ですが、東千葉メディカルセンターでは、第3期中期計画に沿って、平成32年度までに経常収支100%が達成で

きるように収益の確保と費用の合理化を進めているところでございます。設立団体といたしまして、第3期中期計画、さらには現在策定が進められている経営健全化計画の進捗状況を 的確に管理してまいります。

3点目の医療機器購入における入札状況等についての御質問ですが、東千葉メディカルセンターで調達する医療機器については、必要性や収入見込み等を精査した上で、センターの契約規程に基づき、原則として一般競争入札により購入しております。

次に、入札工事発注における現状と課題についての御質問にお答えいたします。

1点目の入札工事発注における事故未然防止についての御質問ですが、平成13年2月に施工された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、本町においては、入札、契約事務運用マニュアルを策定し、入札における公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底などに取り組んでいるところでございます。

特に、不正行為への対応については、九十九里町談合情報対応マニュアルに基づき、入札 の談合が認められた場合、入札執行の延期や中止、指名の停止を行うなど、入札制度の公正 性の確保に努めているところでございます。

2点目の設備投資における地域活性化状況についての御質問ですが、近年、町が実施した 大規模な施設整備としてこども園といわしの交流センターの設備が挙げられます。

こども園については、施設数を集約したことで、幼児期の健やかな成長に大切な集団活動や、異なる年齢の子供同士の交流が可能となりました。また、保護者の就労形態にかかわらず、保育や教育が受けられ、子育て環境の向上につながっております。

いわしの交流センターについては、集客、交流、情報発信の拠点としての機能を発揮し、 地域の特産品等の販売による経済への波及効果が図られているものと認識しております。

3点目の地域内におけるインフラ整備状況についての御質問ですが、町内の舗装道路や橋梁は老朽化及び劣化している箇所が多いため、これらの整備といたしましては、維持補修に重点を置き取り組んでおります。

今後も橋りょう及び道路の整備については、国庫補助金の防災、安全社会資本整備交付金 や地方債を活用しながら、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、海の駅九十九里における現状と課題についての御質問にお答えいたします。

1点目の指定管理者変更に至った経緯についての御質問ですが、海の駅九十九里の指定管理者について、開設当初からの指定管理者である町商工会の指定取り消しに伴い、新たに千葉県観光公社を指定して、平成30年5月1日から管理運営を行っております。この指定にお

いては、施設の休館期間を最短とすることや、サービスの低下を招かないことを特に重要な 視点として九十九里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規程に基づき、 公募によることなく、千葉県観光公社を指定管理者として選定し、町議会を経て、指定管理 者として指定したところでございます。

2点目の過去3年間の収益金返還請求についての御質問ですが、海の駅九十九里の管理運営中の利益の取り扱いについて、町商工会と協議してきたところです。過日の商工会定例総会において、海の駅九十九里の平成28年度までの利益剰余金のうち、1,000万円を町へ寄附すること及び平成29年度、平成30年度の利益剰余金については、平成30年4月分の決算確定後に町との協議により、処理を決定することが承認可決されたと報告を受けております。

3点目の出店者、出品者への対応状況についての御質問ですが、前指定管理者の町商工会から出店者及び出荷者の継続について要望があり、新たな管理者である千葉県観光公社が直売所出荷者説明会及び出店者説明会を開催しました。商工会管理時の出荷者116人のうち88人が、また出店者3店は全店が継続する旨の報告を、指定管理者である観光公社から受けております。なお、新たに6人の出荷者が加入したとも伺っております。

次に、行政運営における現状と課題についての御質問にお答えいたします。

1点目の移住・定住対策と空き家対策についての御質問ですが、近年、急速に少子高齢化、 人口減少が進展する中、使われなくなった家屋の管理が大きな社会問題として取り上げられ、 本町も同様に空き家対策が求められております。

町では、平成29年3月から空き家バンク制度を立ち上げ、まだ住むことができる空き家の 所有者と本町への移住を希望する方とを取り持つ仕組みを構築いたしましたが、いまだ建物 の登録まで至っておりません。

今年度に入り、これまでに効果的な制度周知を図ることを改善点として取り組んだ結果、 空き家の登録を検討している所有者からの相談件数が前年度よりも増えており、現在、登録 に向けた相談や家屋調査を実施しております。

2点目の観光事業についての御質問ですが、町では、平成29年3月に策定した九十九里町観光振興ビジョンに基づき、九十九里浜を最大限に活用した観光振興に取り組んでおります。 今年度は、作田海岸の駐車場を拡幅し整備することで、訪れる多くのサーファー等のニーズに対応してまいります。

さらに、ビーチを活用した取り組みとして、はまぐりマラソンや、ビーチサッカーなどの ビーチスポーツはもとより、フィルムコミッションなどを実施してまいります。 また、4月には焼きハマグリをマリンスタジアムで無料配布するなど、海の幸等の特産品を紹介し、観光シーズンに向けた情報発信を行いました。さらに、海の駅九十九里に多目的広場を整備し、1年を通して来遊客が訪れるよう、観光拠点としての機能を強化してまいります。なお、整備に要する費用は、本定例会に補正予算を上程させていただいております。引き続き、九十九里浜を最大限に活用した観光振興に取り組んでまいります。

3点目の地域交通アクセスについての御質問ですが、本町の最寄り駅である東金駅までの 基幹公共交通網は、九十九里鉄道が運行する定期バス路線です。近年、バス利用者が減少す る厳しい情勢の中、生活路線としての存続に努めていただいております。バス利用者の利便 性を高めるため、効率的な運行計画などについてバス事業者と協議するとともに、地域内で の移動支援についても検討していきたいと考えております。

4点目の側溝清掃車の導入についての御質問ですが、現在、生活道路の側溝清掃については、地域の生活環境の清潔保持の観点から、各自治区を通して町民の皆様の御協力のもと実施し、集めた土砂を町が回収しているところでございます。このように、地域の快適な生活環境を維持するために、地域の皆様に御協力いただいて生活道路の側溝清掃をしていただいておりますので、町ではこのような仕組みのもとで、現状では、側溝清掃車を購入することは考えておりませんが、どのような支援が可能か検討してまいります。

5点目の危機管理並びにコンプライアンスについての御質問ですが、業務における危機管理については、災害時と同様に憂慮すべき事態とは何かとの認識に立ち、前例や慣習にとらわれることなく、職員相互のチェック体制の実施など、常に問題の発生などリスク管理を意識し、職務に当たるよう心がけております。また、コンプライアンスについては、職員研修を実施するほか、日ごろから業務実施の中で法令遵守はもとより、倫理意識の徹底に努めております。

以上で、髙木輝一議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお 願いします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。
- ○1番(髙木輝一君) 1番、髙木です。

再質問に入らせていただきます。

東千葉メディカルセンターの運営状況について、26年から29年の4年間の決算状況、この中で29年度は大体今出ているのが13億900万の赤字になる予定だということです。そうすると、昨年度、28年度から比べてやはりマイナスが、損失が増えている状況です。こういった

中で、4年間の累計が56億8,200万円の損失累計額だということですけれども、この4年間の損失累計額56億8,200万円の赤字補塡は、今までどのように対応されていたのか説明を求めます。

- ○議 長(浅岡 厚君) 健康福祉課長、作田延保君。
- ○健康福祉課長(作田延保君) それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。 平成29年度までの損失の累計額に対して、どのように対応したのかというような御質問で ございますけれども、法人の資金不足に対しましては、設立団体からは運営費の前倒し分と いたしまして9億6,500万円、それから東千葉メディカルセンター整備事業基金からの貸付 金といたしまして32億9,700万円、4年間合計で42億6,200万円を支出を支援をいたしまして、 収支の均衡を図っているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。
- **〇1番(髙木輝一君)** 1番、髙木です。

そうすると、今の累計ですと42億6,200万円、赤字は56億8,200万です、予定は。そうすると、14億何がしの補塡はどのようにされているのか、再度お尋ねします。

- ○議 長(浅岡 厚君) 健康福祉課長、作田延保君。
- ○健康福祉課長(作田延保君) 御質問にお答えさせていただきます。

損益計算上で申し上げますと、売り上げとそれに係る経費を差し引いた利益、あるいは損益を計算するというものでございますので、経理の中に減価償却費等々が含まれてございます。資金収支とは必ず一致しないものだというふうに認識しておりまして、したがいまして、基金からの貸付金と運営費の前倒し分ということで、資金不足に対応するということで答弁させていただきました。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。
- **〇1番(髙木輝一君)** 1番、髙木です。

そういったことで、4年間の減価償却費が大体累計ですと、約29億円ございます。これはもう実際に社会流出するわけではありませんので、本来は将来のための設備投資等に内部留保しておくお金なんですけれども、それもほとんど使っちゃっていると。運営費貸付金も先ほど前年度までは32億9,700万ということなんですけれども、今年度に入ってプラス4億8,000万円資金が出てようかと思います。そうすると、もう貸付金が37億7,700万、ここまで

はね上がっております。

71億8,300万を10年でもらうものが、もう37億貸しつけちゃっていると。もう資金もほとんど出ちゃっているということなので、これ以上の、要は穴埋めというのがどういうふうな手段をしていいかということが非常に、これから大事になってこようかと思います。そういった中で、2番目にちょっと移らせていただきますけれども、今回、選任された理事とか、経営健全化会議、あと評価委員、これで本当にメディカルのチェックがきくのかどうか、まずこれを第1点、お尋ねします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 健康福祉課長、作田延保君。
- O健康福祉課長(作田延保君) 理事並びに評価委員の人選についての御質問でございますが、 現在、法人では理事長を中心に職員が一丸となって経営改善に取り組んでいるところでございます。設立団体といたしましては、それぞれの人選手続は異なりますものの、今回、選任された方々も含め、経営健全化会議、理事会、評価委員会の3つで法人の経営に関しまして、それぞれが御専門の領域を中心といたしまして、活発な御意見がいただけるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。
- **〇1番(髙木輝一君)** 1番、髙木です。

ぜひ、チェック機能を発揮していただいて、これ以上のマイナスにならないように、ぜひ30年度お願いをしたいと思います。その中で、千葉県の追加財政支援予定額、9年間で29億9,600万、先ほど登壇のときにお話し申し上げましたけれども、これが約束事なのかどうか、その点が平成30年度、資金の中で1億1,700万充当することになっておりますけれども、本当に大丈夫なのか、今、県とのお話や協議内容がどういうふうになっているのかお尋ねしたいことと、もし1億1,700万の追加財政支援で足らなかった場合に、このケースはどういうふうに考えているのか、平成30年度の当期損失額8億3,100万マイナスです。これ以上、上回った場合に、どういうふうに資金支援しなくてはいけないのか、わかったら教えてください。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 健康福祉課長、作田延保君。
- ○健康福祉課長(作田延保君) まず初めに、県からの追加支援についての御質問でございますけれども、県議会の2月の定例会におきまして、東千葉メディカルセンターは東金病院を引き継ぐ病院であり、救命救急センターとして指定されるなど、地域の中核的な病院として

の役割を担っていること。

それから、赤字の主な原因は医師及び看護師を十分に確保できないなど、開院前に想定できなかった理由であること、さらにさまざまな経営改善策を講じていくことにより、平成39年度に資金収支を黒字化する見通しを立てたこと、これらを総合的に勘案しまして、経営健全化に向けて追加で財政支援を行いたいと考えていると、このように御答弁しておりまして、設立団体といたしましても、これを受けて県と協議を進めてまいる予定でございます。

また、法人といたしましても、着実に経営改善を進めていくために、現在、各部門ごとの 取り組みであるとか、目標を整理いたしました経営健全化計画の策定を進めているところで ございます。

次に、法人の経営見通しについての御質問があったかと思います。

平成29年度の経営状況から見てまいりますと、医師、看護師の充足に伴いまして、病床数も順調に伸びてきておる状況でございます。また、外来患者数につきましても、増加傾向にあるということがうかがえます。また、法人では第3期中期計画に沿って理事長のリーダーシップのもと、部門ごとの目標等を整理いたしました。経営健全化計画を策定いたしまして、その進捗状況、経営改善状況の確認や助言をいただく組織といたしまして、経営健全化会議を設置することとしてございます。

設立団体といたしましては、第3期中期計画に基づき設置する外部有識者を含めた経営健全化会議に参画をいたしまして、法人が作成をいたします経営健全化計画の進捗管理を行うとともに、これまで申し上げております追加の財政支援につきまして、千葉県と協議を進めてまいる予定でございます。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。
- **〇1番(髙木輝一君)** 1番、髙木です。

これ以上の目標の下方修正は、できないという認識で町長、副町長、ひとつよろしくお願いいたします。

3番目として、医療機器の購入において、4月28日付読売新聞ですけれども、松戸市の新病院、市立総合医療センターの医療機器の入札状況、これが60件あったということで、3分の1の20件が予定価格、要は最高の価格で落札されていると。100%ですね、100%で落札をされていると。残りの60件のうち、34件が落札率95%から99%台と非常に高率で入札がされていると。ですから、予定価格が情報漏えいしているのではないかと市議会から疑問視され

ていると。

ここで、当東千葉メディカルセンター、今まで医療機器いっぱい買っているわけです。そ ういった中で、本当にこの入札についてチェック機能が働いているのかどうか、その辺をお 尋ねいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 健康福祉課長、作田延保君。
- **〇健康福祉課長(作田延保君)** それでは、東千葉メディカルセンターの入札について、答弁 させていただきます。

法人の契約事務につきましては、先ほど町長答弁にもございましたけれども、法人が定めております契約規定に基づきまして事務を遂行しているということでございます。また、地方独立行政法人法の改正に関連いたしまして、契約監視委員会を設置し、内部統制体制の整備を図っているところでございます。さらに、重要な契約の締結につきましては、理事会の理事になりますので、理事会を通して適正なチェック機能が働くものというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。
- **〇1番(髙木輝一君)** 1番、髙木です。

東千葉メディカルセンターの関係は、大体質問を終わりたいと思いますけれども、今、松 戸の市立総合医療センター、その病院の中の定価と値引き、これがどのようにされているの か、医師への寄附行為とか、そういったものがないのかどうか、次回、再質問させていただ きますので、今回はやめますけれども、そういったことの少し調査をぜひしていただきたい と思います。

開札調書等あれば、そういったものを全部取り寄せていただいて、実際に問題がないのか どうか、チェックをしていただきたいと思います。

次に、入札工事発注における現状と課題について、再質問させていただきます。

1番目として、入札工事の発注における事故未然防止ということで、入札工事については 千葉県、千葉市、県内外において、発生している官製談合事件、情報漏えい事件、ここ1年 見ただけで相当数発生していると思います。防災無線の入札工事においても、国、県レベル でやはり発生がされていると。民間においては、JR東海が進めているリニア中央新幹線工 事においても、大手ゼネコン4社で受注調整が行われたと報道されています。

町当局において、入札工事について最近の入札状況や、当町の高い落札率、判断すると非

常に私は心配です。このような事件を発生させないために、町当局として事故未然防止策に ついて再度どのように対策を立てていくのか、具体的な説明を求めます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- **〇企画財政課長(木原正幸君)** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、入札における事故の未然防止ということでございますけれども、町としましては、 入札契約運用マニュアル等を策定しまして、入札における公正な競争の促進を図っておると ころでございます。また、不正行為への対応については、談合情報マニュアルを策定し、入 札の談合が認められた場合には、入札の執行の延期や中止、指名の停止などを行い、入札制 度の公正性の確保を図っておるというところでございますので、現状においては、これが効 果を発揮しているというふうに思っております。

以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。
- **〇1番(髙木輝一君)** 1番、髙木です。

これが絶対ないように、ぜひ対応をお願いをしたいと思います。

それから、ガス工事、本支管工事におけることでちょっとお尋ねをします。

平均落札率も平成26年度は91.7%でした、全体の工事の中で。それが、27年度に入ると96.1%、28年度には96.4%と3年前から比べると、非常に上昇しているという状況です。平成29年度の平均落札率は、何%であるのか。

それと、これから予定されているガスタンクのホルダー点検、これに際しても多分、入札があるんじゃないかなと。その辺のスケジュールとこの計画がどういうふうになっているのか。時期とか、金額とか、業者等、こういったものがどういったふうに予定されているのかお尋ねをします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) ガス課長、中村吉徳君。
- **〇ガス課長(中村吉徳君)** 髙木議員の御質問にお答え申し上げます。

平成29年度はガスの導管、本支管工事6本ございまして、6本の平均の入札率は94.2%でございました。それから、ガスのホルダーのほうの開放検査工事でございますけれども、こちらのほうは日本ガス協会が定める10年に一度の開放検査の指針に基づき、工期はおよそ6カ月を要します。

予算のほうですけれども、こちらは30年度、町の予算書のガス事業会計の16ページに記載 してございますが、予算額が特別修繕引当金によって5,000万円の範囲内で実施する予定で ございます。方式としては、最新式の自走式ロボットによって溶接部の超音波探傷などを行い、あわせてホルダーの塗装、足場の設置、ホルダー関連のバルブ交換なども含んで、平成30年度検査工事を行っていく予定であります。

なお、着工はガス消費が減少する8月末から9月末までの間を予定してございます。なお、 入札による業者でございますが、こちらのほう1,000万から5,000万の契約となりますので、 8者の指名となっております。

以上、髙木議員の御質問、終わります。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。
- **〇1番(髙木輝一君)** 1番、髙木です。

5,000万で済むんですか。もうちょっとかかるような話、前には先ほど3,000から3,500ぐらいということですけれども、倍ぐらいになっちゃうんじゃないかというようなことをちょっと聞き及んでおりますので、その辺はしっかりと入札、多分、企画財政の所管の入札とガス関連の本支管工事とか、ガス関連の入札について若干、町の条例の中で、どういうふうになっているのか、再度確認をしていただいて、間違いのないように、私ここで間違いがあって困るから、これから予定されていることなので、間違いがあっては困るので、お話を今回申し上げました。

ひとつ、そういう入札参加資格、こういったものも整備されているのかどうか、町条例の 中で確認をしていただいてお願いをしたいと思います。

それで、最後にこの入札については、ちょっと要望なんですけれども、私は町の中の入札については、町長と企画財政課の所管ということの中で、価格がお二人わかるということなんですけれども、これも私はなくす方法を考えたほうがいいんじゃないかなと。そうすることによって、情報漏えいというものは少しでもなくなるんじゃないかなと。やっぱり何かサインが出たり、それは困るので、私はできれば外部にそういう外郭団体にでも出せたらいいかなと。これは余談です。余談ですけれども。

最後に、この入札の件は、とようみこども園の増築改修工事の落札率、これは何%かわかっていないんです。それと、防災行政無線整備工事の落札率、それと海の駅の、これは大分古いかもしれないんですけれども、新築及び周辺工事における、約7億かかっていると思うんですけれども、その辺の落札率が実際に今だったらば、要は国もフルオープンにしなさいというふうになっているわけですから、今だったらお話できるんじゃないかなと。最後に企画財政課長にお尋ねします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- **〇企画財政課長(木原正幸君)** それではお答えさせていただきます。

大きくは2点であったかと思いますけれども、まず価格の件につきましては、国のほうも 事前の公表というようなものを一時期言った時期もありました。あとは、ここに来てトーン ダウンしたりということもありますので、この点については検討の対象としてはあるのかな というふうには思っております。

それと、もう1点の入札率の公表ということですが、これは何度もお答えしているんですけれども、申しわけないんですが、平成29年から公表に踏み切っておりますので、それ以前については申しわけないんですけれども、公表は控えさせていただくということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。
- **〇1番(髙木輝一君)** 1番、髙木です。

ちょっと時間がなくなって申しわけないんですけれども、海の駅九十九里、この件について何点かお尋ねします。

平成27年度、28年度、29年度の前の指定管理者、九十九里町商工会の収益状況、これがど うだったのか説明をしていただきたい。

それと、平成29年3月24日の本会計に繰り入れされた海の駅運営安定引当費800万、これについてどのように対応されるのか、相当な金額になろうと思います。私は前から申し上げているように、3,000万程度になるではないかなと予想はしておるんですけれども、現状、どうなのかお尋ねいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。
- ○産業振興課長(南部雄一君) お答えさせていただきます。

海の駅指定管理の27、28、29の収益金というところでございますが、本年、商工会の総会で示された数値で申し上げますと、3年間ではおおむね2,150万の収益金というふうに認識しております。それと、800万円の扱いにつきましては、30年度の予算につきましては、名称を会館修繕建設引当金と変えて、予算に計上されておる状況でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。
- **〇1番(髙木輝一君)** 1番、髙木です。

要は3年間で、2,150万ぐらいの収益金になっていると。それと、引当費で800万円本会計

で繰り入れされているということで約2,950万、この金額です。何で1,000万なのか、私は意味が全然わかりません。3,000万今まで出ていた金額を返還をしていただくというのが、私は今までの経緯を考えて2,950万を返していただくべきだと思っておるんですけれども、再度質問します。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。
- ○産業振興課長(南部雄一君) お答えさせていただきます。

高木議員の御指摘の収益金につきましては、本年の3月に書面を持ちまして、協議の申し入れを商工会に対して行ったところでもあります。この書面による申し入れ以前には、口頭による協議ですとか、そういった申し入れをしておりまして、その結果、今年の総会において1,000万円の寄附というのが商工会のほうでは可決されたということで聞いております。以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。
- **〇1番(髙木輝一君)** 1番、髙木です。

要は、何で寄附になるのかよくわからないんだけれども、商工会と町行政で協議がされていると思うんです。聞き及ぶところによりますと、町長がきちんと発言をされたというようなことも聞き及んでおります。そういった中で、1,000万の寄附というのはちょっとやっぱり考えづらいんじゃないかなと私は思っているんですけれども、町長いかがでございましょうか。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。
- ○産業振興課長(南部雄一君) ただいまの件にお答えさせていただきます。

町としましては、本件1,000万円の寄附後の残金を含め、これから30年4月分の決算確定後の利益剰余金についても再度、協議をしてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いをいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。
- ○1番(髙木輝一君) 1番、髙木です。

そうすると、決定ではないということで認識してよろしいんでしょうか。よろしくお願いします。

それと最後に、平成30年1月29日、選定審査会において新指定管理者が決定されましたけれども、その決定後、本年の2月から3月、出店者、出品者に対して説明がされたそうですが、出店者、出品者は何か急な話で非常にその当時は困っていたと。どうしたらいいんだろ

うかと。撤退ということで当初は進んでいたと思うんです。それが2月、3月の中で協議を された結果、今までのできるだけ出店者の方は残れる、出品者の方は先ほどお話しいただき ましたけれども、116の業者の方が88残ったということですけれども、私は行政と商工会の 管理責任、これはまだいまだに残っていると思うんです。

ですから、今回、回答は求めませんけれども、出店者、出品者に対する補償問題、今まで この二、三カ月の中で今年に入って、要は急に言われた話を、最後にはもとに戻ったような 形の話ですけれども、ちょっと筋が違うんではないかなと私は思っておりますので、この辺 は次回、再度質問させていただきますので、よろしくお願いします。

最後に、1年9カ月の残りの契約が今の指定管理者が残っておりますけれども、その後の 対応、この辺もどういうふうにするのか回答を次回求めます。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

◎日程第6 休会の件

○議 長(浅岡 厚君) 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす7日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、あす7日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長(浅岡 厚君) 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

8日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 4時02分

平成30年九十九里町議会第2回定例会会議録(第2号)

平成30年6月8日(金曜日)

平成30年第2回九十九里町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年6月8日(金)午前9時38分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第2号 平成30年度九十九里町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第3号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第4号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 日程第 7 議案第5号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第6号 九十九里町重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改 正する条例の制定について
- 日程第 9 報告第1号 平成29年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 請願第1号 「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見 書」採択に関する請願書
- 日程第13 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第14 請願第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意 見書の千葉県への提出を求める請願書
- 日程第15 陳情第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めるとともに、世界の 国々に署名・批准を働きかけることを求める意見書提出を求める陳 情書

追加日程第 1 発議案第1号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書につい て

追加日程第 2 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

追加日程第 3 発議案第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象に することを求める意見書について

出席議員 (16名)

1番	髙	木	輝	_	君		2番	鑓	田	貴	俊	君
3番	中	村	義	則	君		4番	古	Ш		徹	君
5番	浅	岡		厚	君		6番	荒	木	かす	トみ	君
7番	内	Щ	菊	敏	君		8番	杉	原	正	_	君
9番	善	塔	道	代	君	1	0番	細	田	_	男	君
11番	佐久	間	_	夫	君	1	2番	谷	Ш	優	子	君
13番	髙	槗		功	君	1	4番	鈴	木	征四	回郎	君
15番	古	Ш		明	君	1	6番	石	橋	和	雄	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大	矢	吉	明	君	副	町	長	佐々	木		悟	君
教 育	長	中	村	誠	_	君	総務	課	長	秋	原		充	君
企画財政調	果長	木	原	正	幸	君	税務	課	長	篠	崎		肇	君
住 民 課	長	戸	田	佳	子	君	健康福	畐祉護	果長	作	田	延	保	君
社会福祉調	果長	中	JII	チニ	ĿIJ	君	産業抜	長興甚	果長	南	部	雄	_	君
まちづく 課	り 長	古	JII	富	康	君	会計	管 理	者	戸	村	俊	之	君
ガス課	長	中	村	吉	徳	君	教 育 事 務	委 員 5 局	会長	山	П	義	則	君
農業委員事務局	会長	吉	田	洋	_	君	教 育 事 務	委員局主	会幹	内	Щ	茂	樹	君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 篠﨑英行君 書 記 伊藤さやか君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時38分

○議 長(浅岡 厚君) ただいまの出席議員数は全員です。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長(浅岡 厚君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議 長(浅岡 厚君) 日程第1、諸般の報告をいたします。

総務常任委員会委員長並びに教育福祉常任委員会委員長より委員会審査報告があり、これ を受理いたしました。

◎日程第2 一般質問

○議 長(浅岡 厚君) 日程第2、6月6日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、2番、鑓田貴俊君。

(2番 鑓田貴俊君 登壇)

〇2番(鑓田貴俊君) 2番、鑓田です。

議長の承認をいただきましたので、平成30年第2回定例会の一般質問を行います。

質問の前に、今回の質問に至った背景の一端について一言述べさせていただきます。

中国の故事にちなんだことわざに「入るを量りて出ずるを制す」という言葉があります。 これは企業でも個人の会計においても当てはまるもので、どなたも御存じだと思いますが、 収入を計算してそれに見合う支出を心がけるという意味で、財政の心構えと言われております。

そこで、そういった観点から本町の財政に目を向けてみますと、歳入における自主財源の 割合が比較的少なく、収入構造が不安定であることがわかります。ちなみに、歳入総額にお ける町税額の割合はおよそ4分の1、それに使用料等を加えても自主財源は歳入全体の約3 割強であります。

また、地方交付税の割合は平成28年度で約33%と近隣の自治体と比べても比較的高く、これに国、県の支出金を合わせたいわゆる依存財源は5割以上ということになります。つまり、

家計に置きかえていえば、生活費の半分以上を親に支えてもらい暮らしているということに なるのではないでしょうか。

だからといって、決して批判をしようというのではありません。なぜこのような話を持ち出したかといいますと、最近ふるさと納税がとかく話題になります。そして、高額な返礼品の自粛が話題になる一方で、これまで余り力を入れていなかった自治体が自主財源として活用するため、寄附額のアップを目指して取り組みを強化しているところが出てきているからであります。

例えば、最近新聞で紹介された酒々井町の例を見ますと、同町はおととしの寄附額が27万7,000円と県内で最少でした。しかしながら、昨年度は返礼品の種類を100種類以上に拡充したことから、寄附額が47倍の1,300万円に急増したということです。また、全国の他の自治体では、ふるさと納税の寄附額が地方税の収入を上回るところさえ出てきているということを聞きます。

したがって、本町に関してもそのような取り組みに対する考え方について、この際確認したいとの思い入れが日に日に高まってまいりました。そのような背景を胸に今回の質問に入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問事項は通告に従い、大きく2つの項目についてお伺いします。

まず最初の項目は、ただいま述べましたふるさと納税の取り組みについてであります。

まず、これまでの本町のふるさと納税における寄附額の推移についてお伺いします。次に、 現状の課題と本年度の取り組み方針についてお聞きします。

ふるさと納税に係る平成30年度の寄附見込み額は既に予算書に計上されております。しかしながら、378万円という予算額から見て、どうも積極的な取り組みとは感じることはできません。そこで、現状においてふるさと納税についていろいろな考え方や問題があるのかどうか、これからの取り組み方針とあわせてお聞かせください。

ふるさと納税は、平成20年に制度が開始されてから10年目を迎えているということですが、 平成27年、28年ごろに税控除の手続が簡素化されてから、それまでと比べ一気に寄附額が急 増したと言われております。制度としては、自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでも ふるさと納税を行うことができるということから、現在では各自治体がホームページやふる さと納税のポータルサイトに掲載して、積極的にPRするようになったということです。

そこで、次に3点目の質問として、ふるさとチョイスなどポータルサイトの利用状況及び 検討状況についてお聞きします。 ふるさと納税では、豪華な返礼品が批判され、官製通販などとやゆされたりもしますが、 制度として認められている以上、アメフト問題で取り上げられたようにルールの無視はいけ ませんが、ルールを守るのであれば、そしてメリットがあるのであれば最大限に活用すべき ではないかと考えます。そして、テレビ等ではふるさとチョイスのほかさとふるなども紹介 されておりますので、これらポータルサイトの現在の利用状況と今後どのように取り組んで いくのか、検討されているのであれば御説明ください。

次に、返礼品のラインナップに関連して質問します。

新聞によると、総務省は4月1日付で返礼品を原則地場産品とする旨の通知を各自治体に出したとされております。しかし、その通知には姉妹都市の地場産品についても触れているのでしょうか。本町はただでさえ返礼品の種類が足りないのは明らかです。もし上市町の名酒や山の幸が返礼品にラインナップとして加えられれば、より大きな効果が期待でき、姉妹都市双方にメリットが生ずると考えます。

そこでお聞きします。姉妹都市と地場産品を交互に返礼品とすることについて可とするのか、それとも否とするのか、総務省の通知の内容とそれに取り組む意欲があるのかどうか、 町当局のお考えをお聞かせください。

ふるさと納税の最後の質問として、クラウドファンディングの取り組みについて町当局の お考えをお聞きします。

クラウドファンディングは、インターネットで不特定多数から少額の寄附を募る手法で、 身近なところでは、最近、東金市の観光協会がぬいぐるみとっちーのリニューアル費用を調 達するため活用したと言われております。特に市町村など自治体がみずから展開する特定の 施策に対し、ふるさと納税の寄附仲介サイトを通じ資金を募集する場合をガバメントクラウ ドファンディングというそうですが、館山市が台風により被災した沖ノ島の復興費用を募集 したり、最近では銚子市が銚子電鉄の車両検査代1,000万円を募集したことが紹介されてお ります。

そのようなことから考えると、このクラウドファンディングはこれからの公共施設等総合管理計画との関連でも期待が持てるのではないでしょうか。具体的に言えば、小・中学校のトイレの洋式化、またほかにも前回の議会でも議論されたちどりの里の浴場のボイラー修理費相当額500万円なども調達できる可能性が出てきます。定められたルールのもとで大化けを狙ってみるのも一つの手ではないでしょうか。そこで、将来的にこのようなクラウドファンディングの活用について検討する考えがあるかどうか、町当局の見解をお聞きします。

次に、大きな項目の2つ目、介護サービスの現状と施策についてお聞きします。

現代の社会は、御存じのとおり、基本的に現役世代が高齢者を支える構造となっております。したがって、今後さらに支える現役が減り、支えられる高齢者が増える中では、介護保険事業は決して明るい見通しは持てないのが現状です。

しかしながら、避けて通れない道であれば、九十九里町ではぜひ気持ちを前向きに、一つ一つの課題にみんなで力を合わせながら元気な高齢者を増やしていくことを考えたら、これからも決して悲観するものではないと考えます。そして、比較的元気な高齢者がさらにボランティア等で要支援者を支えつつ、みずからも元気に健康を維持できる、そんな仕組みづくりが必要ではないかと思います。そこで、まず近年における要介護の認定者数、認定率及び介護保険給付費の推移についてお聞かせください。

次に、介護保険料についてお聞きします。

先月、第7期計画期間、つまり今年度から3年間の県内市町村における介護保険料が厚労省により発表されました。そして、54市町村のうち8割に当たる43の自治体が前期から保険料を引き上げる中、本町は基準保険料を月額5,000円の据え置きとし、保険料金額のランクは県内で低いほうから18番目でした。ちなみに最高は鴨川市の6,000円、最低は酒々井町の3,900円でした。

しかしながら、介護保険事業費は保険料と公費で運営しますので、保険料部分が不足した場合、公費に追加負担が生じないか懸念が生まれます。そこで、本町において据え置きとなった背景、主な要因について説明をお願いします。

介護サービスの3点目の質問は、介護事業推進に伴う国の交付金制度についてであります。 厚労省は今年度、市町村における介護度改善の交付金として190億円を予算計上したこと が発表されました。この交付金制度について、その主な内容と本町でも取り組みにより交付 金を受けられる見込みがあるのかどうかお聞かせください。

質問の大項目最後は、災害発生時の避難所の運営体制についてであります。

その1点目は、既に作成しているとお聞きしましたが、避難所運営マニュアルについて公表し、パブリックコメントなどにより住民意見を反映させる考えがあるかどうかについてお聞かせください。

2点目は、避難所運営体制について、平時から訓練を含め、全庁的に取り組んでいるかど うかについてお聞きします。

3点目は、学校が避難所となった場合の教職員の方々の組織づくりや対応手順について、

学校と連携を図っているかお聞かせください。

避難所に関する最後の質問として、災害時に備えての応援協定についてお伺いします。

本町は、現在さまざまな業界団体や民間企業などと、災害時に備え物資供給等に関する応援協定を締結しているとのことです。そもそも応援協定は、自治体単独での災害対応には限界があるため、幅広い支援が必要との認識から始まったと聞いております。

そこでお聞きします。応援協定は現状にて十分かどうか。協定先等を見直す中で、何か追加で締結を検討している先、または業界団体等があればお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。

○議 長(浅岡 厚君) 鑓田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 鑓田貴俊議員の御質問にお答えいたします。

なお、災害発生時の避難所の運営体制についてのうち、学校が避難所となった場合の教職 員の組織づくりや対応手順について連携を図っているかとの御質問については、後ほど教育 長から答弁いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、ふるさと納税の取り組みについての御質問にお答えいたします。

1点目の平成29年度までの寄附額についての御質問ですが、ふるさと納税の寄附者に対し、 地場産品を返礼品として贈り始めた平成27年度から平成29年度までの寄附額は695万5,000円 でございます。

2点目の現状の課題と今年度の取り組み方針についての御質問ですが、現在の返礼品目の数を増やすことを重点課題として捉えております。昨年度に引き続き、町内事業者及び生産者に対して、ふるさと納税返礼品への協力を呼びかけてまいります。また、本町に来ていただく動機づけにもなるような体験型の返礼品やお食事券なども新たな返礼品目として検討しております。

3点目のポータルサイトの利用状況及び検討状況についての御質問ですが、現在、登録件数が全国1位と言われているふるさとチョイスのポータルサイトへ掲載し、ふるさと納税の寄附を呼びかけておりますが、ふるさと納税を検討している方々に本町の取り組みや地場産品をPRし共感を得るため、掲載サイトを増やすべく、掲載にかかる経費なども含め比較検討をしておるところでございます。

4点目の姉妹都市と地場産品を交互に返礼品とすることについての御質問ですが、総務省

より平成30年4月1日付で、ふるさと納税の返礼品は地方団体の区域内で生産されたものや 提供されるサービスとすることが適切であるとの通知がなされましたが、姉妹都市の地場産 品を返礼品とすることの是非については明確にされていません。ただし、良識のある対応を 自治体は求められておりますので、今後の動向を注視しつつ、可能であると判断できたのな らば返礼品として検討したいと思います。

5点目の将来的なふるさと納税を活用したクラウドファンディングについての御質問ですが、町が事業を実施するに当たり、補助金や交付金以外の財源としてクラウドファンディングの活用は有効な手法の一つであると考えております。

一方、クラウドファンディングを実施するには、提案事業や取組みに対してどれだけの共感をいただけるかという点が重要になってきます。今後、町の施策などを検討する中で、広く共感をいただけるような事案については、クラウドファンディングの活用も視野に入れてまいりたいと考えております。

次に、介護サービスの現状と施策についての御質問にお答えいたします。

1点目の近年における要介護の認定者数、認定率及び給付費の推移についての御質問ですが、平成29年度の本町の要支援、要介護の認定者数は885人、認定率は14.8%でございます。近年の推移といたしまして、第6期介護保険事業計画の実績から見てまいりますと、認定者数、認定率ともに平成27年度をピークに微減傾向となっております。また、介護保険給付費につきましては、介護給付費が減少する一方で予防給付費は増加傾向となっております。

2点目の県内市町村の介護保険料基準月額が軒並み引き上げられている中、本町で据え置きとなった主な要因についての御質問ですが、平成30年度から32年度を期間とする第7期介護保険事業計画では、高齢化率が高まる中で被保険者数の見込みや認定者数の推移、さらには平成27年度からの保険給付費の実績を踏まえた結果、第7期では保険給付額の大幅な増加は見込まれないと判断し、介護保険料の基準月額を現状の5,000円、年額にいたしまして6万円のまま据え置くこととしたところでございます。

3点目の介護度改善に対する厚労省の自治体に対する交付金制度の概要及び本町の取り組み方針についての御質問ですが、国は自立支援・重度化防止等の取り組みを支援するため、市町村及び都道府県に対し新たな交付金として、平成30年度から保険者機能強化推進交付金を交付するとしております。本町においてもこの交付金を活用し、地域支援事業をさらに充実させ、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、災害発生時の避難所の運営体制についての御質問にお答えいたします。

1点目の避難所運営マニュアルについて、パブリックコメントを実施する等さらに住民意見を反映させる考えはあるかの御質問ですが、町では平成29年3月に県の指導を受け、一般的に避難所はどうあるべきかを取りまとめた避難所運営マニュアルを作成したところであります。県の指導においては、東日本大震災以降の災害における避難所運営をもとに行われておりますので、実際に避難生活を送られた住民の方々の意見は反映されているものと考えております。

2点目の避難所運営体制について、平時から訓練を含めて全庁的に取り組んでいるかの御質問ですが、毎年開催しております総合防災訓練にて多くの職員を参加させ、避難所運営訓練等を体験させるとともに、避難所運営訓練に大変有効であるとされるHUGゲームを全職員に経験させるなど、大規模災害に備えてまいります。

4点目の災害時に備えての業界団体、民間業者等との応援協定は現状にて十分かの御質問ですが、町では大規模災害の発生に備え、現在47の協定を他自治体や民間業者と結んでおります。地域防災計画に基づき、非常用物資の備蓄に努めているところでありますが、今後も食料や資機材等を補い、多種多様なニーズに対応すべく、引き続き新たな災害応援協定締結に向け検討してまいります。

以上で鑓田貴俊議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

〇議 長(浅岡 厚君) 教育長、中村誠一君。

(教育長 中村誠一君 登壇)

○教育長(中村誠一君) 私からは、鑓田貴俊議員の災害発生時の避難所の運営体制についての質問のうち、3点目の学校が避難所となった場合の教職員の組織づくりや対応手順について連携を図っているかとの御質問にお答えいたします。

学校施設における学校安全計画については、学校保健安全法に規定されており、児童生徒等の安全の確保を図るため計画を策定することとされています。これにより、各学校においては児童生徒等の安全を確保するための対応計画が学校ごとに策定されており、災害発生時等に緊急に取り組むべき業務について整理されております。また、県教育委員会において平成24年に学校における地震防災マニュアルが策定され、この中に市町村が開設した避難所運営への協力についても示されているところでございます。

災害時に学校の教職員に求められることは、自身の身を守ることはもとより、第一に児童 生徒の安全確保を優先することであり、これは全教職員が認識しております。避難所の開設 については、町の地域防災計画にのっとり、本来町職員が対応すべきところでありますが、 災害により大きな被害が発生した場合には町職員だけでの対応が困難なことが考えられます ので、避難所運営について教職員に協力を願うことも想定されています。この際の協力内容 については、町の地域防災計画により策定されている各種マニュアルのうち、学校防災計画 マニュアルにその詳細まで示されておりますので、その内容を学校と共有し、連携を図って おります。

なお、避難所開設が長期化する場合は、避難所運営は住民による自主組織による運営が考えられます。教職員に協力を求める段階は避難所開設の初期段階の対応と考えられ、教職員はいち早く授業再開ができる体制づくりに向けた対応を図ることとなります。

以上で鑓田貴俊議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 2番、鑓田貴俊君。
- ○2番(鑓田貴俊君) 2番、鑓田です。

それでは、ただいまの御答弁に関連し再質問させていただきます。

まず、ふるさと納税について、先ほど本町における平成29年度までの寄附額について御答 弁いただきました。

一方、県内における他市町村の寄附額についてはどうかと参考に調べましたら、先般5月26日付の新聞において、平成29年度の速報値が掲載されておりました。上位の団体、3位まで申しますと、1位が芝山町5億8,300万、これは対前年比3.3倍、2位が勝浦市5億4,200万、これは商品券を廃止したために対前年比では82%減ということのようです。3位が長生村3億5,400万、対前年比3倍と。

一方、下位のほうの自治体はといいますと、52位が東庄町200万円、53位が印西市200万円、54位が浦安市100万円となっておりました。本町では375万円ですから、多分40位から50位前後であると推察しますが、それら寄附額の数億円から数百万円の差はどうして生じるのか考えてみますと、それは取り組みに対する意欲と力の入れぐあいではないかと思えてなりません。もちろん返礼品だとか、そういったことは影響あると思いますが、なお53位、54位の印西市、浦安市は御存じのとおり人口の流入が顕著な自治体ですから、もともと本町との比較レベルではありません。したがって、本町における寄附額はある面、それら裕福な市とおっつかっつの状態で果たしていいのかと考えてしまいます。

そこで、取り組み方針について改めてお聞きします。

先ほど町長の御答弁で、返礼品を増やしていくのを重点項目という、あるいは体験型の返

礼品も加えていくというお話がありましたが、今年度以降さらなる増収策として、ふるさと 納税ということもあるんですが、増収という点で、今後1段も2段も目標を上げてふるさと 納税に一層力を入れていくお考えはありかどうか。重複するかもしれませんが、もう少し細 かいところをお聞かせいただければと思います。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- **〇企画財政課長(木原正幸君)** それではお答えさせていただきます。

まず、現状の取り組みとしまして、今年も出店に協力してくれる町内業者様の開拓ということで、担当の職員のほうが頻繁に出向いてお願いをしているというところでございます。 その中でよい感触をいただいているところもございますので、今後さらに数種類の商品の増加というものが見込めるのではないかというふうには思っております。

あくまでも町内の皆様の協力というものの上でふるさと納税の地場産品というものが成り立っておりますので、担当部署としましてはこういう制度の周知と、それぞれ業者の皆様にお声がけをしながら商品を増やしていくという努力を引き続きしてまいりたいと思っております。

以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 2番、鑓田貴俊君。
- ○2番(鑓田貴俊君) 2番、鑓田です。わかりました。

次に、ポータルサイトについて再質問させていただきます。

本町では、第1位のふるさとチョイスを利用しているということで、いろいろ比較する中で検討しているというお話がありましたが、ぜひこのポータルサイトを使ったふるさと納税も期待したいと思います。

それとあわせて、せっかくのポータルサイトですから、魅力のあるものにしてはどうでしょうか。気になる点が幾つかあります。 1 点目は、ふるさとチョイスを例にとると本町の返礼品は26種類。それでなくても種類が少ないところへきて、10種類が品切れです。 もちろん時期的なものもあると思いますが、他の自治体は全くと言っていいほど品切れという返礼品は出てきません。品切れで目につくのはソフトミリンです。なぜか。 製造元との契約は1社だけなのでしょうか。加工組合さん等を巻き込むことはできないのでしょうか。

2点目は、サイトを開くと返礼品とともに自治体情報の欄もあります。それは九十九里町をPRできる項目ですが、その項目をクリックしてみると、九十九里町について紹介文はありませんと表示されてしまいます。もし寄附者の立場から見ると、九十九里町は体裁は整え

ているけれども、はっきり言って余りやる気はないと捉えられてしまうかもしれません。結果として、九十九里町の返礼品は選ばれないということになってしまうのではないでしょうか。そのあたりのことは、先発して実績を上げている近隣自治体をチェックして参考にされてはどうでしょうか。

そこで、ポータルサイトの運営に関してお聞きします。今申し上げたふるさとチョイスに限ってですが、ふるさとチョイスに掲載している現状を踏まえて、今後改善していく方針があるのかどうか、当局の御見解をお聞かせください。

- ○議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- **〇企画財政課長(木原正幸君)** それではお答えさせていただきます。

まず、ポータルサイトの利用でございますけれども、今現在は1社でございますが、もっとほかにもポータルサイトの利用ができないかということでの検討はしております。ただ、いずれにしろ利用先が増えるにつれて、そことの経費の問題が発生してまいりますので、費用対効果というようなものも見ながら進めてまいりたいと。また、ポータルサイトが増えると、出品の業者様にはそのポータルサイトごとに手続をとってもらうということが発生しますので、そのような際には町として職員のほうがお手伝いをしながら、事務の軽減が図れるような努力はあわせて伝えていきたいというふうに思っております。

また、前段のほうで商品の品切れというような状態がというお話がございましたけれども、確かに季節的なものということで、今ですとイチゴ、このあたり、それからネギ、こういうものがもう品切れとなっております。今のところ人気が出ておるのがタカミメロン、これが非常によく出ておりますけれども、間もなくシーズンがピークになってくると、こちらのほうも一旦停止というようなことになると思いますので、やはり年間を通じて提供できる商品というものも開拓をしていかなければならないということは認識しておりますので、この点も含めて商品を増やしていきたいというふうには思っています。

それから、ソフトミリンの件につきましては今提案いただきましたけれども、組合のほうに相談をかける、あるいは業者様のほうが、つくっている先がどれだけあるかというのもございますし、競合を避けているのかどうか、その辺も確認をしながらどういう形で進めたら対応が可能かというものは検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 2番、鑓田貴俊君。
- ○2番(鑓田貴俊君) ありがとうございました。

もちろん、いろんなポータルサイトをやるに当たってはいろんな経費も当然かかりますし、 いろんな返礼品先を増やせばそういう事務手続、交渉も増えてくるということだと思います が、実際に実績を上げている自治体では、そういうことをこなした上で寄附額をアップさせ ているということですので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

姉妹都市等の地場産品については先ほど町長の御答弁で、総務省の中には明確な指示はないということで、今後アンテナを高くしてというお話をいただいたと思いますが、ぜひ、状況によっては個人的な意見ですが、上市町と示し合わせて総務省のほうへ照会してみるとか、少なくともそういう動きは的確に把握していただきたいと思います。

ふるさと納税というと納税でイメージが湧かないんですが、要するにふるさと寄附ですよね。だから、納税というよりも寄附、ふるさと寄附という制度がなくならない限り、ぜひ今後とも歳入の一つの大きな柱となるよう、取り組みへの努力はお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、介護サービスの現状と施策についての再質問を行わせていただきます。

先ほど御答弁いただきました認定者数、認定率、給付費等につきましては、申しわけありませんでしたが、実は一般質問の項目を通告した後に、この九十九里町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画という冊子を配付いただきましたので、御答弁の内容はあわせてよくわかりました。

そこで、認定者数、認定率について改めてお聞きします。

先ほど第6期介護保険事業実績においては、平成27年度以降、認定者、認定率とも微減傾向になっていると御答弁いただきました。そこで先ほどいただいた冊子の資料を見ますと、第6期、つまり前3カ年においては65歳以上の高齢化率は微増ながら増加しております。むしろ平成29年度の高齢化率は36.3%、近隣自治体と比べ高いとさえ言えます。

そこでお聞きします。高齢化率は高まっているが、介護認定はわずかながら減少している。 その要因は、本町ではお年寄りは増えたが介護まで至らない元気な方々が多いからというの か、それとも過去または現在行っている介護予防の事業が少しずつ実を結んでいるというの か、あるいは両方なのか、そのあたりの分析というか見解についてお聞かせいただきたいと 思います。

- ○議 長(浅岡 厚君) 健康福祉課長、作田延保君。
- ○健康福祉課長(作田延保君) それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。
 本町の要支援、それから要介護の認定者数につきましては、平成27年度が892人、平成28

年度が884人、平成29年度は885人でございました。また、認定率につきましては平成27年が15.3%、平成28年が14.9%、平成29年は14.8%となっておりまして、認定者数、認定率ともに減少傾向でございます。

また、第6期の介護保険事業計画と比較をいたしましても、一般高齢者の中で介護、それから介助を必要としないというふうにお答えになられた方が58.9%から、7期の計画の中では85.8%ということで、実に26.9%ほど増加をしておりまして、全国的に認定者数が増加する中で、本町においては比較的元気な高齢者の方々が多いのではなかろうかというふうな結果が出てございます。

要因といたしましては、生活環境の変化であるとか医療の充実、食生活の改善等々が挙げられますが、本町が独自で取り組んでおります健康づくり教室等の体操、それからボランティアさんの御協力をいただきながら行っております認知症カフェ等々もある程度の効果が上がっているものだというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 2番、鑓田貴俊君。
- ○2番(鑓田貴俊君) では次に、介護保険料について再度お聞きします。

先ほどの御答弁で、介護保険料について平成27年度からの保険給付費の実績を踏まえた結果、第7期では保険給付額の大幅な増加は見込まれないと回答されました。第7期保険事業計画期間においては大幅ではないかもしれませんが、サービス利用者数、保険給付費とも着実に増加するデータが示されております。もしかすると、認定者数、サービス利用者数とも見込んだよりもさらに予想を超えるかもしれないという危惧も生まれると思いますが、そこで保険料を据え置いた根拠についてもう少し具体的に説明していただきたいと思います。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 健康福祉課長、作田延保君。
- ○健康福祉課長(作田延保君) それではお答えさせていただきます。

本計画期間の標準介護保険給付費の算定に当たりましては、サービスごとにこれまでの平均の利用率、それから利用回数、1回当たりの平均の給付の実績をもとに推計されたサービスの利用者数などを見込んで算出したものでございます。また、サービス利用者の負担の軽減の措置といたしまして、自己負担を超えた部分を介護保険料で賄う高額介護サービス、それから高額医療合算介護サービス等々につきましては、平成27年、28年の実績を踏まえて見込んでございます。

なお、不足いたします財源につきましては、介護保険料の上昇を抑制するために介護保険

給付費準備基金から補塡をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 2番、鑓田貴俊君。
- ○2番(鑓田貴俊君) 次に、先ほど町長の御答弁の中で、国が支援する交付金として保険者機能強化推進交付金、新たな交付金として制定されたと名称をお伺いしました。

そこで、当該交付金を受け取るための主な要件について、ポイントをもう少し具体的に御 説明いただくとともに、またあわせて本町における現行の取り組み体制や今後の高齢者の自 立支援策などにより、その交付金を受けられる見込みがあるのかどうか、その辺をお聞かせ ください。

- ○議 長(浅岡 厚君) 健康福祉課長、作田延保君。
- **〇健康福祉課長(作田延保君)** それでは、介護保険の新たな取り組みということでお答えさせていただきます。

昨年改正されました介護保険法では、都道府県それから市町村に対しまして、高齢者の自立支援と重度化の防止に関する取り組みを支援するために、今年度から新たに保険者機能強化推進交付金というものが創設されてございます。内容といたしましては、国が示します評価指標に基づいて市町村が実施する介護予防の取り組みを評価するというもので、市町村への交付額につきましては、評価の基準をもとに加点された得点、それから1号被保険者によって算出されるものでございます。

現段階では、評価の指標というものは示されているんですが、国の要綱がまだ作成中ということで、具体的な評価の方法であるとか基準が示されておりませんので、今のところ国の動向に注視しているところでございます。

またこの交付金ですが、昨年度の実績であるとか現在町が取り組んでいる予防介護を評価するものですが、回答期限の10月までに取り組みの内容を見直すことで、さらに評価点が加算されるということも考えられます。

いずれにいたしましても、地域包括支援センターの体制強化、それから医療と介護の連携 事業、認知症の総合事業、総合支援等々、ある程度しっかりとやっていれば点数は得られる というふうに考えておりますので、今後関係者、それからケアマネジャー等々の意見を伺い ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇議 長(浅岡 厚君) 2番、鑓田貴俊君。

○2番(鑓田貴俊君) 2番、鑓田です。

介護保険事業については各種サービスの給付の問題とあわせ、町長答弁にもありましたとおり、何といっても自立支援などの予防事業がますます重要となってきます。国では、ただいま議論した交付金などを設ける一方で、日常生活支援事業のように市町村へ業務を移譲するという、まさにアメとムチ政策により、町の業務はますます複雑化、拡大し、大変だとは思いますが、ぜひ今後とも全庁的な協力体制により、本町の高齢者福祉施策に取り組んでいただくことを切に希望しますので、よろしくお願いします。

最後の項目の災害発生時の避難所の運営体制について再質問します。

先ほど、避難所運営マニュアルについては、29年3月、県の指導でつくったと。現にそれに当たっては、住民の意見などは既に反映されていると。作成する内容については反映されているという御回答だったと思いますが、その公表、私の公表のもう一つの論点は、避難所が開設された場合、初動時または一定の期間において、その運営は各学校区の地域住民に頼らざるを得ないことも考えられると思いますが、その辺について当局の御見解をお聞かせください。

もう一点あわせて、そしてその場合に住民に対して避難所運営マニュアルに沿って、これを見せていきなり対応してくださいと依頼することは果たして可能でしょうか。そのためにも平時において避難所運営マニュアルを公にしておくべきと考えますが、いかがでしょうか。災害が起きたとき、役場の方は相当大変だと思います。特に地震とかの災害が起きたときは各学校が避難所になると。そのときに、役場の職員の方が皆さんぱっとそこに配置につけるのかどうか。つけないとなれば、学校の周辺の住民にとりあえず当面の、初動時の運営をお願いするということも当然出てくると思うんですが、その辺についての御見解をお聞かせください。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 総務課長、秋原充君。
- ○総務課長(秋原 充君) 避難所運営に関するマニュアルについて、まず初動時、避難所開 設時に地域住民の皆様のお力はいただくことがあるだろうから、その辺についてマニュアル の周知はどうだろうかといった内容の御質問だったと思います。
 - 一般的に避難所開設の初動時については、住民の方に直接すぐお願いするというのは余り 想定されておりません。原則的には自治体、もしくは先ほど教育長の答弁にもありましたと おり、学校の教職主任の皆様のお力添えをいただいて初動時の開設をし、安定期になってか ら、その地域で暮らしているとか、その避難所で生活する人たちの協力を得ながら、避難所

を運営していくというのが避難所の一般的なルールでございます。

それから、避難所運営マニュアルを事前に住民の方々に周知をという御質問ですが、これはごもっともな御質問だと思っております。私どもがこの3月に作成いたしました避難所マニュアルにつきましては、町長答弁のとおり県の防災危機管理部の指導を仰ぎまして、県下の市町村が的確な避難所運営ができるよう、その指導を受けながら作成したものでございます。ただ、内容につきましては、避難所とは一般的にどうあるべきか、どう運営していったらいいのかという概略的部分が主でございますので、まずはその避難所の運営に係る内部職員向けの資料として今置いてございます。ただ、この資料は、ご覧いただいてわかるんですけれども、すぐに住民の方々にも御理解いただける内容にまで仕上げてございます。今後、この内容につきましては、住民の皆様に周知していくという方向でまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 2番、鑓田貴俊君。
- ○2番(鑓田貴俊君) 2番、鑓田です。

初動時に地域住民に運営をしてもらうことは想定していない、安定期になってからお願いするケースがあるかもしれないという御答弁なんですが、災害もいろんなケースがあるでしょうから、私の一つの懸念は、役場の職員の方が避難所まで、いろんな事情でたどり着かなかった場合、その場合に、避難の住民は来たけれども、そこが開設されないみたいな状態はないのかなと。そういうことも、全てそうなるとは限りませんので、そういったことも含めて今後の検討課題の一つにしていただければと思います。

一般的に言われるのは、避難所に対する行政の支援は震災発生後二、三日以降となる場合が多いと聞いております。先ほど町長から避難所運営マニュアルの訓練についても、全職員を対象としてゲームを取り入れた訓練を実施するなど、万一に備えていると御答弁をいただきました。

一方、避難所については、先ほど申し上げましたように、災害発生の日時、程度、種類などさまざまなシチュエーションが想定され、またそれぞれにより対処の方法も異なるため、訓練としては大変やりにくいものと認識しております。したがって、避難所の運営は少しでも多くの人間が携わることが必要ではないかと考えます。

訓練に関して1点お聞きしますが、今後避難所運営の訓練を行う上では、運営マニュアル の内容を周知する意味も含めて、町ボランティア連絡協議会に登録のある婦人会や各ボラン ティアグループにも参加してもらってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 総務課長、秋原充君。
- ○総務課長(秋原 充君) 災害発生時における行政だけでの活動には限度があるというのは、 議員おっしゃるとおりのところだと思います。

それで、私どもが毎年実施しております総合防災訓練におきましては、ボランティアの災害時の代表でございます日赤の奉仕団の御協力をいただいて炊き出し等をやっておるわけでございますが、今後、総合防災訓練のメニューづくりの中で御協力いただけるボランティアの方々等も考慮しながら、お力添えをいただけるようであれば、訓練の参加についても働きかけをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 2番、鑓田貴俊君。
- ○2番(鑓田貴俊君) 2番、鑓田です。

次に、先ほど教育長から御答弁いただきました、学校が避難所となった場合の御答弁で、 先ほど、安全法により計画されて、児童生徒を守るための策定はもう十分されているという ことで、いざとなれば町のほうに協力していくという御答弁をいただいたんですけれども、 地震災害が発生した場合は、今申し上げました学校が避難所として指定されるわけですが、 そこで一つ気がかりとなるのが、学校施設の鍵の開錠についてであります。平日で、しかも 学校があいている時間帯であれば、先生に連絡の上、ある程度の受け入れ準備までお願いで きると思いますが、しかしながら土日、祝祭日、平日でも夜間等においては、役場の職員が 学校へ出向き鍵をあけるということになろうかと思います。

そこで、学校が避難所になった場合の想定に関してお聞きします。学校施設には入れても、 教室を初め学校内の各施設の鍵まで、役場の職員の方が果たしてあけられるのかどうか。そ もそも職員が学校へ行けない、または間に合わない場合はどうするのか。先ほどもちょっと お聞きしましたけれども。あと県立高校はどうするのか、それらの対応法についてお聞かせ ください。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 教育委員会事務局長、山口義則君。
- ○教育委員会事務局長(山口義則君) 私のほうからは、ただいまの土日、祝祭日ということで、教室のほうまであけられるのかという質問について回答させていただきます。

まず、大きな災害が起きた場合については、教職員につきましても児童生徒の安全のため の配備の計画が設けられております。例えば震度5強以上になると、校長、教頭がもう自動 配備されるように設定されております。

教室までの使用というものは、現実的にはまず体育館等の避難が終わって、そこで入れない場合について教室等、長期の避難が考えられる場合に使うという部分が考えられますので、その時点では校長、教頭という管理職が登庁しているということで、中の鍵の管理関係については対応できるというふうに認識しております。また、教育委員会についても鍵の配置場所については確認しておりますので、その旨で対応はできるというふうに感じております。以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 2番、鑓田貴俊君。
- **〇2番(鑓田貴俊君)** もう時間がまいりましたので、災害についてのまとめをさせていただきます。

30年以内にマグニチュード7以上の首都圏直下型地震の発生する確率は70%と言われております。考えてみますと、30年以内ということは、きょう、あすにでも、あるいは今夜にでも発生する可能性は決してゼロではないということですので、お忙しく大変でしょうが、今後も先を見通した御対応をぜひお願いしまして、今回の質問を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。再開は10時55分とします。

(午前10時38分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時54分)

○議 長(浅岡 厚君) 順次発言を許します。

通告順により、10番、細田一男君。

(10番 細田一男君 登壇)

〇10番(細田一男君) 10番、細田一男。

平成30年第2回定例会、通告してある4項目、5点について一般質問を行います。

国においては、2020年に開催される東京オリンピックの施設づくりや競技会場づくりで建設ラッシュに沸いており、東京都においては築地市場の豊洲への移転で、汚染水の発生問題などで紆余曲折しておりましたが、関係者の協議、話し合いが調い、10月に移転することが

決まり、事業が前進しております。景気の回復は多少の上昇傾向にあると言われております。 一方では、国会において加計学園問題や森友学園問題などが、財務省の不祥事などが発覚 しており、安倍政権への国民の不信感は大きく募るばかりです。本町でも商工会において、 千葉県の補助金の不正受給問題や本会計予算の不正流用など不祥事が発生しており、きちん とした解決には至っておりません。本議会から2名の議員が理事として在籍しておりました

が、理事会に自浄能力がありません。一会員としてまことに残念でなりません。

それでは質問に入ります。

1点目の作田川架橋の建設計画についてでありますが、この問題は、しつこいようですが 定例会が開催されるたびに質問しており、同じような答弁が繰り返し行われております。ど のような進捗状況になっておるのか答弁を求めます。

2点目に、防災(津波)対策に対する防潮堤の建設計画についてでありますが、その中で 片貝漁港第1泊地に防潮堤水門を建設する計画予定があり、3月18日に中央公民館において、 地域住民に計画についての説明会が開催されました。住民からいろいろな意見、要望が出さ れ、再度協議を重ねて検討して改めて説明会を開催することとなっております。その後の進 捗状況はどのようになっておるのか答弁を求めます。

3点目に、町有財産の処分についてでありますが、一昨日の一般質問の中にもありました。 こども園の開園によりあいた豊海保育所、作田保育所、片貝幼稚園の建物、施設の利用計画 について、また、かたかいこども園の新設開園に伴う旧片貝保育所の利用計画について、ど のように考えておるのか答弁を求めます。

4点目に、海の駅の指定管理者の変更についてであります。今までの指定管理者であった 商工会が撤退するに当たり、出店者にきちんとした対応はできていなかったと聞いておりま す。どのようになっておるのか。

また、町と商工会が指定管理者の契約解除に伴う協議の中で、町が商工会に対し、過去3年間の収益金を町に返還するよう要望があり、商工会の総会において本年度1,000万を寄附という名目で町に納入すると聞いております。これは町が要求、請求したのかどうか。

また、新しく指定管理者を県観光公社に受けていただいたが、契約は2年間で切れるが、 その後の方策はどのように考えておるのか答弁を求めます。

なお、再質問については自席にて行います。

○議 長(浅岡 厚君) 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 細田一男議員の御質問にお答えいたします。

なお、町有財産の処分についてのこども園の開園によりあいた豊保、片幼の建物、施設についてどのような利用計画を考えておるのかの片貝幼稚園に関する御質問については、後ほど教育長から答弁いたさせますのでよろしくお願いいたします。

それでは初めに、作田川架橋の建設計画についての御質問にお答えいたします。

その後の進捗状況はどのようになっておるのかとの御質問ですが、平成30年6月1日に開催されました平成30年度第1回千葉県町村会定例会において、千葉県に対し、町と主要地方道飯岡一宮線バイパス建設促進期成同盟会との共通の重要案件として、(仮称)新九十九里大橋の早期着工を要望したところでございます。今後も引き続き県と連携を図りながら、当該事業に対して地元住民の御理解と御協力が得られるよう努めてまいります。

次に、防災(津波)対策に対する防潮堤の建設計画についての御質問にお答えいたします。 漁港付近の防潮堤の建設計画についての御質問ですが、千葉県は片貝漁港内の津波対策と して新たな整備計画案を作成し、平成30年3月18日に住民説明会を開催したところでござい ます。しかしながら、この住民説明会においてさまざまな問題点や課題等が挙がったことか ら、合意を得られるまでに至っていない状況となっております。

現在、県では2回目の住民説明会に向けて課題等の再検討を進めており、今後合意が得られた後、早期の工事着手に努めていく考えであると聞いております。町といたしましても引き続き県に対し工事の早期着手を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、町有財産の処分についての御質問にお答えいたします。

こども園の開園によりあいた豊保、片幼の建物、施設についてどのような利用計画を考えているのかの御質問ですが、社会福祉課と教育委員会事務局が策定しました子育て支援施設個別施設計画に基づき、旧豊海保育所については除却だけではなく、民間事業者などへの譲渡や貸し付けなどを含めた利活用を検討することとしております。

次に、海の駅の指定管理の変更についての御質問にお答えいたします。

1点目の今まで指定管理者であった商工会が撤退するに当たり、きちんとした対応ができたのかどうかとの御質問ですが、海の駅九十九里の指定管理者が平成30年5月1日に町商工会から千葉県観光公社に変更となっております。町、観光公社及び商工会の3者で海の駅九十九里の運営や管理等の業務などの引き継ぎを行うとともに、観光公社とはいわしの交流センターの設置目的等について共通認識を図った上で、新たな管理運営を行っていただいてい

るところでございます。

2点目の新しく指定管理者を観光公社に受けていただいたが、契約が2年間で切れるが、 その後の方策はどのように考えておるのかとの御質問ですが、九十九里町公の施設に係る指 定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づく公募による指定管理者の指定を考 えております。契約期間が2年間であることから、公募については平成31年度に実施する予 定でございますので、本年中に業務仕様書や指定管理者募集要項等を見直し、いわしの交流 センターの集客、交流、情報発信の拠点としての機能を十分果たすことができる指定管理者 の指定に努めてまいりたいと考えております。

以上で細田一男議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

〇議 長(浅岡 厚君) 教育長、中村誠一君。

(教育長 中村誠一君 登壇)

○教育長(中村誠一君) 私からは、細田一男議員の町有財産の処分についてのこども園の開園によりあいた豊海保育所、片貝幼稚園の建物、施設についてどのような利用計画を考えておるのかの質問のうち、片貝幼稚園の利用計画についてお答えいたします。

一昨日、善塔議員の御質問にも御回答させていただいておりますが、旧片貝幼稚園の今後の利用につきましては、施設の老朽化の進行とあわせ、旧建築基準法で建築された建物であり、耐震強度が不明なことから利用することは考えておりません。また、敷地については借地であるため、平成29年11月に策定した子育て支援施設個別施設計画においても、今後取り壊しをしていく方向性を明記させていただきました。

このことから、今年の10月ごろまでに地権者と土地の返却に関する協議を行い、その後、 建物取り壊し等の予算を確保した上で土地を返却したいと考えておりますので、御理解をお 願いいたします。

以上で細田一男議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 10番、細田一男君。
- **〇10番(細田一男君)** 10番、細田。

るる御答弁をいただきましてありがとうございます。一問一答で再質問を行いますので、 よろしくお願いいたします。

初めに、作田川架橋の建設経過でありますが、冒頭にも申し上げました。定例会が開催されるたび質問をし、同じ答弁の繰り返しである。当局は何もしていないのと同じように感じられます。平成30年6月に第1回千葉県町村会、この会議に飯岡一宮線バイパス建設促進期

成同盟を同道して、重要案件だということで要望を提出したと。少しは前進したようにも感 じられます。

少し視点を変えまして、6月3日の某新聞に、首都圏を環状に結ぶ東京外郭環状道路、要は外環道のうち、高谷ジャンクションと三郷南インターチェンジが2日に開通し、式典の挨拶の中で石井国土交通相は、「外環道の開通で千葉県の湾岸エリアと関東各地が東京都心を通ることなくアクセス可能となり、利便性、生産性の向上、広域的な観光交流の促進などが期待される」。並走する国道208号の開通にも触れ、「市川、松戸市内の慢性的な渋滞の改善や生活道路の安全性の向上に貢献できる」。また森田知事は、「スムーズな人と物の流れを生み出す道路網の整備に引き続き力を入れていく」と載っておりました。

町長、少し視点を変えてとお願いしておりますが、本町はJRもなければ国道もありません。外環道が整備され交通アクセスがよくなっても、そこまでに行く道路を整備しなければならないと思います。作田川架橋は本町だけの問題ではありません。先ほども出ましたが、県道飯岡一宮線の沿線市町村、千葉県の外房沿岸市町村の問題と捉えて、強く強く県、国に要望していただけますようお願いを申し上げて、この質問は終わります。

次に、片貝漁港の防潮堤の建設計画について。

震災から6年が過ぎ、3月11日をもって7年目に入っております。先ほど県が整備計画を 作成したと。地元の理解を得て早急に建設着工に向けて努力していくと県から答弁があった みたいですが、県がどのぐらいのやる気でそういう計画で進めているのか。

説明会でも私、県にお願いしました。震災からもう6年ですよ。もう7年、来年で8年。 その間に、運がよいか悪いか、大きな震災、地震、あるいは災害等は発生しなかったからよかった。県漁港事務所かな、所管は。あるいは県土木事務所。被災を受けた旧飯岡町、旭市から本町までの太平洋沿岸、旭、飯岡にも私いろいろな関係で何度もお邪魔していますが、それぞれの河川、護岸、防潮堤等は八、九十%整備されておりますよ。

それなのに、片貝漁港の周辺、本町の基幹産業である観光事業を守る海の駅近辺、そういったところは防潮堤がなぜ完成しないのか。要は県がやる気があるかないかです。これは国家事業ですから予算は国から来ると思います。先ほど来も出ました。一昨日の議員さんからも出ました。行政縦割りで、道路1本直すのに、新設はここの事務所、修理はこちらの事務所。財源がない、予算がない。しかしながらこういった建設計画は国家事業なので、もう少し県、国に力強い要望をできるのかどうか、その点について答弁を求めます。

〇議 長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長(南部雄一君) お答えさせていただきます。

本漁港の津波対策を所管しているのは県の銚子漁港事務所でございます。銚子漁港事務所からは、町長答弁にあったように、2回目の住民説明会に向けて課題等の再検討を進め、早期の工事着手に努めていくと回答いただいたところでございます。町としましても、次の住民説明会の早期開催、それと工事の早期着手を引き続き強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 10番、細田一男君。
- **〇10番(細田一男君)** 10番、細田です。

差しさわりのない御答弁であり、それぐらいの答弁しか返ってこないのは予測はついております。説明会の中で、銚子漁港事務所の職員の説明の中で、行政の一番言ってはいけないこと、お願いしてはいけないこと、先ほど申し上げました震災から7年たって、早く地域住民の皆さんに同意、理解を得ないで進めていると、予算が来年度で、予算要求がもうできなくなると。そうするとこの計画は実行できなくなるような、そういう答弁をしている。じゃ、あなたたちは6年間何をやっていたんだと、そういうことになるんじゃないですか。

銚子漁港事務所、千葉県は千葉県民を守らなきゃいけない行政なんです。もっともっとやってくれじゃない、これは国から来ているんでしょう、予算的にも。旭飯岡一宮線の河川の震災対策に対する防潮堤の建築は国家予算でやっている。東北3県、岩手、宮城、福島もみんな国家予算で震災復興しているんだ。本町だって被災を受けているんですよ。そういう観点から町長、もう少し強く県にお願いをして、この質問は終わります。

3点目の町有財産の処分について。

先般もありました。片貝幼稚園は、あとは建物はかなり、外目から見ても老朽化しておりますので、今後は使用しない、除却の方向で進めていると、これは理解できます。豊海保育所、作田保育所。作田保育所は何かの団体が今間借りして使用しているということなんですが、豊海保育所も先般、昨年度かな。おとといの答弁にもありましたが、観光目的なのか、料理目的なのかそういうあれで、レストラン系のそういった業者がイベント間借りで試験的にやったみたいで、先般の答弁では多少効果があったような話をしていたんだけれども。

そういった町有財産の獲得は、予算的に財源的に非常に難しいんですよ。またこれが使わなくなった、使えなくなったからで処分するのにはまたお金がかかる。今回、とようみこども園、かたかいこども園が新築、増築で開園する予定になっておりますが、町のそういった財産をつくるときに莫大な財源をもって進めておるんですが、これからもいろんな問題が出

てくると思いますが、そういった面からもきちんとした計画を立てていっていただきたいと 思います。

また、旧片貝保育所は、今こども園として運営されている今のかたかいこども園、旧片貝保育所、この建物はそんなにまだ古くないと思いますが、当面は今のかたかいこども園が開園すれば、当然園児たち、職員たちは向こうへ移動してあくわけなんですけれども、それの処分というか、処理方法とか、そういった処遇というのはどのように考えておるのか。

〇議 長(浅岡 厚君) 休憩します。

(午前11時23分)

〇議 長(浅岡 厚君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時24分)

○議 長(浅岡 厚君) 細田議員に対する町当局の答弁を求めます。

社会福祉課長、中川チエリ君。

〇社会福祉課長(中川チェリ君) 現かたかいこども園、旧片貝保育所についての御質問にお答えさせていただきます。

全員協議会でもお話しさせていただきましたが、現在のかたかいこども園は平成31年度に 東保育所へ移動した際には、子ども・子育て支援事業の目的を達成したというところで、土 地もお借りしている状況でありますので、除却をしまして土地をお返しするという方向で進 めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- ○企画財政課長(木原正幸君) それではお答えさせていただきます。

私のほうからは、旧豊海保育所の今後ということでお話をさせていただきます。

これも一昨日もお話しいたしましたが、昨年度、あの施設を使ってどのようなことができるかということで、モデル事業を実施したところでございます。具体的には着地型の観光の拠点としてモニターツアーの実施、地域住民の皆様を対象としたワークショップの開催というものを行いました。

これはどういうことかといいますと、町内の農家をやっている方のところにあの施設に来たお客さんを連れていって、そこで農業体験をして、農業体験はもぎ取りのようなことですよね。それを持ってきて調理をして食べてというようなことをやってみたと。それから、ワ

ークショップということで子供たちを対象にして、特定の題目を立てまして、勉強まではいかないんでしょうけれども、そういうことをやってみたということでございます。

参加された方々からは大変好評を得たと。主催したほうも大幅な黒字ということはないようですけれども、赤字にはならずに済みましたというような報告は受けておりますので、一定の効果はあっただろうということでございます。ただ、その結果として施設の老朽化というものもやはり見えてくると。それから、正式に施設を利活用するという場合には、補修をするというようなところも出てくるのではないかということがわかったところでございます。そういうものを踏まえた上で、さらに展開を図りたいというようなことも申し出が出ておりますので、そういうものについて今検討を一つには進めていると。検討というのは、その提案に対して町が一緒になって動けるかというようなところで検討を図っているというところでございます。仮にそういうものが、利活用が難しいというようなことであれば、除却の方向というものも一つの方策として考えなきゃいけませんので、そういうところを、除却なのか、利活用ができるのかというところで、豊海についてはまずは利活用の方向で検討を今できないかということで進めておるところでございます。

以上です。

- ○議 長(浅岡 厚君) 10番、細田一男君。
- **〇10番(細田一男君)** 10番、細田です。

今、課長のほうから確認がありましたが、旧片貝保育所の処遇は除却の方向でいると。豊海は多少なりの活用の利用があるから、当分は活用しながらやっていくと。同じ保育所であり同じ所管である町が、片方はこうですよ、片方はこうですよと。町有財産ですよ、町有財産。子育て支援が終わったから、事業が終わったから31年度でもって除却の方向。まだ使えるでしょう、旧片貝保育所は。そんなに古くないでしょう。

そういった町有財産処分とか行政運営をしていてはいけないということなの。国と同じように縦割りでやっちゃいけないですよ。財源がない、財源がないと言いつつも、子供たちのために2億何千万、それぞれとようみこども園、かたかいこども園を新設開園している。それは子供たちのために親として施設をつくることは、子育て支援の一環だと思いますよ。

子育て支援事業が終わって、使っていた保育所だから、31年度でその事業が終わるから、 その後は除却。1年後の行政運営もしなきゃいけないけれども、10年後の行政運営、20年後 の行政運営をするような行政にならなければ、財源が厳しい中で行政運営はできませんよ。 もうちょっと真剣に、処分しなきゃいけないならしようがない。でも、処分したからいいと いうものじゃない。そういう観点から再度これ考えてくださいよ。貴重な財産であり、よろ しくお願いします。

4点目の海の駅の指定管理者の変更について。

先ほど町長答弁がございました。聞くところによると、指定管理者が交代する際には、出 店者それぞれにはほとんど内容も協議もされていなかったと。私のところに何人もの業者が どうなっているんですかと来ました。

指定管理者である商工会さんが、管理料として出店者の皆さんから、販売手数料あるいは、 2階のフードコートの賃貸、使用料、そういったもので運営していた。それをきちんと出店 者に協力をいただいて出店していた中で、説明もしないであやふやで出店者に御迷惑や御心 配をかけたと。公的な指定管理者である商工会がそのようなことで、まことに私は出店者の 皆さんに申しわけないと思います。

まして町が指定して、指定管理者である商工会さんにお願いしたと。これは町も管理ミスです、と私は思います。これからはこのようなことがないように、十分な管理をしていただきたいと思います。

2点目に、指定管理者が、商工会が解約というか、撤退とか、やめたとかいう関係になると思うんだけれども、平成27年度余剰金1,746万何がし、平成28年度余剰金765万、合わせて2,511万8,000何がし、そのうち800万は事業安定準備預金という名目で、800万は除外してあると。差し引き2年間で残った1,711万、平成29年度に453万、合わせて2,160万ぐらいの余剰金があると。

これに対して、先ほども質問いたしましたが、収益のあった剰余金を協議したと。協議したということは、町の管理者である町長が先頭になって商工会さんと協議したのか。その点どうですか、町長。返してくれという発言があったとお聞きしていますが。返してくれじゃなく、何て言ったのかな。そのとき何と言ったのか。町へ入れてくれと言ったのか、納入してくれと言ったのか、返還してくれと言ったのか。先般の議員の質問の中で、返還金とか何とかいうあれがあったと思うんだけれども、何で指定管理者の商工会が町にお金を返還しなきゃいけないのか、そこわからないんだけれども、町長どうですか。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。
- ○産業振興課長(南部雄一君) 私のほうからお答えさせていただきます。

議員おっしゃった商工会が指定管理の運営において、3年間で得た収益金についてなんですが、この扱いについては、町としては今後の観光を軸とした交流人口の増加を目指し、い

わしの交流センターのさらなる集客アップにつながるよう、施設及びサービスの充実を図る 必要があると考えて、いわしの交流センターの管理運営において発生した利益を充当するこ とが望ましいとする方針を町として決定いたし、商工会にいわしの交流センター管理運営に 関する基本協定書第53条の規定に基づく協議の申し入れを行ったところでございます。この 申し入れにつきましては、面談による正副会長などとの申し入れ、それと書面による協議の 申し入れを実施しております。

なお、この収益金については返還してもらうという性質のものではないと認識しております。その結果、一昨日の髙木議員の御質問でもお答えしましたが、先般の商工会の総会において、まずは1,000万が寄附されるというところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 10番、細田一男君。
- **〇10番(細田一男君)** 10番、細田です。

一般質問通告一覧を見ると、質問者髙木議員から、3番、海の駅九十九里における現状と 課題の②、過去3年間の収益金返還請求についてという質問が載っているんですが、私は何 度もしつこく聞いているんだけれども、返還という言葉が上がってきたときに、議会運営委 員会ではこの文言はふさわしくないということ、あれはしなかったのかな。これ非常に重要 な問題なの。

先ほども申し上げましたが、平成28年、平成25年にあったことなんだけれども、平成28年に商工会が県小規模事業地域活性化事業かな。国家予算で、経済産業省の予算、その中の補助金の一部を不正受給したと。そのときに、町長じゃない、副町長だったかな。補助金を支出している公的な団体である商工会さんが、県、国の補助金を不正に受給したという事件が発生したときに、商工会に監査、あるいは事情、内容説明を受けてくださいとお願いしたときには、420万かな、補助金。400万、420万しか補助金を出していないので、商工会内部のことについては口出しができませんと言いつつ、運いいか悪いか、指定管理者は排除になったから、その間3年間にもうけた、もうけちゃいけないんだ。商工会もうけていると。収益のあった2,100万何がしの返還納入を町がしたんですか。おかしいじゃないですか。一団体が収益を得たものを町が何で返してくれとか、そういう協議に入るんですか。どうですか、町長。

町長は同席していて、発言をしたかしないかという、商工会の総会の中でそういう答弁が あったんだけれども、これは管理者である町長の仕事だと思いますよ。課長は差しさわりの ない答弁をしているんだけれども、これ公金ですからね。6億7,000万何がしの莫大な財源、予算をつぎ込んで、最初の答弁にもありましたが、地域活性化、人の交流センター、あるいは物販の販売等で地域の産業の振興に推進を図る、立派な名目でやっているんだけれども、やっている内容はかけ離れているんじゃないですか。だったら最初から町が直に運営、経営して、収益を町に戻せばいいでしょうよ。6億7,000万の予算はどのように、もう償却始まるのかな。企画財政課長、どうやって返すのよ。

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

(午前11時41分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時45分)

- ○議 長(浅岡 厚君) 10番、細田一男議員。よろしくお願いします。
- 〇10番(細田一男君) 10番、細田一男。

じゃ、的を絞りましょう。余剰金が27年、28年、29年度で800万円を事業安定準備資金、 最初これは寄附金行為で科目変更して、本会計から分けてあった。寄附金はいけないよとい うことで事業安定準備基金、今では会館建設引当金かな。

要は、商工会さんが海の駅の指定管理者で、3年間で受けた収益金、もうけちゃいけないんだから、商工会は。受けた収益金が、商工会の会計の中には入れられない。海の駅で上げた収益金は海の駅の事業にもう一回使って戻さなきゃいけないようなのは、指定管理者のある方法でやった海の駅の運営なのよ。だから1,000万だろうが2,100万だろうが、寄附しても同じなの。使えないんだから。

だから、1,000万は誰がどうやって決めたのかが問題なわけよ。1,000万の根拠というのが わからない。それを聞いているわけ。それは町長でしょうよ。課長じゃないでしょう。

- **〇議 長(浅岡 厚君)** 産業振興課長、南部雄一君。
- **○産業振興課長(南部雄一君)** 商工会さんのほうで1,000万を寄附していただけると。その 1,000万の根拠については私どものほうでは把握できておりません。

それと、今回の収益金についても、協議の申し入れについては返してくださいということ ではございません。先ほども申しましたが、これは返還してもらう性質のものではないと認 識しておりますので、寄附の申し入れというところで御理解をいただければと思います。 以上でございます。

(発言する者あり)

〇産業振興課長(南部雄一君) すみません。

それと、1,000万で終わりだという認識は、私、町としては持っておりません。髙木議員の答弁の中でもお答えをさせていただいたと思っておりますが、1,000万寄附後の残金、それと30年4月決算確定後の協議ということが決定されておりますので、残金も含めたもので協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

〇議 長(浅岡 厚君) 10番、細田一男君。

○10番(細田一男君) 10番、細田です。

課長は、課長さんたちと打ち合わせして答弁書をつくっていると思うんだけれども、協議の中で1,000万云々が出る前に、収益金を町へ入れてくれよと。それじゃないと、年間、今年度も420万じゃなくていいのかな、数字ちょっとわからない。400万か420万の補助金はカットするような発言があったと。おかしいじゃないの。

1,000万は我々が決めたことじゃないので、商工会さんのほうで決めて、寄附金という名目で入れてくれると。残っている余剰金は、今後1,000万ではないと。じゃ、全部返してもらいなさいよ。全部入れてもらいなさいよ。1,000万入れてもらうも、2,100万全部入れてもらうのも同じだよ。そうすれば400万の補助金はそのまま400万円の補助金で、年間補助金はそのまま出せば同じじゃないですか。町長。

町長、失礼だけれども、笑っているけれども、これえらい問題ですよ。不正受給でつくったくくりんを町は寄附していただいたと。それもこの数字の中に入っているんだから、商工会の会計の中に、公金が入っているんですよ、18万7,500円。不正受給でつくった補助金でつくったくりんを、町は買っているんですよ。じゃ、補助金を不正だと決められたから、戻さなきゃいけないんですか。くくりんも戻してくださいよ。お金も返してもらってくださいよ。そういう話になっていっちゃうんですよ。

たかが1,000万、されど1,000万。公金ですからきちんとした運用、流用をしていただかなければ、公的機関である町商工会は不正をやっているということだよ。そういったことを、総会において我々会員には全然説明がないですよ。帳簿上だけの説明であって、詳細説明は全然ないじゃないですか。商工会の問題をここで取り上げてもしようがないんだけれども、ただ町が入れてくれと言ったのか、返してくれと言ったのか、返還しろと言ったのかでは非

常に問題があるということを指摘して質問を終わります。

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。再開は13時です。

(午前11時51分)

○議 長(浅岡 厚君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時57分)

○議 長(浅岡 厚君) 順次発言を許します。

通告順により、8番、杉原正一君。

(8番 杉原正一君 登壇)

○8番(杉原正一君) 8番、杉原正一。

平成30年6月定例会において一般質問をさせていただきます。本日は3項目、6点ほど質問をいたします。

まず初めに、町道の劣化状況について。我が町の道路は近年非常に傷んでおります。その 亀裂、沈下などの劣化は現在何kmぐらいあるのかということを、まず初めに質問します。

続きまして、町道の整備計画について質問します。今後町は、この悪くなった町道をどのように整備を進めていくのかということを質問します。

最後の項目として、入札、契約の内容の透明性の確保について質問いたします。

入札、契約の事前、入札後の公表についてまず質問します。

続きまして、契約について質問します。

続きまして、透明性をどのように確保しているのかということを質問します。

最後に、近年、周辺市や町においては、広報などの媒体を通して入札関係の情報を公表しているようですけれども、我が町はその公表媒体をどのようにしているのかということを質問します。

なお、再質問は自席にて質問しますので、よろしくお願いします。

O議 長(浅岡 厚君) 杉原正一議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 杉原正一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町道の劣化状況についての御質問にお答えいたします。

亀裂、沈下など劣化は何kmかとの御質問ですが、平成25年度に町道の舗装状態を把握するため、幹線町道を中心に約70kmの路面性状調査を実施いたしました。この結果、舗装の損傷度の評価区分において、早めの修繕が必要となった延長については約11kmでございました。この区分比率を舗装済み町道延長の約200kmに換算すると、早めの修繕を必要とする町道は約31kmになると想定されます。

次に、町道の整備計画についての御質問にお答えいたします。

今後どのように整備を進めるのかとの御質問ですが、今年度、平成25年度に実施した路面性状調査を更新し、個別施設計画を策定いたします。今後、この個別施設計画に基づき、町道の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、入札、契約の内容の透明性の確保についての御質問にお答えいたします。

事前入札後の公表について、契約について、透明性の確保について、公表、媒体についての御質問ですが、平成13年2月に施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、本町においては入札・契約事務運用マニュアルを策定して、町ホームページ及び企画財政課窓口で工事の発注見通しや入札契約の過程、内容を公表しております。また、入札の談合が認められた場合は、入札執行の延期や中止、指名の停止を行うなど、公共工事に対する信頼性の向上を図っておるところでございます。

今後とも、入札、契約における透明性及び工事の品質確保を図るため、制度の適切な改善 と運用に努めてまいります。

以上で杉原正一議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。
- **〇8番(杉原正一君)** 8番、杉原。

まず最初の劣化の距離が70km調査して11km、おおよそ200kmぐらい町道があるから31kmほどあると。これは早く直さないといけないということですけれども、調査から5年がたっているわけですね。そうすると現在、当時よりよくなっているんだか、悪くなっているんだか。これは常識的に考えなくてもわかるわけですけれども、その後、今年調査すると言っているんだけれども、現在は当時と比べてどのような状況が多く見られますか。

- ○議 長(浅岡 厚君) まちづくり課長、古川富康君。
- **○まちづくり課長(古川富康君)** お答えさせていただきます。

平成25年に実施しました路面性状調査は、画像により解析ができる路面性状自動測定装置を装置した特殊車両により、舗装路面のひび割れ率、わだち掘れ量を計測して、舗装の損傷評価をする調査でございます。

御質問の現在の劣化状況ですけれども、先ほど町長答弁のありました距離数は劣化予測により算出した距離数であり、また職員などによる目視での評価が難しいことから、距離数が増えているかどうかはわからない状況でございます。

今年度中に路面性状調査を実施し、平成25年度に実施しました路面性状調査結果の更新を いたしますので、結果がわかり次第、御報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。
- 〇8番(杉原正一君) 8番。

当然、70kmは主要道路、町道でも主要道路を調査していると思うんですよね。旧県道であったり、そういうところもあるわけであって、最近、私は結構目が悪いから自転車で、最近運転手を使わないで自転車で走ることが多いんですけれども、特に農道の傷み、農地のそばの特に田んぼの脇などは非常に危険だなと思うようなところが多々見えます。だから、今後の整備に当たって、今年度調査するのはいいんだけれども、問題は調査じゃなくて現状、劣化や損傷している部分を一日も早く直していかなければいけないと思うんですけれども、この辺はどのように考えていますか。

- ○議 長(浅岡 厚君) まちづくり課長、古川富康君。
- **○まちづくり課長(古川富康君)** お答えさせていただきます。

これまでの道路舗装、補修、修繕工事につきましては、国庫補助事業の防災安全社会資本整備交付金を最大限に活用し、整備を行ってきたところでございます。しかし、平成30年度において、国では防災安全社会資本整備交付金の道路舗装、補修に対する予算の確保が厳しいことから、交付税措置のある地方債を活用するようにという通知があったところでございます。

先ほども御説明いたしましたとおり、今年度中に路面性状調査を行い、緊急性や必要性などを総合的に判断いたしました修繕計画を作成し、自治区長様の要望箇所や幹線町道を中心に整備していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。
- 〇8番(杉原正一君) 8番。

課長、今年度、町の予算がどのくらい計上されて、何kmやる予定になっていますか。

- ○議 長(浅岡 厚君) まちづくり課長、古川富康君。
- **○まちづくり課長(古川富康君)** 今年度の予算ですけれども、予算額で約6,900万ですね。 このうち補助対象事業として計上しているのが調査設計費で900万、工事費で4,000万、計 4,900万を計上しておりましたが、事業費で約600万弱の採択となっております。

この30年度事業の舗装に関しては、今計画ですけれども、栗生地先3カ所ほか計4カ所、 579mを実施したいと、このように考えております。執行予定額としましては約2,700万プラ スそのほかの軽微な補修箇所として約300万の予算を計上してある状況でございます。 以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。
- ○8番(杉原正一君) 今、課長の答弁だと579m。とりあえず31km悪いところがあるというと、おおよそ50年くらいかかっちゃう。これでいいかどうかということですね。今、課長はこれ以上答弁できないと思うから、とりあえず今年度調査するということであるわけですので、調査したら速やかに、今後優先順位を素早く決めて、一日も早く町民が安心してできるように工事を進めてください。

続いて、最後の質問に入ります。

昨今、入札、契約等、先ほど町長答弁の中にも談合という言葉が出ましたけれども、さまざまなマスコミ報道もされております。だからそれを今後我が町はクリーンに、なくしていくためにはどのようにしていったらいいかということですけれども、まず事前及び入札後の公表について、的確に今どのようにやっているか質問します。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- ○企画財政課長(木原正幸君) お答えさせていただきます。

今の御質問は、入札価格の事前公表ということでよろしいでしょうか。それと事後の公表ということでよろしいですか。現在、事前の公表は九十九里町は行っておりません。事後の公表については平成29年度から実施をしております。

以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。
- 〇8番(杉原正一君) 8番。

隣の大網白里市は事前もインターネットのほうに、工事予定場所とか、公共事業であれば 工事予定場所、工事期間、そのようなものを金額も公表していると。 もう一つは、先ほど公共事業のほうの適正化の法律の問題のことが出たけれども、あとは 一般的な事務経費、コンピューターのさまざまなリースや委託料、こういうものも一応入札 契約に関係しているんですけれども、こういうのはどのようにしていますか。

- **○議 長(浅岡 厚君)** 企画財政課長、木原正幸君。
- **○企画財政課長(木原正幸君)** お答えいたします。

リース関係、あるいは委託、借り上げということだと思いますが、これらにつきましても 複数の事業者から見積もりをとりまして、その中の最低価格のものを契約対象として事業の ほうは進めております。

以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。
- ○8番(杉原正一君) じゃ、契約について、これから入りますけれども、一応一番安いのに していると。例えば、コンピューターのリース、あとはメンテ、そういう委託料等あります けれども、こういうのはとりあえず、どんなような形で情報を出して契約までに至るにどの ような経緯をとっておりますか。
- 〇議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- ○企画財政課長(木原正幸君) お答えいたします。

それぞれリースであったり、委託であったりを行う担当部署が仕様書というものを作成いたします。それに基づいて応札していただく事業者のほうに、このような仕様でどれぐらいかかるかということでの応札をお願いしているということでございます。

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩いたします。

(午後 1時15分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時16分)

- ○議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- ○企画財政課長(木原正幸君) お答えいたします。

先ほど、それぞれの原課のほうから仕様書を出していただくと説明いたしましたが、それらの提出を受けて、企画財政課のほうで事業者のほうにその仕様に基づく入札をお願いし、

上がってきたものについては担当課立ち会いのもとで結果を確認し、今のルールでいきます と一番安い見積もりを出した事業者と契約をするという流れになっております。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。
- ○8番(杉原正一君) 一番安いところと契約するというのはよくわかりました。

だけれども、その業者を、例えば2者あって、この2者の安いほうという考えもあるし、 世間ではもっと安くやってくれる業者もあるかもしれないですね。だから、この辺の情報と いうか入札、契約に対する透明性を確保するために、各課から2者だけ、あとはインターネ ット等で、今物販とかいろんなものも値段がわかるような時代なんですね。その辺のところ を契約するに当たって、そういうところの価格なども情報を、一般的に行政でもネット等を 初め調べることはできるものを検討していますか。

- ○議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- ○企画財政課長(木原正幸君) まず物品の購入、契約に当たりましては、参考となるものとしては今議員から話がありましたように、インターネット等に単価が出ている場合もありますので、それは一つの参考にはなろうかとは思いますので、単にそのものだけを、一度買って済んでしまうというようなごくごく軽微なものであれば、今言ったような方法で購入する場合もあるかと思いますけれども、単品であっても数を余計に購入するというようなことであれば、これは業者をその金額によって複数、2者とかいうことではなくて複数選定しまして、価格のほうの見積もりを徴取するというような形になります。

委託等につきましては、やはりその事業のボリュームによりまして、対象の見積もりをとる業者の数というものも、数が2者、3者ではなくて5者、6者というふうに増える場合もありますので、町のルールに沿って適正な業者の数を確保して見積もりをとるというふうな流れになっております。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。
- **〇8番(杉原正一君)** 8番、杉原。

ある程度はわかりました。だけれども、各担当課だけに任せていいのか、あとそれなりの 専門的なところへいろいろ電話等、インターネットの情報等、問い合わせすることもできる わけですよね。例えばコンピューターのリースであっても、委託料であっても。だからこの 辺をやはりトータルに、各課に任せるだけじゃなくて、少しいろんな角度から、第三者的な 立場の人も価格を調べたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。これはこれで質問は終 わりにしておきます。 次に、透明性の確保のために、今町としては公共工事を初めその他の町がお金を払う、購入だけじゃなくて委託を初めさまざまなものに対してどのようにしていますか。

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

(午後 1時20分)

○議 長(浅岡 厚君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時21分)

〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。

○8番(杉原正一君) 最後の質問に入ります。

公表する媒体なんですけれども、大網白里市に聞いたところ、公共工事に関する入札、契約に関する適正化法、ちょっと言葉カットしていますけれども、先ほど町長の答弁にありましたけれども、これが平成12年につくられているわけですね。大網は平成15年ぐらいから、公共工事だけじゃなくて全てに対してインターネットで情報を公開していると。その結果は全て広報に載せているということなんですよね。

今この辺、この広報や一般住民、またそういう品物でこういう値段なら地元の業者でも入 札に参加しようかという形もあるかもしれないんですね。だからその媒体について、今現在 どのようにしていますか。

- ○議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- **〇企画財政課長(木原正幸君)** お答えさせていただきます。

町では事業規模250万以上ということで、それについてはホームページのほうに事業の場所であるとか規模であるとか、いつそれが発注で出るかというようなことを公表させていただいております。入札の結果につきましては、平成29年度からは企画財政課の担当窓口のところに、閲覧できるように書類のほうを用意させていただいておるというところでございます。

あと、建設新聞という業界紙ですけれども、そちらのほうにも情報が行っておりますので、 そちらでも価格、入札、落札した業者の名前と価格等がわかるようになっておるというとこ ろで、現時点では申しわけないんですが、足を運んでいただいて閲覧という形で確認をして いただく、そういう状況になっております。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。
- ○8番(杉原正一君) 大網白里市が平成15年から広報に、まずどういう物件がどういう住所に建つ。近年でいえば入札かけたのではこども園。そうすると、どこの住所にこども園が建ちます。工期がいつからいつまでです。落札が幾らで落ちました。その業者はどこですと、こういうふうに載せているようなんですけれども、九十九里町は広報に載せる考えはありますか。
- 〇議 長(浅岡 厚君) 企画財政課長、木原正幸君。
- **〇企画財政課長(木原正幸君)** お答えさせていただきます。

大網白里市が具体的に今出ておりました。私ちょっとどういうふうに載っておるのか、広報のほうも確認しておりませんので、後ほど確認をさせていただきますが、今町とすると、お知らせをしているスタイルというのは、先ほどから何度も申し上げておりますが、町のホームページというものを活用して、また業界新聞であるところの建設新聞等ということで公表しておりますので、それよりもさらに広げた範囲に向けての公表というものにつきましては、今大網という話も出ました。近隣を見ながらどういう形で公表しているのか参考にした上で、やっていける部分があれば検討してまいりたいというふうに思います。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。
- ○8番(杉原正一君) 本日、なぜこのような質問をするかというと、先般、怪文書的なものが出た。そして議員が大分中傷されているような文章がその中に入っている。だからこのようなことがあっちゃいけないなと思うわけですね。

やはりそういうものを出す人は、そういう疑問を持っているから、そういうものをマスコミ関係に出したんでしょうから、だからやっぱり疑われるということはよくないし、その適正化法、公共工事に関する適正化法を見ても、国民や町民に疑惑を持たれないようにと。公平にやれと。また何かあったら公正取引委員会に通告しろと。

さっきも談合があったら連絡するようなことはありましたけれども、だからそういう点でも町が情報公開を、大網がやっているからどうかじゃなくて、近隣がどうかじゃなくて、九十九里町が率先して全てのそういう町からお金が出ているようなものは公開すると。毎月広報を出しているわけですから、この1ページぐらい出せばかなりの量の情報は公開できると思うので、どうですか。やる考えはありますか、ないですか。

○議 長(浅岡 厚君) 回数が過ぎています。

暫時休憩します。

○議 長(浅岡 厚君) これより再会いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時27分)

- 〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。
- ○8番(杉原正一君) 何しろそういうことなもので、我々議員も町民も、また行政の人も、 疑われないような入札、契約、町の行政の執行、そういうものを心をこめて、町民の立場に 立って進めていくようにしてください。終わります。

◎日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議 長(浅岡 厚君) 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、篠崎肇君。

(提案理由説明)

○議 長(浅岡 厚君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の 諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。再開は1時55分とします。

(午後 1時41分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時54分)

◎日程第4 議案第2号 平成30年度九十九里町一般会計補正予算(第1号)

○議 長(浅岡 厚君) 日程第4、議案第2号 平成30年度九十九里町一般会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、木原正幸君。

(提案理由説明)

○議 長(浅岡 厚君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、古川徹君。

○4番(古川 徹君) 4番、古川徹です。

6ページ目、6款商工費、1項商工費、3目観光費、15節工事請負費、16節原材料費、423万4,000円、また88万8,000円についてお聞きしたいと思います。

今、企画財政課長のほうから多目的広場、憩いの広場ということで、これ名前も決定した んだか何だか知りませんけれども、憩いの広場とするのであろうかと思います。観光用にと いうことで、要するにこれ前々から私は、海の駅をつくる前からあれだけではしようがない よということで、あそこにはやはり併設して広い公園みたいなものが必要だよということで、 前課長が取り組んでくれたことかと思って、本当にありがとうございます。当然のこと、ほ かの道の駅等々もこういった公園があるわけであって、ありがたい話でございます。

この金額に対してどのような取り組み、手づくりのテーブル等の設置をすると今説明があったわけでございますけれども、細かくどういうようなものをつくるのか教えていただきた

いと思います。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。
- **○産業振興課長(南部雄一君)** お答えさせていただきます。

企画財政課長の説明にあった手づくり遊具というところでございますが、テーブルつきのベンチを5基、それとブランコ、2人乗り用のブランコになりますが2基、あとはマウンテン、木製で山型にしたマウンテン、これを1基、あとはロープで丸太をつるしてその上を渡っていけるような、ゆらゆら丸太渡りというようなものの遊具を1基、あとは丸太を配置して丸太渡り1基を手づくりでつくろうと計画しているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 4番、古川徹君。
- ○4番(古川 徹君) 4番、古川です。

幾つかブランコだとか、マウンテンは木製と言いましたよね。土じゃなくて木ですか。山 といったら普通に砂だと思うんですけれども、木製の山というとちょっとイメージが湧かな いんですけれども、まあいいです。

それとして、これは今観光用みたいなことを先ほど企画財政課長が言われましたけれども、これは町民の子供たちが、前々から要望しているように、町民の子供たちも使えるような施設が必要だよということもお願いしてあるわけですけれども、これは誰でも使えるのかということと、今言われた木で山をつくるんじゃなくて、やっぱり砂の山を。できたら砂場の山だとか、あとそこ一面は、今の話だと芝生を敷く、芝生を敷き詰めるような話もあったわけですけれども、小さい子供たちというのは、やっぱり遊ぶためには砂場というのが必要なんですね。全部一面に芝生を敷き詰めちゃうんじゃなくて、やはりそういう砂の山をつくったり、砂がなければ、大滝工務店が幾らでも砂掘っていますので、その砂を利用させてもらうとか、お金をかけずにできることなので、そのような考えは持っていないのか。せっかくつくるんであれば、どうでしょうか。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。
- **○産業振興課長(南部雄一君)** お答えさせていただきます。

まず、あそこに来る人だけではなく、町民の皆様にも利用していただけるように、企画財 政課長も説明をしていたと思いますが、誰でもが使えるということを想定しております。

それと敷地については、今現状の場所がA道路に面して少し小高くなっていると。そういった今ある現状を生かして、芝生の種子の吹きつけを予定しておりますので、表層を少し削

り取ります。その取った砂を今小高くなっているところへ、丘のようにつくりますので、大きい山ではないかもしれませんが、小山はつくれるというように考えております。取った砂の上に山砂を入れて、芝生の種子を吹きつけるというところで敷地は整備しようと。先ほど言った手づくりの遊具をそこに配置しようというところで予定しております。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 4番、古川徹君。
- **〇4番(古川 徹君)** 4番、古川です。これ最後にします。

それはわかりました。今言ったように、やはり砂場の山、そういったものも後々検討してもらって、できればそれだけではなく、これで終わりだよじゃなくて、やはりアスレチックのようなもの、そういったものを、せっかく九十九里、巻き貝のシンボルタワーがあります。ああいうような似たもののような、そういうアスレチックをつくってもいいし、イワシの町なんですからイワシをかたどったアスレチックみたいなものをといったふうに、魅力ある公園施設としていただきたいと思います。終わります。

○議 長(浅岡 厚君) 他に質疑ありませんか。

1番、髙木輝一君。

〇1番(髙木輝一君) 1番、髙木です。

6ページの3款民生費、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、13節委託料、設計監理委 託料226万8,000円について質問をさせていただきます。

5月の全員協議会の中で、公共施設等適正管理推進事業債、これを使うがためにこの除却 が必要になったのではないかなということで、3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目、なぜ今回の補正予算となったのか、経緯について説明を求めます。

2番目、なぜ平成29年8月の全員協議会開催時の資金計画において、起債1億6,300万、 これを予定していますと説明をしておきながら、起債名称、起債条件、これについては一切 触れていません。なぜなのか質問をいたします。

3番目、なぜ平成30年1月24日の臨時会、これも本件の、かたかいこども園の建設にかか わる増築並びに改修にかかわる採決において、起債条件が施設供用開始後5年以内に除却あ るいは減築を行う必要があると、この旨の説明がなかったのはなぜなんでしょうか。

この3点について質問いたします。

○議 長(浅岡 厚君) 髙木輝一議員の質問に対する答弁を求めます。

社会福祉課長、中川チエリ君。

〇社会福祉課長(中川チエリ君) では、お答えさせていただきます。

まず最初の、なぜ補正予算なのかという点につきまして、旧片貝保育所の園舎、この除却につきましては、平成31年度に東保育所を活用してのかたかいこども園の開園、これが大前提となるわけでございます。現在、建築工事のほうは順調に進んでおりまして、見通しが立ってきたところであります。

この除却について考えますところ、この補正で設計の委託料等を計上させていただくことが、最短で除却ができるということを逆算していきますと、この補正でまず設計をさせていただくというところが、そこから今回に至ったところです。

まず、その最短にというところにつきましては、現在のかたかいこども園の園舎ですとか、 片貝幼稚園ですとか、あとほかの課で抱えております大きな事業ですとかそういったことで 町の支出が重なってしまわないようにとか、そういったことを企画財政課等にお問い合わせ をしながら、この除却についての時期も決めさせていただいたところでございまして、当課 の現在のかたかいこども園が一番先に除却をするということに決まったところでございます。 29年8月の際の、その際に言っていた資金の起債についての説明がなかったということで よろしいでしょうか、この前の全協のときに。それについては申しわけございません。起債 のこの除却事業について御説明させていただいた、このお配りした資料の中には、ここに公 共施設等適正管理推進事業債活用というところではありますが、その数字等については確か に触れさせていただいていなかったところかと思います。

やはり臨時会のときに、起債の条件の5年以内に除却等のことについて触れていないというところですけれども、今回のこの除却についての計画、子ども・子育てのほうの総合管理計画の個別計画のほうで、不用となった施設について35年までには除却するというようなことをうたってある点、それと、その時点で言っていなかったというところを責められてしまいますと言いようもないんですけれども、この公共施設等適正管理推進事業債、こちらのほうは供用開始後5年間ですとか、平成29年から32年度の5年間というような縛りがあるところでございます。

〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。

○1番(髙木輝一君) 1番、髙木です。

この公共施設等適正管理推進事業債、これについては課長のほうでせんだって調べてくだ さいということで私は言われたので、この内容についていろいろと調べました。

これは今回できている、29年度から少し、新設ではないんです。もう27年度から公共施設

等最適化事業債、これによる集約化、複合化事業、ここで創設されているんです。その創設から29年度に新たに追加して、各項目、3項目また別の項目あるんですけれども、それを追加して新たにこの事業債ができたということなんです。ですから、この除却とかいう文言は、もう前からあるんですよ。

だから、今回ちょっと私おかしいなと思うのは、今回のかたかいこども園の増築工事及び 既存園舎改修工事、2億304万円の起債1億6,300万円の利用をするがために、新たにここに 来て事業債を見つけたんじゃないかなと。何かのアドバイスを受けて、調査してこうやった んじゃないかなと。だから急にできた。事業債はもともとあったんだけれども、あったんだ けれども、これをこじつけたというような感じの事業債だと私は思っているんです。

しかるに、とようみこども園の増築工事、2億4,192万円の当初予定していた起債、これ 2億2,490万円ですけれども、そのときにはもう全員協議会の中で起債の名称と起債の条件、こういったものは全部なかったんです。この名称はありました。名称はあったけれども、取り壊しの条件とかそういったものは、何をとようみこども園のときの起債を運用したのかわかりませんけれども、その辺の説明、要はとようみこども園の起債名称と起債条件、両方の、かたかいこども園の地方債の充当率と交付税算入率、これがどういうふうになっているのか全部含めて回答を求めます。

- ○議 長(浅岡 厚君) 社会福祉課長、中川チエリ君。
- ○社会福祉課長(中川チエリ君) まず、とようみこども園の起債ということでしょうか。 とようみこども園は、緊急防災減災事業債を充てております。充当率100%、交付税措置 70%。かたかいこども園は公共施設等最適化事業債、こちらは充当率90%、交付税50%措置 でございます。
- 〇議 長(浅岡 厚君) 1番、髙木輝一君。
- **〇1番(髙木輝一君)** 1番、髙木です。

そういったことで、前のとようみこども園の起債のほうが有利なんですよ、今回のよりも。 それに加えて、今回のかたかいこども園の起債については5年以内に除却もしくは減築と、 そういう条件がついて、わざわざこの226万8,000円の予算をつけざるを得なかったというこ とだと思うんですよ。ですからやっていることが、順番が違っているんですよ。

まずこういうことがあるから新しくできて、こういう事業債を使うからこういうふうになるんだよと、もうそれを当初の計画から組み入れなくちゃ私はおかしいと思っているんです。 だから町の行政のやり方が、私はこれが本当の仕事かなというふうに感じざるを得ません。 最後に回答を求めます。

- ○議 長(浅岡 厚君) 社会福祉課長、中川チエリ君。
- ○社会福祉課長(中川チェリ君) 髙木議員のおっしゃるこの除却するために、これがためにというところではなく、計画にのっとって現在のかたかいこども園の施設を除却するに当たって有利な起債がないかとか、そういったことを探してこれをというところですので、これありきのというところはちょっとニュアンスが違うと思うんです。やるに当たって、少しでもというところで探したり、何かないかというところでのことなので、そこのところはお酌み取りいただきたいと思います。
- ○議 長(浅岡 厚君) ほかに質疑ありませんか。 12番、谷川優子君。
- **〇12番(谷川優子君)** 12番、谷川です。

1点だけお伺いします。この商工費の憩いの広場、これはどこが管理するようになるんですか。町なんですか。それとも指定管理であるサンライズなのか。というのは、やっぱり遊具だからいろいろ、これからいろんなことが想定される。そういったことがあるので、責任の所在ははっきりさせておいたほうがいいと思います。

それと、利用者を参考にということだったんですけれども、利用者からどういった意見で どういった参考になったのか聞かせてください。

- **○議 長(浅岡 厚君)** 産業振興課長、南部雄一君。
- ○産業振興課長(南部雄一君) まず、管理の部分というところでお答えさせていただきますが、つくった遊具等につきましては、日常の点検等については、指定管理者である千葉県観光公社に目視点検等を行っていただくよう協力をお願いしてまいる予定をしております。それと、修繕等の対応については、町が管理をしていくということを想定しておるところでございます。あと、芝生等の水やりですとか、芝刈りとかの管理についても町が管理をしたり、簡単なものは指定管理者にお願いをするというようなことを想定しております。

それと、アンケートの件でございますが、いわしの交流センターへ訪れているお客さんの中からのアンケートの声にこういったものがあればというふうなことがあったということで、計画もしたところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- **〇12番(谷川優子君)** 12番、谷川です。

大体趣旨はわかりました。ただ、先ほど言ったように遊具ですから、どこでどんなことが あるかわからないし、けがをしたり何かしたときはどうするのか、どちらが責任を負うのか。

- **〇議 長(浅岡 厚君)** 産業振興課長、南部雄一君。
- ○産業振興課長(南部雄一君) けがのないよう使っていただくよう、案内看板等も出す予定ではおりますが、町のほうで設置する公園となるため、私のほうの、けがのとき等の対応というのは町のほうでするというようになろうかと思います。
- 〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- 〇12番(谷川優子君) 谷川です。

じゃ、何かがあったときは町が責任を負うと。けがをしたり、そういったことでいいんですね。そこの所在がはっきりしないと、つくりました、まして高い遊具もつくるわけだから、 当然何が起きるかわからないというところで。それで町のほうが、日常の目視の点検は指定 管理がやって、何かあったときに設置した町の責任ということでいいんでしょうか。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。
- **○産業振興課長(南部雄一君)** 町のほうに不備があれば、町のほうが責任を負うというとこ ろで御理解をいただければと思います。
- O議 長(浅岡 厚君) ほかに質疑ありませんか。 9番、善塔道代君。
- ○9番(善塔道代君) 9番、善塔です。

私のほうで1点お聞きしたいと思います。

臨時職員の関係なんですけれども、これに別に反対しているわけじゃないんですけれども、この徴収のほうと、社会福祉と老人福祉の関係の臨時職員ですけれども、これはいつから募集をかけるんでしょうか。さっき話があったかどうか聞き取れなかったので、再度募集をかけるときはいつなのか、また社会福祉総務費のほうでは、途中の退職があったのかな。それで臨時職員が必要になるということと、老人福祉のほうは産休のため2人を臨時ということだったんですけれども、これは当初予算のほうにはできなかったものでしょうか。産休というのは大体わかるはずなんですけれども、当初にはのれなかったものなのか、答弁をお願いします。

- ○議 長(浅岡 厚君) 社会福祉課長、中川チエリ君。
- ○社会福祉課長(中川チェリ君) では、私のほうからは社会福祉総務費、こちらの臨時職員 についてのお話をさせていただきます。

社会福祉係におきましては、障害給付に係る事務につきまして、知的、身体、精神それぞれ1名ずつと生保、民生委員、人権擁護委員、保護司等の担当が1名の人事配置があったところでございますが、平成27年度、28年度と年度途中で職員の退職がありまして、正規職員の配置がかなっていないところです。また今年度も正規職員の配置がかないませんでしたので、臨時職員を採用しているところでございます。

採用につきましては、4月から採用しておりまして、4月、5月につきましては予備費での対応をさせていただいたところでございます。

- **○議 長(浅岡 厚君)** 健康福祉課長、作田延保君。
- **〇健康福祉課長(作田延保君)** それでは、私どものほうの臨時職員についてお答えさせていただきます。

まず初めに、どうして当初予算で盛れなかったのかというお話でございますけれども、まず人事異動がまだ決まっておりませんでしたので、その時点でどこに配属されるかがわかりません。したがって、当初では盛れなかったということでございます。

それと、臨職2名体制ということなんですが、大きな要因の1つ目といたしましては、業務の繁忙期が例えば午前中に集中しているとか、そういったときに2人を充てて手厚くするとか、そういったところが可能になるということと、相手側の方々がやはり扶養の範囲内で仕事をしたいんだという要望もありまして、私どもの利害が一致したというところでございます。

それと採用につきましてですけれども、1名は4月23日、もう一名の方は5月1日という ことで、予備費、それから補正予算の2本立てでお願いをしてございます。

以上でございます。

- ○議 長(浅岡 厚君) 税務課長、篠崎肇君。
- ○税務課長(篠崎 肇君) 私のほうからは、徴税費の関係について回答させていただきます。 ただいま健康福祉課長からもありましたとおり、4月の人事異動において1名減というも のが判明したところでございます。よって、当初予算のほうには間に合わなかったというと ころでございます。税務課につきましても、何日からというのが今手元にありませんが、4 月中旬から採用しておるところでございます。
- 〇議 長(浅岡 厚君) 9番、善塔道代君。
- ○9番(善塔道代君) 9番、善塔です。

わかりました。もう採用されて、臨時職員が配置されているということですよね。4月、

5月のほうは予備費で対応しているということで。

つかぬことを聞きますけれども、これが否決されたら、この採用された人たちはどのよう に対応していくのか。すみません、お聞きしたいと思います。

- **○議 長(浅岡 厚君)** 健康福祉課長、作田延保君。
- **○健康福祉課長(作田延保君)** 当面の間はまた予備費を入れさせていただくことになろうか と思います。

以上です。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 9番、善塔道代君。
- **〇9番(善塔道代君)** 9番、善塔です。 わかりました。よろしくお願いします。
- 〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。
- 〇8番(杉原正一君) 8番、杉原。

現在のかたかいこども園、旧片貝保育所の除去に当たって、設計業務委託料が226万ほど 計上されているんですけれども、なぜ除去、一般的にいえば解体ですよね。建物の解体、工 作物の撤去。なぜ設計業務委託しなくちゃいけないのかと。

私の一般的な考えであったならば、建物を撤去、解体するんだったら、その解体業者に見 積もりを出してもらったほうが間違いなく安く上がると思うんですよ。どうしてこの設計に 関して委託しなくちゃいけないのかなと、その理由を教えてください。

- ○議 長(浅岡 厚君) 社会福祉課長、中川チエリ君。
- ○社会福祉課長(中川チエリ君) お答えいたします。

設計についてということでございますが、国は建築物解体工事共通仕様書というものを示しております。公共建築物の解体工事の工法等について、標準的な仕様を取りまとめたものでございます。建設リサイクル法や廃棄物処理法、こういったものに配慮しながら、解体費用がどのくらいかかるのか、しっかり積算しなければなりません。施工業者を決定する入札を行うために必要なことでございます。

設計という言葉から、どうしても物をつくる、建てるイメージというものが強くて、なぜ 設計と思われてしまうのかもしれませんけれども、解体費用がどのくらいかかるのかという ことがわからなければ入札につなげませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

それと、解体業者に金額をということなんですけれども、その解体業者さんが建築設計に つきましても入札参加資格申請をされていれば可能かと思います。この辺の入札等について 社会福祉課から申し上げることではないんですが、その業者さんが設計等についても資格が あって、希望されていればというところが条件になるのではないかと思います。

〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。

以上です。

○8番(杉原正一君) だから、最後課長が言ったところが問題なんですよ。しょっちゅう解体があるわけじゃないから、解体業者は指名入札なんかはやっていないですよね。だから、さっき言ったように情報公開しなさいと。いついつこういうものがあるんだよと言えば、解体業者だって見積もりに参加できるかもしれない。

ちなみに、世間で言う相場というのは、一般家庭の木造であったならば安いところで3万。 3万から5万までですよ、相場的には。保育所、今のかたかいこども園は中に入っているものは一般住宅より少ないですよ。部屋も大きいし。そうするともっと安くできるかもしれない。まして工事をやる、重機を運ぶにも、校庭みたいなものもある。そうすると世間の相場というのが、さっきも入札の関係でも言ったけれども、世間の相場なら3万から5万、だから設計業者にこれ以上のものは出さないでくれと、そのような情報も提供するのが、安くやってもらうのが課長の務めじゃないかと思うんだけれども、どうでしょうか。

- ○議 長(浅岡 厚君) 社会福祉課長、中川チエリ君。
- ○社会福祉課長(中川チエリ君) 杉原議員の御質問にお答えいたします。

一般的には、今のお話ですと、3万から5万で安くというところを担当課長からというお話ですけれども、先ほども申し上げましたが、公共の施設について解体するにもやはり決まり事がございますので、それをクリアした設計、仕様書等に基づいたものをつくらなければいけませんので、そういったことはできないことと思います。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 8番、杉原正一君。
- ○8番(杉原正一君) 一番は現在町が借りている地主ね。この地主がどのような状態で返してもらいたいかというのが一番、第一に考えなくちゃいけないということですよね。それに伴ってどのような解体をしていくかということですので、無駄なお金は払わないように、先ほどから財政が逼迫していて道路の補修も満足にできないという状態なんだから、何もこども園を早く撤去しなくちゃいけないという理由はない。先ほども、まだつくって25年前後ぐらいだろうと。今でいう旧片貝幼稚園、豊海保育所よりも新しいわけだから、その辺を踏まえて、何も急がなくてもいいというところもあるから、しっかりとした高くない見積もりをつくってもらうようにしてください。終わります。

○議 長(浅岡 厚君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

1番、髙木輝一君。

○1番(高木輝一君) 平成30年度九十九里町一般会計補正予算(第1号)、これに対し反対 する立場から討論をさせていただきます。

設計監理委託料226万8,000円については、私はこれだけの費用捻出、これだけの金額をかけてやることなのか、今までの経緯も踏まえて私は疑問視する立場として反対をさせていただきます。

そして、今のかたかいこども園、現状のですね。本庁舎と中央公民館、これに近い施設なんです。ですから、行政施設としてはやはり身近なところにあるので、利活用が可能と私は思っています。そして旧保育所、旧幼稚園については、取り壊さないで何年も放置している状態と私は全く同じ状態ではないのかなと思っております。6日の一般質問の中でも、借地の協議はこれから協議していくということを答弁されていましたけれども、全てにおいて対応が後手後手の状態だと私は思っております。

今回のかたかいこども園増築改修工事に際して、取り壊し条件、除却条件ということではありますけれども、ほかのことをさておき、今までの旧豊海保育所借地料、年間92万円、旧片貝幼稚園借地料約120万円、トータルで210万かかっているわけです。これを何いがしろにして今回だけ取り壊しをするということについては、私は納得ができません。

よって、この案件については、私は再検討していただきたいと思っておりますので、反対 の立場として討論をさせていただきました。

以上です。

○議 長(浅岡 厚君) 原案に賛成の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 平成30年度九十九里町一般会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長(浅岡 厚君) 日程第5、議案第3号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題といたします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、篠崎肇君。

(提案理由説明)

○議 長(浅岡 厚君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

〇12番(谷川優子君) 12番、谷川です。

すみません、私もこれ、今回かなりの条例が、たくさん条例改正があって、ずっと読んだんですけれども、これもう少しわかりやすく具体的に説明していただけますでしょうか。

〇議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

(午後 2時41分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時42分)

- **〇議 長(浅岡 厚君)** 産業振興課長、南部雄一君。
- **○産業振興課長(南部雄一君)** 本条例の改正に至った制度について、私のほうから説明をさせていただきます。

きのうの善塔道代議員の質問の町長答弁にもございましたが、それとちょっと重複する内容になろうかと思いますが、今回の中小企業が生産性向上特別措置法に基づいて、先端設備

等導入計画に基づいて中小企業が年率3%以上の労働生産性の向上を見込むために機械等を 導入した場合に、この計画が町に認定された場合になりますが、市町村の固定資産税が最大 3年間ゼロになりますと。そのゼロにするための規定を今回の税条例の改正で整備するもの の内容でございます。

以上でございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- **〇12番(谷川優子君)** 12番、谷川です。

すると、この中小企業の年3%以上のそういった機械や何かの設備投資をした場合は、税金をゼロにすると。そういった対象はどのくらいありますかね、九十九里町は。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 産業振興課長、南部雄一君。
- ○産業振興課長(南部雄一君) これも昨日の町長答弁にございましたが、税負担の軽減を受けようとする企業の推計はすることが困難です。ただ、現行制度の中小企業経営強化法に基づく特例措置を受けている中小企業は、償却資産を申告している557件のうち7件ということでございます。

以上でございます。

○議 長(浅岡 厚君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

O議 長(浅岡 厚君) 日程第6 議案第4号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、篠崎肇君。

(提案理由説明)

○議 長(浅岡 厚君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

〇12番(谷川優子君) 12番、谷川です。

今回、被保険者の均等割額が示されていまして、その均等割額の控除額が上がったという ことだと思うんですけれども、だけれども改正で支援分や介護分が増えているところもある わけで、実際その対象人数と負担額がわかれば教えていただきたいと思います。

それから、今回の都道府県化によって、応能割と応益割がどういうふうに変わるのかとい うことを、わかればこの割合を教えていただきたいと思います。

- ○議 長(浅岡 厚君) 税務課長、篠崎肇君。
- ○税務課長(篠崎 肇君) それではお答えいたします。

まず、軽減割の人数等についての御質問だと思いますが、7割軽減の対象者が870世帯1,130人、3,990万円の減額となります。こちらにつきましては概算ですので、参考としてお聞きいただきたいんですが、5割軽減につきましては400世帯740人、1,670万円、2割軽減が350世帯650人、588万円の減となる見込みであります。

あと、応益割と応能割の割合ということだと思いますが、応能割が50.28、応益割が49.72%の見込みでございます。

- 〇議 長(浅岡 厚君) 12番、谷川優子君。
- ○12番(谷川優子君) 今回その7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減が拡大されたという、 均等割が拡大されたということはわかりました。

しかし、この応益割、応能割が大体50、50ですよね。実際、やっぱり応益割をうんと下げないと、結局所得がなくてもかかってくる割合なので、これをもう少し、応能割、応益割の

割合をもう少し考えていただきたいと思います。昔は3対7とか6対4とかいう状況の中で やっていたと思うので、よろしくお願いします。

○議 長(浅岡 厚君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

〇議 長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

O議 長(浅岡 厚君) 日程第7、議案第5号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしま す。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、中川チエリ君。

(提案理由説明)

○議 長(浅岡 厚君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(浅岡 厚君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分です。

(午後 2時58分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時13分)

◎日程第8 議案第6号 九十九里町重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

○議 長(浅岡 厚君) 日程第8、議案第6号 九十九里町重度心身障害者医療費等の助成 に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、中川チエリ君。

(提案理由説明)

○議 長(浅岡 厚君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 九十九里町重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 報告第1号 平成29年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告について

○議 長(浅岡 厚君) 日程第9、報告第1号 平成29年度九十九里町一般会計繰越明許費 繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長、木原正幸君。

(提案理由説明)

○議 長(浅岡 厚君) 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議 長(浅岡 厚君) 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

本諮問について、提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長(大矢吉明君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、平成30年9月30日付で任期満了となります古川比呂子氏を引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。

古川氏は、広く社会の実情に通じ、見識も高く社会福祉にも精通しており、平成21年より 現在まで、人権擁護委員として人権思想の普及、高揚に尽力されています。特に日常の相談 事業においては活発な活動をされており、人権擁護委員として適任者と認め、引き続きお願 いするところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

(午後 3時23分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時25分)

○議 長(浅岡 厚君) 本件は、ただいまお手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 異議なしと認め、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。

◎日程第11 議員派遣の件

○議 長(浅岡 厚君) 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第129条第1項の規定により、平成30年7月5日の市町村議会広報研究会に議会 広報特別委員会委員を、平成30年7月11日の山武郡市議会議員研修会並びに平成30年8月2 日の千葉県町村議会議員研修会に議員全員を、また平成30年7月25日、26日の山武郡市議会 議長会視察研修会に内山菊敏君を、お手元に配付いたしました議員派遣の内容でそれぞれ派 遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、市町村議会広報研究会に議会広報特別委員会委員を、山武郡市議会議員研修会並 びに千葉県町村議会議員研修会に議員全員を、また山武郡市議会議長会視察研修会に内山菊 敏君を派遣することに決定いたしました。

◎日程第12 請願第1号 「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に 関する意見書」採択に関する請願書

○議 長(浅岡 厚君) 日程第12、請願第1号 「国における平成31(2019)年度教育予算 拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

教育福祉常任委員会の審査の結果について、教育福祉常任委員会委員長より報告を求めます。

教育福祉常任委員会委員長、中村義則君。

(教育福祉常任委員会委員長 中村義則君 登壇)

〇教育福祉常任委員会委員長(中村義則君) 中村です。

報告いたします。教育福祉常任委員会に付託されました「国における平成31 (2019) 年度 教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、請願の趣旨及び内容について、 本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしました。会議規則第94条第1項の規定によ り報告いたします。

○議 長(浅岡 厚君) 教育福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

教育福祉常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。 (起 立 全 員)

〇議 長(浅岡 厚君) 起立全員であります。

よって、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎日程第13 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択 に関する請願書

○議 長(浅岡 厚君) 日程第13、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する 意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

教育福祉常任委員会の審査の結果について、教育福祉常任委員会委員長より報告を求めます。

教育福祉常任委員会委員長、中村義則君。

(教育福祉常任委員会委員長 中村義則君 登壇)

〇教育福祉常任委員会委員長(中村義則君) 中村です。

報告いたします。教育福祉常任委員会に付託されました「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、請願の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議 長(浅岡 厚君) 教育福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議 長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

教育福祉常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。 (起 立 全 員)

〇議 長(浅岡 厚君) 起立全員であります。

よって、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎日程第14 請願第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書

O議 長(浅岡 厚君) 日程第14、請願第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書を議題といたします。

教育福祉常任委員会の審査の結果について、教育福祉常任委員会委員長より報告を求めます。

教育福祉常任委員会委員長、中村義則君。

(教育福祉常任委員会委員長 中村義則君 登壇)

○教育福祉常任委員会委員長(中村義則君) 中村です。

報告いたします。教育福祉常任委員会に付託されました精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書について、請願の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議 長(浅岡 厚君) 教育福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

教育福祉常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の

諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(浅岡 厚君) 起立全員であります。

よって、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議 長(浅岡 厚君) お諮りいたします。

ただいま中村義則君ほか4名から、発議案第1号 国における平成31年度教育予算拡充に 関する意見書について、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について並びに発議案第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にする ことを求める意見書についてが提出されました。

発議案を配付いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 3時34分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時38分)

○議 長(浅岡 厚君) 発議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 配付漏れなしと認めます。

発議案第1号及び発議案第2号並びに発議案第3号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2並びに追加日程第3として議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号及び発議案第2号並びに発議案第3号を日程に追加し、追加日程第 1及び追加日程第2並びに追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議案第1号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見

書について

○議 長(浅岡 厚君) 追加日程第1、発議案第1号 国における平成31年度教育予算拡充 に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

教育福祉常任委員会委員長、中村義則君。

(教育福祉常任委員会委員長 中村義則君 登壇)

○教育福祉常任委員会委員長(中村義則君) 中村です。

発議案第1号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書について。

この請願書は毎年提出されておりますので、意見書(案)の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書(案)のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年6月8日。提出者、九十九里町議会議員、中村義則。賛同者、古川明、細田一男、 內山菊敏、杉原正一。

九十九里町議会議長、浅岡厚様。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議 長(浅岡 厚君) 本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

発議案第1号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議 長(浅岡 厚君) 起立全員であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

○議 長(浅岡 厚君) 追加日程第2、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関

する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

教育福祉常任委員会委員長、中村義則君。

(教育福祉常任委員会委員長 中村義則君 登壇)

〇教育福祉常任委員会委員長(中村義則君) 中村です。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について。

この請願書は毎年提出されておりますので、意見書(案)の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書(案)のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年6月8日。提出者、九十九里町議会議員、中村義則。賛同者、古川明、細田一男、 内山菊敏、杉原正一。

九十九里町議会議長、浅岡厚様。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議 長(浅岡 厚君) 本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。 これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議 長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(浅岡 厚君) 起立全員であります。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 発議案第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書について

○議 長(浅岡 厚君) 追加日程第3、発議案第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者 医療費助成制度の対象にすることを求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

教育福祉常任委員会委員長、中村義則君。

(教育福祉常任委員会委員長 中村義則君 登壇)

〇教育福祉常任委員会委員長(中村義則君) 中村です。

発議案第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書について。

配付された議案のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年6月8日。提出者、九十九里町議会議員、中村義則。賛同者、古川明、細田一男、 內山菊敏、杉原正一。

九十九里町議会議長、浅岡厚様。

発議案を朗読いたします。

精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書(案)。

憲法第14条は「法の下の平等」をうたい、国連の障害者権利条約第4条は「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も控えること」と明記している障害者基本法が改正され、精神障害者も「障害者」と規定された。障害者差別解消法は「差別の解消」を宣言している。

このような状況の中、身体・知的障害者に適用されている千葉県重度心身障害者医療費助成制度から、精神障害者は除外されている。よって、千葉県におかれては、精神障害者も身体・知的障害者と同等に重度心身障害者医療費助成制度の適用対象とするよう、必要な措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月8日。

千葉県九十九里町議会議長 浅岡厚。

別紙の意見書を千葉県知事に提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議 長(浅岡 厚君) 本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

発議案第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求

める意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(浅岡 厚君) 起立全員であります。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 陳情第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めるとともに、世界の国々に署名・批准を働きかけることを求める意見書提出を求める陳情書

○議 長(浅岡 厚君) 日程第15、陳情第1号 日本政府に国連核兵器禁止条約推進の努力 を求める意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

総務常任委員会の審査の結果について、総務常任委員会委員長より報告を求めます。 総務常任委員会委員長、荒木かすみ君。

(総務常任委員会委員長 荒木かすみ君 登壇)

〇総務常任委員会委員長(荒木かすみ君) 荒木です。

報告いたします。総務常任委員会に付託されました、日本政府に核兵器禁止条約の署名・ 批准を求めるとともに、世界の国々に署名・批准を働きかけることを求める意見書提出を求 める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議をした結果、不採 択と決定いたしましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

○議 長(浅岡 厚君) 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。 12番、谷川優子君。 ○12番(谷川優子君) 日本政府に国連核兵器禁止条約推進の努力を求める意見書提出を求める陳情書に賛成討論を行います。

米科学調査によると、1万5,000発以上の核兵器保有状況は、NPT核拡散条約に入る核保有5カ国、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国、NPTに入っていないインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の9カ国とトルコ、イタリア、ドイツ、ベルギー、オランダに核兵器が配備されており、アメリカとロシアで9割以上を占めていると述べています。

昨年8月29日の国連安保理議長声明は、対話を通じた平和的で包括的な解決を加盟国に呼びかけています。国際社会及び日本政府に対して、米朝両国に直接対話を促し、平和的、外交的な手段で核ミサイル問題を解決するために可能なあらゆる手だてをとることを強く要請しました。

特に、日本政府が対話否定論に固執する態度を改め、米国政府に今こそ対話に踏み切るべきことを説くことを強く求めました。被爆国である日本政府が一日も早い核兵器禁止条約の署名また批准をし、世界平和へ寄与できることを心から願い、賛成討論といたします。

○議 長(浅岡 厚君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

総務常任委員会委員長の報告は不採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

(「動議」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 暫時休憩いたします。

(午後 3時53分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再会いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時54分)

◎動議の提出

○議 長(浅岡 厚君) ただいま、10番、細田一男君から動議が提出されました。

それでは、動議について御説明お願いいたします。

手を挙げてください。

10番、細田一男君。

〇10番(細田一男君) 動議発言は挙手要らないと思いますけれども。

九十九里町議会会議規則第16条並びに第20条に照らし合わせ、動議を求めます。

先般の平成29年第4回定例会においての私の発言について、荒木議員より不穏当な発言があると発言がありましたが、どこが不穏当であったのか説明を求めます。

議事録はそのまま発言内容が記載され作成されますので、発言についてはきちんとした結論と処理をしなければならないと思います。議員として本会議において発言したことを、お互いがきちんと確認し合うことが議員としての資質であり、議員としての義務であると思いますので、再審議を行うよう発議し、動議といたします。

○議 長(浅岡 厚君) ただいま細田一男君から動議が提出されました。

この動議について賛成される方はございますでしょうか。

(賛成者拳手)

○議 長(浅岡 厚君) この動議は1人以上の賛成がありますので、成立いたしました。 暫時休憩いたします。

(午後 3時56分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時09分)

◎日程の追加

○議 長(浅岡 厚君) 細田一男君より出されました荒木かすみ議員の不穏当発言に対する 説明要求動議を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることについて採決いたします。 この動議を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに賛成の諸君の起立を求め ます。 (起 立 少 数)

〇議 長(浅岡 厚君) 起立少数です。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることは否決されました。

◎閉会の宣告

○議 長(浅岡 厚君) お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会したいと思います。これに 御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、これをもって平成30年第2回九十九里町議会定例会を閉会といたします。 御苦労さまでした。

閉 会 午後 4時10分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 浅 岡 厚

署名人 髙 木 輝 一

署名人 古 川 明